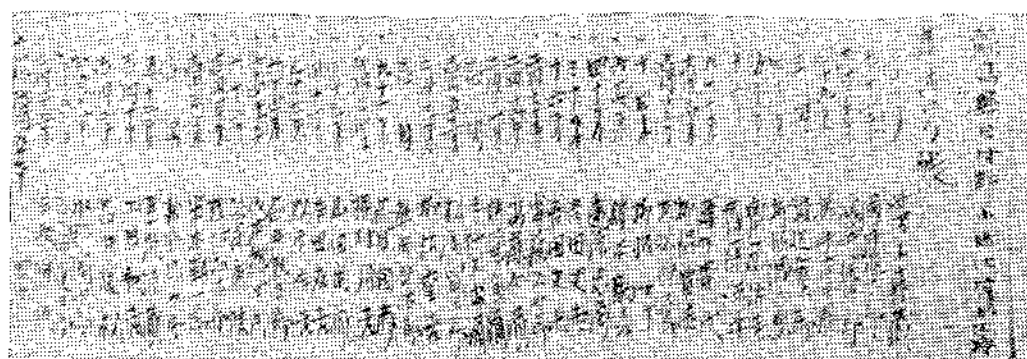
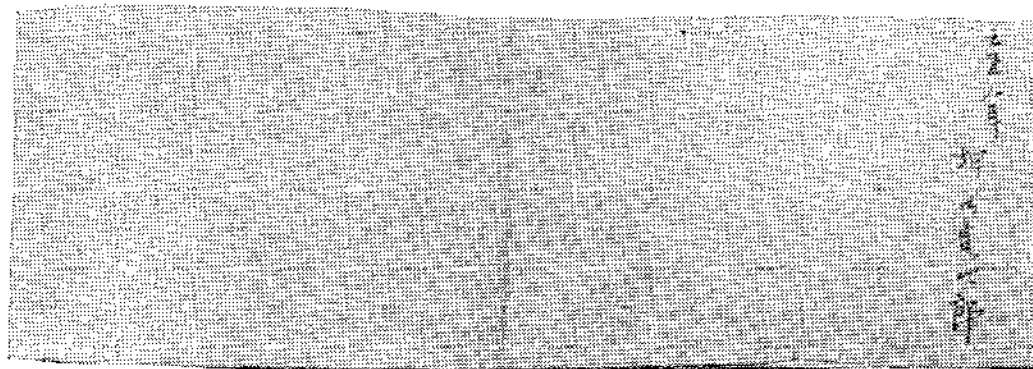


VI
經
營



大正8年 売業懸場決算帳（富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管）

本文1143頁参照

一 雇 用

六六 明治四年五月 売薬行商人請合証文

旅出奉公人請合証文之事

一 私類家押川屋小兵衛伴栄蔵与申者、慥成ものニ付私受合ニ相立、貴殿反魂丹場所江被召連候ニ付、老ケ年給金四兩ニ相極メ、内二兩ハ五月四日貰ひ受、残二兩ハ当年首尾能く相勤候上ニ而頂載仕候、然上ハ百貳拾八兩持参金受合ニ而急度為指上可中候、滿年々御召連ニ相成候ハ、追々為働出、持参金為相増可申候事

一 栄蔵宗門之義ハ、代々浄土真宗浄土寺村円命寺且那ニ紛無御座候

一 旅先ニおゐて持逃・欠落等仕候ハ、早々尋出し私ハ不残勘定相立可中候、万一紛失之品等有之候時者、急度相弁可中候、且又貴殿御氣ニ入不中候得ハ、何時成共御

隙御出し可被成候、其後右場処江余齒ひ等ニも為入込申問敷候

一 栄蔵於旅先若し相煩ひ候共、四五日ハ御用捨可被下候、若長病相滞候ハ、其入用銀何程ニても指出し可中候、万一病死等仕候ハ、其勉之御法通りニ葬可被下候、尤雜用等勘定相立可中候、其外如何様之義出来仕候共、私罷出相傍貴殿江少も御難題相懸ケ申問敷候、猶又此証文取返不中内ハ、幾年ニ而も私受合ニ相立申勉、相違無御座候、為其後日之受合証文仍而如件

明治四年五月

受人 木町 二上屋

平 七 印

本人 同町 押川屋

小兵衛 印

同人伴

栄 蔵 印

関屋

清太郎殿

(付紙)
持参改書之事

然上者播州五拾六両、作州六拾六両式步式朱、都合百
式拾式両式步式朱ニ相成候処、百式両式步式朱持参ニ
相極、精誠相働金上納可仕候事

明治四年七月七日

押川屋
小兵衛 ㊦

(関野家文書・富山市立郷土博物館蔵)

三三 (明治四年)七月 売薬行商人雇用問合わせ

一 滑川半七悻宗吉義其元様売薬場所、播州等江遣し度由
ニ而御尋ニ御座候得共、私方ニ者何之懸り合も無御座候
間、御勝手ニ御召仕可被成候、依而御尋之義申進候以上

六七月六日

西水橋伊右衛門代親類

野町屋

庄 助 ㊦

田中

久助様

(早川家所蔵文書)

三三〇 明治八年十月 内務省の売薬雇用人取調書布

達

第七百拾壹番

管 下

正 副 区 長 エ

今般内務省衛生局ヨリ売薬免許ヲ受候者ノ内売子手代等ヲ
以テ各地ニ販売致候向ハ取締ノ為メ手代売人別ニ別紙雛形
通りノ証書ヲ所与可致答ニ候条販売ノ薬名及ヒ手代姓名取
調書ヲ以テ来ル十一月三十日迄ニ右下渡方可申出此旨布達
候事

但シ從來鑑札下渡置候向ハ本文証書ト引替返納可致且右
之内手代旅先キ出業ノ者ハ本主ニ於テ証書請取置追テ手
代帰郷ノ上前件ノ手続キニ可取計候事

明治八年十月十二日 権令 山 田 秀 典

雛形

記

一 薬名

製薬人

何某

手代

何某

右明治年月日内務省衛生局ヨリ製薬免許有之則交付ノ鑑札
ハ本主ニ留メ置手代販売先キノ確証トシテ此ノ証書ヲ所持
スヘキ者也

明治 年 月 日

新川県

(株式会社 廣貫堂蔵)

印一札相渡候処如件

明治十三年六月廿日

上新川郡堀江村

本人 黒田 平吉

印

受人 黒田 藤吉 印

同 伊藤 庄二 印

証人 土肥勇次郎 印

寺西平部殿

(寺西家所蔵文書)

六三二 明治十二年六月 売薬行商人請合証書

別紙副約

私義

今般貴殿方へ売薬旅出傭人ニ相成候上ハ旅先ニ於テ持逃病
氣等之難アルカ、又ハ取集候金高定額ヨリ聊タル共不足ス
ルニ於テハ、住家奥行七間半前口二間四尺之建物老戸付属
之家財等其節之代価を以立用可被下候、若不足ニ相立候ハ
一 ヽ請人等ニ而急度決算相立可申候、為其副約トシテ請人連

六三三 明治十八年二月 売薬行商人の借用証

金借用証

一 金七拾円者

通貨也

右金之内ニテ給料金三拾五円引去リ、残り金三拾五円正ニ
借用仕候儀確實也、然ル上者該金返済之儀、帰国之上急度
返金仕可申候、若シ其際ニ至テ、相滞リ候時者於貴殿ニ何
カ様ニ被成下候テモ、少モ不苦候、且又私在不在等有之候
時者受人方へ御引合御受取可被下候、仍テ為メ後日証書一

明治十八年二月九日

上新川郡横道村千六百三拾番地

大澤輝一 ①

寺西平部殿代理

寺西市郎殿

(寺店家所藏文書)

六三三 明治二十五年五月 売薬行商人請合証書

売薬行商人請合証書

一 廣貫堂薬劑係り千五百三十三番、貴殿所持熊本県肥後
 国売薬懸場帳面卷人廻リ、今度富山市大字泉町老番地、
 太田清助ト申仁、慥成者ニ付本年ヨリ売子ニ召連、給料
 金貳拾五円ニ極メ、出立前ニ拾貳円五拾錢被遣、残り拾
 貳円五拾錢帰國ノ上被遣候ニ付、御指函ノ通り屹度為相
 勤可申候、依而私請合ニ相立申処実正也、然ル上者行商
 先確定ノ規則、堅ク可為相守条々左ニ

一 明治十五年太政官第五拾壹号之規則堅ク相守、劇薬毒
 薬粗悪之製劑ハ決而取扱不申候

一 廣貫堂売子行商勤中ハ、決而薬品密売買不仕、又余人
 ヨリ依頼有之候共一切承り不中、万一取行ヒ露顯候時者
 何等之処置ニ相成候トモ、必違背不仕候

一 免許薬品之内反魂丹等預リ配薬仕可申、尤モ行商鑑札
 御記載薬数之外、決而取扱中間敷候

一 貴殿ヨリ預リ申懸場帳面ニ、置薬取揚金等其都度詳細
 記載仕、帰国直チニ返納可仕候、若都合ニ依リ暇ニ相成、
 翌年御調之上、付落、算違等有之候得者、証書見聞之上
 屹度弁金可仕候

一 若暇ニ相成候後、新懸或ハ取揚等帳簿ニ付落ナキニシ
 モアラズ、其辺ヨリ御疑心相立候哉モ難斗、仍而同商業
 ハ勿論余商業ニテモ決而其地江立入中間敷候、万一違約
 之上苦情ヲ募リ候ハ、此証書之趣ヲ以其筋へ訴訟ニ相
 成候トモ、一言中訳仕問敷候

一 彼ノ地得意先ニ於テ、預ケ薬之数及ヒ薬価算違ヒ等、
 堅ク為相心得、正直ヲ元トシ万端粗採之扱方、決而為仕

間敷候、万一御規則ニ触レ候時者、何国ヘナリトモ罷出
忘説ニ取消、貴殿江毛頭御難題相掛中間敷候

一 清助義行商先ニ於テ病氣相滞候ハム、暫時者御用捨被

下度、若長病或者死去候節者諸入費一々相償可申候

一 懸場廻リ定日之外狼リニ日数費シ候時ハ、日割ヲ以算

用相立可中、尤不時天災ニ而一同之儀ハ勘并被下度候

一 清助義旅先ニ於テ遊情ニ流レ、或ハ持逃等致シ候節ハ

早速迎ヲ相立速戻、第一懸場帳面并ニ持参金諸入費又ハ

御預リ申諸道具等、不残取揃相済シ可申候

右之条々堅ク為相守可申候、万一御規則外之業剂等取扱、

罰則ニ触候時ハ決而營業者或ハ支配人之誤リニテハ無之、

全ク行商人之不所存ニ候得ハ、私何方ヘ成共罷出速ニ相誘

可申候、依而此証書秘取不中中ハ幾年タリ共、私請合之廉

ヲ以、取扱可申候、仍而為後念之受合証如件

明治廿五年五月

保証人 関野清太郎 ㊦

同 関野清平 ㊦

重松佐平殿

大正三年四月 売薬懸場帳簿純益請負につき

連帯約定証

売薬懸場帳簿潤益受負ニ付連帯約定証

西水橋町保壽堂付属ノ貴殿所持ノ売薬懸場磐城、岩代国式

ケ国ニ配置アル得意家、磐城国守山町熊田庄次外千二百七

十名、帳簿四帖綴四冊ニ記載之通り大正三年七月ヨリ大正

参年参月迄年々度廻リ、取揚高金六百参拾貳円貳拾八銭ニ

テ此ノ潤益金壹百拾参円参拾銭ト定メ候

右帳簿行商鑑札等帰宅ノ節差上可申候約定ヲ以テ、本年四

月ヨリ向フ五ケ年大正八年参月末限リトシテ潤益受負行商

候事確實也、然ル上ハ双方承諾ノ上左ノ通約定ス

第一条 政府御発布ノ売薬規則ハ申スニ及ハス、其ノ他保

壽堂ノ規定ハ堅ク遵守致候

第二条 潤益金ハ毎年拾月三十一日迄ニ半額、及残り半額

金五拾六円六拾五銭ハ帰宅ノ上差上申候

第七条 保壽堂諸経費等ハ私等ノ負担トス

第三条 ^(潤カ) 潤益金若シ延滞候節ハ何時ナリトモ帳簿引取りニ

第八条 得意家ヲ私等自由ニ他人ト交換又ハ讓渡シ申間敷候

相成候共異議申間敷候

候

第四条 本年受負申取揚金高ヨリ受落候節ハ、其ノ時ノ相

第九条 私等旅行中若シ病氣又ハ病死等相生ジ候節ハ、諸

場ヲ以テ弁償仕候、若シ取揚高受負ヨリ出目相生ジ候節

入費ハ私等負担致シ、猶ホ引受証人ヨリ代人ヲ相立テ該

ハ五歩ハ帳簿ニ相添へ、五分ハ私等へ受取候、最モ其ノ

得意家へハ年間中聊カ差支へ無之様取斗ヒ、貴殿へ御迷

時ハ金拾円揚リニ付拾八円ノ相場ヲ以テ貴殿へ売渡シ候、

惑相掛ケ申間敷候

代金ハ其ノ半額ヲ受取り、残り半額ハ廻濟ノ上受取申候、

右之通り連帯責任ヲ以テ約定候也

万一老廻リ帰宅后支払ナキトキハ一ヶ月老円ニ付老銭

大正參年四月一日

宛ノ利子ヲ申受候

富山県中新川郡西水橋町字山王町六百十四番地

第五条 期限内自分等都合上勝手ニ返帳致シ候時ハ相働キ

連帯受負人 押田龜次郎 印

出目有之候トモ私等貰ヒ受ケ不申候、猶ホ其節受負當時

富山県中新川郡西水橋町字江ヶ掌村二千四百卅七番地

ノ取揚高ヨリ受落候時ハ弁償仕候、且ツ貴殿方ニ御引取

連帯受負人 馬場常則 印

リ之節ハ受負當時ノ取揚高ヲ引去リ、其ノ余リ分ヲ私等

帳主 浜田治平殿

引取中ベク候

右潤益引受約定証書之通り約定被致候処相違無之候ニ付拙

第六条 私等ヨリ返還致タル売薬得意懸場へハ後年ニ至リ

者保証致候、然ル上ハ前記ノ約定ヲ確守スル^(確カ)ハ勿論、如何

テモ、私等ニ於テハ売薬行商ハ勿論、他商業ニモ堅ク立

様ノ故障出来候トモ引受ケ、貴殿へ御迷惑相掛ケ申間敷候、

チ入り申間敷候

依テ拙者引受保証人ニ相立捺印致候也

中新川郡上条村大字小出村

引受保証人 菅田宗二 ㊦

(富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管)

第二条 此契約期間ハ尅ケ年トスト雖モ相互合意ノ上ハ数

年ト雖モ此契約証書ヲ以テ継続スルモノトス

但シ行商者ハ使用者ノ都合ニヨリ何時解雇セラルム

モ毫モ異議ナシテ若シ行商者ヨリ自己ノ都合ニ

ヨリ解雇ヲ求メントスルトキハ帰宅直チニ予告スル

コトヲ要スルモノトス

第三条 毎年度ノ行商期間ハ其年ノ九月中旬頃ヨリ翌年ノ

三月下旬頃マデトシ其給料ハ貴殿見込ノ給料ヲ支給セ

ラルムモ毫モ異議ナキモノトス

第四条 売薬行商中ハ貴殿ノ為メニ第壹条ノ懸場区域内ニ

於テ総テ貴殿ノ指揮ニ從ヒ誠実ヲ旨トシ至重ノ注意ヲ

以テ薬品配置及代金取立行為ニ服シ其他如何ナル労苦

ヲモ忍從シ一意専心貴殿ノ利益ト範圍ノ發展ヲ計ルヲ

以テ旨トスルコト

第五条 行商者ハ売薬ニ関スル法律命令等總テ売薬ニ関ス

ル規定ヲ遵守シ其責任アルモノトス若シ行商者犯則等

ノ行為ニヨリ貴殿ニ損害ヲ及ボシタル時ハ罰金料料ハ

勿論其他一切ノ費用ヲ貴殿ニ対弁償スヘキモノトス

六三 大正三年九月 雇用契約証書

売薬行商ニ雇傭ニ付契約証書

凡ソ売薬行商懸場帳ナルモノハ數百年來連續綿綿シ甲ヨリ

乙ニ乙ヨリ丙ニト売買シ以テ其家産ト為スコト恰モ農家ノ

土地或ハ寺院ノ門徒ニ於ケルカ如シ古來ヨリノ慣例然リト

ス故ニ各契約者ハ深ク徳義ヲ重シ互ニ得意先ノ侵害ヲ防ク

ト總テニ注意營業スルハ之レ亦古來ヨリノ慣例ニシテ他ノ

競争營業トハ大ニ趣キヲ異スルヲ以テ各營業者互ニ其産ヲ

破ラス永続スルコトヲ得ルナリ今ヤ貴殿ニ雇ハレ売薬行商

先ニ於テ売薬行商ノ勞務ニ從事スルニ付締結スル条項左ノ

如シ

第一条 売薬懸場行商先区域ハ越後、羽後、羽前ノ三ヶ国

一 内ニ於テ貴殿ノ指定スル所ニ從フモノトス

營 第六條 行商者行商中ハ誠実ヲ旨トシ得意家住所氏名配置

ノトス

VI 經

藥個數売掛代金及取揚金高ヲ遺漏ナク明確ニ之ヲ記帳シ若シ之ニ違ヒタルトキ又ハ帳簿上虚偽ノ記載ヲ為シタルトキハ其一口毎ニ前者ハ金參圓後者ハ金五円ヲ貴殿ニ賠償スベキモノトス

第七條 行商者カ故意ニ売集收金高ヲ減少シタル時ハ其減

シ高金壹圓ニ付金貳圓ノ割合ヲ以テ賠償ス又ハ行商者

自己ノ情意ヨリ得意家ヲ放棄シ代金取立ヲナサズル時

ハ前三ヶ年売集金高ヲ平均シ其平均金高ノ三倍ヲ以テ

賠償スルコト亦ハ故意ニ得意家減戸スルト否トヲ問ハ

ズ減一戸ニ對シ新得意二戸ヲ増殖シ之ヲ補足スルコト

其故意ニ減シタル得意家ハ其家ノ売集金高三ヶ年分ニ

相当スル金額ヲ賠償スルモノトス

第八條 行商者ハ貴殿ヨリ交付セラレタル売薬以外ノモノ

ヲ得意家ニ配置又ハ販売スルコトヲ得ズ若シ之ニ違反

シタルトキハ何人ノ製造薬又ハ製品ナルヲ問ハズ貴殿

ヨリ之ヲ没収セララルモ異議ヲ主張スルヲ得ズ且ツ其

製造薬又ハ製品一種毎ニ金壹百円ヲ貴殿へ賠償スルモ

第九條 行商者ハ第壹條記載ノ区域内ニ於テ新ニ自己ノ懸

場帳ヲ創定シ又ハ他ノ懸場帳ヲ買入レ又他人ノ行商ニ

雇ハレ薬品ヲ配置スルコトヲ得ズ若シ之ニ違フトキハ

何人ノ製造薬ニ係ルヲ問ハズ之ヲ没収セラルモ異議

ヲ主張スルヲ得ズ且ツ其得意家ノ戸數ノ多少ヲ論セズ

金五百円ノ賠償金額ヲ貴殿ニ提供スルモノトス

第十條 行商者ハ中途解約又期間満了ノ後ト雖モ解約後満

參ヶ年内ニ於テ本契約ニ違背ノ行為アルコトヲ發見セ

ラレタルトキハ契約期間内ニ於ケルト等シク總テ本契

約ノ規定ヲ適用セラルベキ義務アルモノトス

第十一條 行商者ハ解約ノ後ニ於テ滿拾五ヶ年間ハ該懸場

区域内へ立入り自己若クハ他人ノ為メニ売薬ニ關スル

營業ニ従事スルコトヲ得ズ若シ之違ヒタルトキハ何人

ノ製造薬ニ係ルヲ問ハズ貴殿ニ於テ其配置薬ヲ取上ケラ

ルモ異議ナキノミナラス尚予定賠償金トシテ金五百

円ヲ其ノ度毎ニ貴殿へ賠償スベキモノトス

第十二條 行商者ハ解約後ト雖モ其行商中行商先ニ於テ買

掛り其他負債ヲ遺シアル為メ貴殿へ迷惑ヲ及ボス場合

ニハ即時之ヲ弁償スベキモノトス

第十三条 保証人ニ於テハ常ニ行商者ノ誠実ナルコトヲ保

証シ本契約証ノ各条ヲ確守センメ若シ之ニ違背シタル

時ハ本人ト等シク責任義務アルヲ以テ保証人タルモノ

トス

右契約ヲ締結スル事如件

住所 富山県射水郡塚原村大字川口村五千百一番地

氏名 本人 金 清一郎 ㊦

住所 同県 同郡 同村

氏名 右父保証人 金 清 八 ㊦

保証人

大正三年九月

高岡市油町

伊勢長右エ門殿

(内藤記念くすり博物館)

六三 大正八年三月 売薬包装の褒賞と競技

○売薬包装褒賞授与

付属の職工競技

富山県工業会主催の売薬包装展覧会は去月二十日より二十
六日迄の一週間富山市立物産陳列館に於て開催せられ二十
五日県会議事堂に於て之れが褒賞授与式を挙行せるが其の
受賞者は左の如くなりき

名誉賞

本方反魂丹 株式会社廣貫堂

輸出売薬之部

一等賞

靈 寶 丹 藤 井 諭 三

隅 田 千 金 丹 隅 田 岩 次 郎

金 靈 丹 高 桑 直 助

重 松 千 金 丹 重 松 佐 平

二等賞

靈 寶 丹 内外薬品株式会社

營

真靈寶丹 寺田 仙之助

大壽丹 齋藤 久次

大 仁 藤井 諭三

妙 丹 隅田 岩次郎

痢疾丸 高桑 直助

VI 經

内地売薬之部

一等賞

懷中要薬 株式会社廣貫堂

熊参丸 中田 清兵衛

フイベル 株式会社師天堂

ヘルミン 富山薬剂株式会社

如神丸 株式会社精壽堂

保壽胃腸錠 保壽堂製薬株式会社

忠魂丹 厚生 師天堂

フエナリン 飯倉 平兵衛

凜 丹 石坂 辰次郎

二等賞

清涼引風の薬 株式会社廣貫堂

外三十名

三等賞

實母散 井上 清三郎

外七十五名

四等賞

改良ピリン丸 岩瀬売薬株式会社

外七十五名

尚ほ式終了後展覽会付属事業として商業会議所楼上に於て
売薬包装競技会を催はしたるに参加工女は廣貫堂十名、師
天堂四名、薬剂会社三名、薬業会社二名、精壽堂一名にし
て競技後授賞式を行ひ一等は廣貫堂の中川しげ大崎さとの
手に帰したるが興味ある競技として參觀者約三百名の多きに
上り何れも其の神速なる手際を嘆賞せざるはなかりき

〔富山商業月報〕大正八年四月十五日

六三七 大正八年四月 請負売薬懸場増加売渡証書

受負売薬懸場増加売渡証書

中新川郡西水橋町保壽堂押田喜訓殿製藥、及同人請売ノ売藥ヲ配置シタル貴殿御所有之売藥配置得意懸場ノ増加ノ懸場所

一 場所ハ磐城国、岩代国式ヶ国内ニアル

一 得意家ハ磐城国田村郡守山町熊田庄次郎ノ外、千貳百七十名

一 得意家ノ配置藥ハ万病感應丸、熊膽円ノ外、貳拾三方也

一 増加取揚リ金參百〇壹円參拾八錢也

但シ此取揚リ精算左ノ如シ

一 総揚高金九百參拾參円六拾六錢大正八年三月三十日

一 元揚リ金六百參拾貳円貳拾八錢大正參年三月末日ノ

受高也

一 増加取揚リ金參百〇壹円參拾八錢也

一 前項ノ取揚金半額ハ貴殿へ差上候テ、残り半額ハ拙

者領収致ヘキ分也

前記各項ノ詳細ハ大正八年三月三十日返還仕候懸場帳簿

一 雇 六冊ニ記載ノ通り

此売渡代金貳百七拾壹円貳拾四錢也

右正ニ領収仕候也

右ハ今般貴殿御所有之売藥懸場所、大正參年四月一日ヨリ拙者受負行商仕居候処、大正八年三月三十日ヲ以テ該懸場返還仕候得者、前記但シ書ノ通り増加有之候ニ付、大正參年四月一日差入置キ約定書ニヨリ前記ノ代金ヲ以テ貴殿へ売渡シ、代金前記但シ書ノ通り領収仕候処実正明白ナリ、然ル上ハ前記売藥配置得意懸場所へハ売藥行商ハ勿論、他商業ニモ堅ク立入申間敷候、且他ヨリ如何ナル故障申出候者有之候共拙者共引受、貴殿へ御損害相掛ケ申間敷候、且連帶ノ内他業其他ノ事故有之候トモ残印ノ者ニテ引受弁償可仕候、為後日受負売藥懸場増加売渡証書一札如件

富山県中新川郡西水橋町大字西水橋六百十四番地

大正八年四月一日 売渡人 押田龜次郎 印

同県同郡同町大字辻ヶ堂村二千三百四十二番地

連帶保証人 押田 貞一 印

西水橋町

濱田治平殿

年以上忠実に勤続するときは其の雇主より再度申告することを得

但し本会議所議員三名以上の連署を以て同様申告することを得

第三条 褒賞の種類は予しめ一定せずと雖も金品又は賞状に分ち役員会の決議を経て之れを授与す

第四条 前条の受賞者を審査する為め總會に於て委員七名を選挙し委員は委員長を互選するものとする

第五条 委員会は受賞者を選抜し案を具して表彰の程度を会頭に申告すべく会頭は役員会の決議を経て之れに対する褒賞を定む

第六条 受賞者にして業務を怠り又は信用を害し其他模範的行為を失ひたるものと認むるときは役員会の決議を経て褒賞を返還せしむることあるべし

第七条 褒賞を授与したるとき又は褒賞を返還したるときは之れを公告す

(富山商業月報二六正八年九月十五日)

六六 大正八年九月 富山商業會議所の店員及び職工獎勵規定

○店員職工獎勵規定

富山商業會議所の店員及び職工獎勵規定は去る明治四十四年に於て制定したる以来再三変更を加へ本年に入りて更に売薬行商人を追加するに至りしが爾後各地の會議所商工会より同規定に關して屢々照会あるに依り左に参考の為め其の全文を掲ぐ

富山商業會議所店員及び職工獎勵規定

第一条 本會議所は富山市内商工業者の店員、売薬行商人及び職工獎勵を目的とし滿十箇年以上忠実に勤続し品行方正他の模範となるべきものに対し之れを褒賞す

第二条 前条に該当するものゝ雇主は本人雇入後の経歴事蹟を詳記し毎年七月中会頭に申告するを要す

前条に該当し一旦褒賞を受けたるものにして更に滿十箇

六三 大正八年十二月 第一回売薬行商人表彰

○売薬行商人

表彰式

報告

我が富山商業会議所は本年度の新事業として売薬行商人奨励を行はれんとし去る七月の総会に於て先づ其の審査に當るべく委員に選ばれたるは長谷川儀作、金岡清彦、長越仙太郎、吉本理八郎、村山直太郎、田中清衡及び不当信四の七名にして次て八月の委員会に於て不当挙げられて委員長の名の被申告者中帳主にして自ら行商たるもの及び帳主の家族にして行商たるものありしを以て之れを除外するに決し爾來委員は部署を定め或は帳主の意見を徴し或は本人の言動を探り以て精密なる調査を遂げたり然るに一般行商と称するも其の種類複雑にして純粹のものあり引受のものあり且つ人員の多数なりしに伴ひ審査の困難なるものありしと雖も委員は一意専心公平無私を主とし力めて遺漏なきを期

し翌九月に至るまで三回の会議を開きて詮衡を重ねたる結果褒賞を与ふべしと決したるもの一百名を選抜し之れが表彰の程度を会頭に報告したり是れ即ち委員会の経過及び結果にして茲に委員一同に代りて之れを報告するもの也

大正八年十二月十四日

富山商業会議所売薬

行商人審査委員長

山田信昌

式 辞

茲に本日を下し第一回売薬行商人表彰式を挙行するに方り閣下並に各位の貴臨を辱うしたるは当所の最も欣幸とする所なり抑も当所は我が富山市の商工界に於て多年勤続斯業に忠実を尽し品行方正他の模範たるべき功績あるものを表彰すること既に數回に上りたり然りと雖も是れ皆な店員及び職工の奨励にして未だ売薬行商人に及ばざりしを遺憾とし新たに本年度の事業として行商人の奨励を行ひ以て業者の奮励を促すと共に売薬界の発展に資せんとするに至れり而して審査委員会が詮衡の結果に依り將さに表彰せられ

營んとする一百名の諸子は僅かに一片の褒状、一点の賞品を

VI 経

得て固より積年の勤勞に酬ゆるに足らずとすべし而かも当業者の儀表として売棄界に推奨せらるゝに至りては諸子の榮譽や小なりと謂ふべからず蓋し当所の諸子を表彰する所以のものは既往の奮勵を称揚するのみに止まらず将来の努力を期待するに在り今や大戰終熄して平和克復したる秋斯業の前途は更に諸子の活動を要するものあり望むらくは益々操行を正うし職業に勵み以て模範たる名実を全うすると共に富山の特産たる売棄をして其の声価を海外に発揚するに力めんことを聊か所懐を叙して式辭に充つ

大正八年十二月十四日

富山商業會議所

会頭 田邊貫一

被表彰者氏名及び表彰文

△壹 等(一名)

表 彰 状

富山市常盤町

帳主 密田林蔵

行商人 中村吉兵衛

資性温厚品行正直四代の主人に事へて斯業に勵精し忠実熱誠主家の隆昌を図ること五十四年恰も一日の如し其の功勞洵に顯著なり以て他の模範と為すに足る仍て本會議所規定に依り銀盃を授与し之を表彰す

大正八年十二月十四日

富山商業會議所

会頭 田邊貫一

△貳 等(廿一名)

帳 主 行 商 人

密田林蔵 澤田宗四郎

高柳重三郎 杉林久助

高木友三郎 大島則廣

重松佐平 小倉善作

橋文蔵 齋藤太七

渋谷佐一郎 筑波三郎右衛門

密田林蔵 密田清蔵

密田林蔵 杉森半次郎

△参 等(七十八名)

帳 主 行 商人

荒木 米太郎 若松 政次郎

松井 金太郎 田中 辰次郎

森 正英 杉江 孝兼

小西 嘉三郎 小林 喜平

畑山 久七郎 生地 卯太郎

西野 サト 永瀬 安太郎

高柳 松太郎 金田 喜平

福田 理平 高澤 虎次郎

密田 勘四郎 竹内 梅次郎

平井 嘉之 飯田 理三郎

鳥崎 藤次郎 藤縄 佐七

三邊 儀兵衛 近郷 竹次郎

松井 金太郎 稲垣 太次郎

三谷 鐵治 安田 為太郎

常田 治平 寺松 滋次郎

大間知 喜一郎 倉野 政助

田中 清次郎 廣野 宗四郎

山田 善藏 高松 兵四郎

金盛 長藏 清水 兵藏

密田 兵藏 井上 伊助

田中 清次郎 櫻井 豊太郎

田中 清衡 高松 清次郎

細野 定次郎 細野 健

寺田 文次郎 田中 竹次郎

布村 清四郎 布村 定次郎

柳原 信賢 浅野 安次郎

吉本 藤兵衛 八木 吉松

亀谷 滋次郎 久世 亀次郎

多年勤続克く職務に精励し忠実熱誠其の帳主に尽せる功勞
洵に大なり仍て本會議所の規定に依り銀盃壹個を授与し之
を表彰す(各通)

大正八年十二月十四日

富山商業會議所

並木 清三郎	井山 為太郎	中川 秀定	角間 甚一郎	岸谷 庄之助	保科 欣次郎	市島 忠平	浅岡 政次郎
田中 清次郎	高木 兵二	稲垣 太平	田中 市右衛門	密田 林藏	内田 政次郎	高木 盛	久郷 米次郎
大志摩 孫四郎	太田 浅次郎	安村 善次郎	浅野 磯次	石黒 ツル	林 捨次郎	高木 與平	高木 盛
笠井 傳藏	村田 太助	高木 登良三	前澤 元太郎	宇津 金太郎	宇津 健之助	吉川 小三郎	澤田 捨次郎
島山 久七郎	青木 傳次	密田 林藏	石黒 虎次郎	松井 宗一	石井 清平	大間知 喜一郎	高井 長次郎
塚本 庄平	河部 定次郎	奥村 嘉一郎	小澤 菊太郎	塚野 滋次郎	中村 豊次郎	浅尾 辰次郎	中田 彌一郎
密田 菊次郎	密田 為次郎	中田 宇平	明和 秀平	清水 善三郎	宇野津 専太郎	中田 宇平	明和 秀平
坪田 勘七	赤祖父 丈助	飯野 久四郎	山田 梅太郎	清水 菊次郎	岩城 安太郎	成子 清三	河上 磯次郎
若林 常太郎	奥田 藤藏	吉本 理八郎	鉛谷 榮次郎	密田 林藏	和田 喜八	並木 清三郎	岩瀬 政次郎
並木 清三郎	井山 為太郎	重松 佐平	小倉 政太郎				

一 雇 用

烏原 鐵之助	須田 伊平	金盛 長蔵	本郷 長蔵	羽根 誠一	並木 清三郎	森 正英	石黒 清平	村井 平蔵	密田 勸四郎	井上 忠良	高木 友三郎	澁谷 清平	小林 幸次郎	本郷 徳三郎	島倉 彦作	金尾 傳次郎	密田 林蔵
高畠 瀧三次郎	堀 初次	永盛 喜兵衛	小倉 常次郎	中村 庄次郎	石黒 藤次郎	安彦 留次郎	笠井 傳三郎	橋本 忠蔵	深山 新治	中山 與次郎	福田 安太郎	野尻 善次	野上 彌七	河住 鐵次郎	高野 常次郎	四ッ谷 外次郎	桐井 良太郎

中谷 善一郎	澤田 九平	橋 文蔵	高森 省三	長谷川 伊三郎	中土 茂三郎	國枝 辰次郎	藤木 安太郎	同 人	羽田野 直信
小林 與平	砂田 重治	丸谷 正太郎	中山 清三郎	蛭谷 吉次郎	長越 彌一郎	大谷 治一	神保 峯二		

多年勤続克く職務に精励し其の帳主に尽せる功勞少からず
 仍て本會議所の規定に依り木杯壹個を授与し之を表彰す
 (各通)

大正八年十二月十四日

富山商業會議所

会頭 田邊貫一

(富山商業月報「大正八年十二月十五日」)

六〇 大正十三年四月 売薬懸場行商引受に関する

契約証書

売薬懸場行商引受ニ関スル契約証書

今般濱田治平所有売薬懸場ニ於ケル行商ヲ押田亀次郎ニ於テ引受ケタルニ付契約ヲ締結スル左ノ如シ

第壹条 押田亀次郎ニ於テ行商ヲ引受ケタル濱田治平所有ノ売薬懸場左ノ通り

一 西水橋町売薬営業人株式会社保壽堂ノ製造シタル売薬ヲ配置シタル売薬懸場第 号売人脚

一 場所 福島県田村郡ノ外四郡

一 得意家 同 県同 郡守山町

熊田庄次郎 外売千式百七十名

一 配置薬品 萬病感應丸外式拾五方

一 配置薬価格 概算金四千五百拾円也

一 最近売々年ノ取揚高金 式千拾式円七拾九錢也

(売々年売度廻リ)

一 前記各号ノ詳細ハ此権利ヲ表明スヘキ懸場帳簿冊ニ

記載ノ通り

此評価格金 参千六百式拾参円式錢式厘(拾円取揚金ニ付拾八円ノ評価ニ依リタルモノ)

第貳条 此契約ノ引受期間ヲ大正拾参年四月売日ヨリ大正拾八年参月参拾売日マテト定ム尚ホ満期後更新スルコトヲ得

第参条 本契約ニ於ケル毎年度ノ行商期間ハ其年六月中旬ヨリ翌年参月参拾売日マテト定ム

第四条 引受人ハ引受契約期間中懸場帳主ニ対シ左ノ行為ヲナスヘキ義務ヲ負担ス

一 毎年懸場帳主ノ為メニ自己ノ費用(製造薬費旅費其他營業ニ関スル一切ノ費用ヲ包含ス)ヲ以テ第一条

記載ノ最近売々年ノ取揚高ヲ減セサル程度ニ於テ得

意家へ漏レナク製造薬ヲ配置スヘキコト尚ホ本号ノ

製造薬費ハ少ナクトモ売々年定価価格四千五百拾円

以上ノモノヲ製造スルコトヲ要ス

二 毎年懸場帳主ノ為メニ得意家ニ対シ其前年度ニ於テ

配置セシ薬品代金ノ取立ヲ為シ其内金参百六拾売円

四拾八錢ヲ貳分シ毎年拾月參拾日ニ壹百八拾円七拾

与スヘキモノトス

四錢參月拾五日ニ殘額壹百八拾円七拾四錢ノ貳回ニ

第八条 前条ノ功劳金ハ其半額ヲ期間満了ノ際之ヲ交付シ

懸場帳主ニ分納スヘキコト

他ノ半額ハ翌年度ノ營業ニ於テ実地調査ヲ遂ゲ取揚金増

但現実ニ取立タル薬品代金カ右ノ金額ニ達セサルコ

加ノ事実相違ナキヲ確メタル上之ヲ交付スルモノトス

トアル場合ト雖モ引受人ハ其責任ヲ以テ懸場帳主ニ

但調査ノ結果若シ帳簿而ニ虚偽ノ記載アルコトヲ発見シ

対シ之ヲ補足シ納付スヘキモノトス

タルトキハ功劳金ハ之ヲ贈与セサルノミナラス既ニ交付

第五条 引受人ハ毎年懸場帳主ニ対シ前条第貳号所定ノ金

シタル贈与金額ニ対シテハ其倍額ヲ懸場帳主ニ賠償セシ

額ヲ納付スルトキハ爾余ノ取立金ハ総テ自己ノ所得ニ帰

ムヘシ

スルモノトス

第九条 契約期間ノ満了ニ至リ帳簿面取揚金高第壹条記載

第六条 引受人ハ売薬ニ関スル法律命令及行商仲間規約ヲ

ノ最近壹ケ年ノ取揚金ヨリ減少シタルトキハ其減少額百

遵守シ総テ其責ニ任スヘキモノトス若シ引受人犯則等ノ

円ニ付貳百円ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ予定賠償額

所為ニ因リ懸場帳主ニ損害ヲ及ホシタルトキハ罰金科料

トシテ引受人ヨリ懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

ハ勿論其他一切ノ費用ヲ懸場帳主ニ対シ弁償スヘキモノ

第拾条 引受人ハ故意ニ第壹条ノ得意家ヲ減少セシメタル

トス

場合ハ予定賠償額トシテ其減少シタル得意家ノ取揚金參

第七条 契約期間ノ満了ニ至リ帳簿面ノ取揚金高第壹条記

ケ年分ニ相当スル金額ヲ懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

載ノ最近壹ケ年ノ取揚金ヨリ増加スルニ至リタルトキハ

第拾壹条 引受人ハ行商中誠実ヲ旨トシ得意家住所氏名配

其増加額ノミヲ第壹条ノ評価格ニ其キ之ヲ換算シ其評価

置薬個数売掛代金及取揚金高等ハ遺漏ナク且ツ明確ニ之

格ノ五割ノ金額ヲ功劳金トシテ懸場帳主ヨリ引受人ニ贈

ヲ帳簿ニ記載スヘシ若シ之ニ違ヒタルトキ又ハ帳簿上虚

偽ノ記載ヲナシタルトキハ其一口毎ニ前者ハ金參円後者ハ金五円ヲ予定賠償額トシテ懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

第拾貳條 引受人ハ第四條第壹号ノ製造業ヲ仕上タルトキハ得意先へ發送スル以前ニ於テ必ス懸場帳主ノ調査ヲ受クルコトヲ要ス

引受人ハ前項ノ調査ヲ受ケタル製造業ノ外ハ得意家ニ配置又ハ販売ヲナスコトヲ得ス

前二項ニ違ヒタルトキハ何人ノ製造業又ハ製品ニ係ルヲ問ハス懸場帳主ヨリ之ヲ没取セラルムモ異議ヲ主張スルヲ得ス且ツ其製造業又ハ製品各種毎ニ金百円ヲ予定賠償額トシテ懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

第拾參條 引受人ハ毎年帰国ト同時ニ売業懸場帳簿行商届濟証及殘業明細書其他付属品ハ總テ懸場帳主ニ還付スヘキモノトス

第拾四條 引受人ハ契約ノ期間中第壹條記載ノ場所ノ範圍内ニ於テハ新ニ自己ノ懸場帳簿ヲ創設シ又ハ他ノ懸場帳簿ヲ買入レ藥品ヲ配置スルコトヲ得ス若シ之ニ違フトキ

ハ何人ノ製業ニ係ルヲ問ハス懸場帳主ニ於テ之ヲ没取スルモ異議ヲ主張スルヲ得ス且ツ其得意家ノ戸数ノ多少ニ拘ハラス金五百円ヲ予定賠償額トシテ懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

第拾五條 引受人ハ売業懸場帳簿ヲ以テ自己ノ債務ノ為メ担保ニ供スルヲ得サルハ勿論該帳簿ハ至重ノ注意ヲ以テ之ヲ保管スルノ責任アルモノトス

第拾六條 本契約期間中引受人若シ死亡シタルトキハ何等ノ通告手續ヲ要セス当然此契約ヲ解除セラルムモノトス但シ引受人カ第四條所定ノ行商年度期間ノ中途ニ於テ死亡シタル場合ニ於テハ引受人ノ懸場帳主ニ納付スヘキ第 四條第貳号ノ所定金額ハ其死亡前ニ於テ現実ニ取立タル金額百円ニ對シ金ノ割合ヲ以テ算定シタル額ニ減額スヘキモノトス

第拾七條 懸場帳主ハ左ノ場合ニ於テハ別ニ通告手續ヲ要セスシテ即時本契約ノ解除ヲ為シ帳簿及行商届濟証等ヲ取上ケ且ツ損害賠償ヲ要求スルコトヲ得

一 引受人ニ於テ第四條第二号ノ契約金ノ支払ヲ怠ケ度

ニテモ遲怠シタルトキ

二 引受人カ相当ノ時期ニ出立若クハ帰国ヲ為サズルト

キ

三 引受人カ犯罪行為ヲナシタルトキ

四 其他本契約ノ規定ニ違背シタルトキ

第拾八条 引受人ニ中途解約又ハ期間満了ノ後ト雖モ解約

後満參ケ年間内ニ於テ本契約違背ノ行為アルコト発見セ

ラレタルトキハ契約期間内ニ於ケルト等シク総テ本契約

ノ規定ヲ適用セラルヘキ義務アルモノトス

第拾九条 引受人ハ本契約ノ期間中第壹条記載ノ得意家以

外ニ更ニ得意家ヲ増加シタルトキハ自己ノ名義ヲ以テス

ルト懸場帳主ノ名義ヲ以テスルトヲ間ハス総テ懸場帳主

ノ利得ニ帰シ自己ノ権利トシテ主張スルコトヲ得サルモ

ノトス

用

第貳拾条 引受人ハ本契約ノ満期又ハ中途解約ノ際ニ於ケ

ル得意家ノ配置薬品売掛代金其他懸場先ニ於ケル残薬等

ニ対シ何等ノ権利ヲモ主張スルヲ得サルモノトス

一 第廿壹条 前二条ノ場合ニ於テ引受人ハ懸場帳主ノ請求ア

リタルトキハ速ニ各得意家ニ対シテ債權讓渡ノ通知ヲ發

スルノ義務アルモノトス

第廿貳条 引受人ハ解約ノ後ニ於テ満期拾年間ハ該懸場へ

立入り自己若クハ他人ノ為メニ売薬ニ因スル營業ニ従事

スルコトヲ得ス若シ之ニ違ヒタルトキハ何人ノ製薬ニ係

ルヲ間ハス懸場帳主ニ於テ其配置薬ヲ取上クルモ異議ナ

キノミナラス尚ホ金七百円ヲ予定賠償額トシテ其度毎ニ

懸場帳主ニ賠償スヘキモノトス

第廿參条 引受人ハ本契約ニ於ケル債務履行ノ為メ其担保

ヲ懸場帳主ニ提供スヘキモノトス

但シ担保ノ種類及価格ハ双方協議ノ上之ヲ定ム

第廿四条 懸場帳主ニ於テ保証人ノ死亡又ハ資力ノ減少ニ

因リ更ニ保証人ヲ立シコトヲ要スルトキハ引受人ハ之ニ

応シ相当保証人ヲ立ツル義務アルモノトス

第廿五条 引受人ハ期間満了後ト雖モ其引受人中行商先ニ

於テ宿料等其他負債ヲ遺シ置キタル為メニ懸場帳主ニ迷

惑ヲ及ホシタル場合ニ於テハ即時之ヲ弁償スヘキモノト

ス

營

第廿六条 引受人病氣放蕩又ハ逃亡其他ノ事故ニ因リ予定

保証人

ノ行商日數ヲ経過シ尚帰国セサルトキハ保証人ハ懸場帳

懸場帳主 濱田治平殿

主ノ請求ニ依リ自己ノ費用ヲ以テ直チニ本人ヲ連レ来ル

(富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管)

ヘキ義務アルモノトス

第廿七条 引受人行商先ニ於テ病氣又ハ死亡ノトキハ保証

人ニ於テ總テ之ヲ引受ケ其取扱及費用等ニ付一切懸場帳

六二 (年不詳) 売薬行商人表彰規定

主ヘ迷惑ヲ相掛ケサルモノトス

第一条 売薬行商人タルモノ忠実勤勉品行方正ニシテ長年

第廿八条 保証人ハ本契約ノ義務履行ヲ確保シ本人ト連帯

月間勤続シ他ノ模範トナルヘキモノニ対シ表彰ス、但シ

シ且ツ各保証人間ニ於テモ亦相連帯シテ前各条一切ノ責

懸場帳主ヲ除ク

ニ任スヘキモノトス

第二条 前条ノ売薬行商人トハ売薬ノ行商ヲ為ス者ヲ云フ

大正拾参年四月壹日

第三条 表彰ヲ區別シテ左ノ二種ト定ム

住所 富山県中新川郡西水橋町大字西水橋町字水

一 功劳表彰

橋山王町六百拾四番地

二 勤労表彰

引受人 押田亀次郎 函

第四条 功劳表彰ハ売薬行商人中販路ノ拡張ヲ図リ業界ノ

住所 同県 同郡 同町 大字同町 字同

発展向上ニ努メ滿五ヶ年以上其ノ行商ニ従事シ功績顯著

町 同番地

ナル者ニシテ一般ノ模範タルヘキモノナルヲ要ス

保証人 押田 亀雄 函

第五条 勤続表彰ハ行商人長年月間忠実ニ勤続スル者ヲ表

住所

彰スルモノニシテ之ヲ左ノ二種ニ區別ス

一 満十年以上

二 満二十年以上

第六条 前条勤続年数ノ起算期ハ行商ヲ初メタル月ヨリ起

算スルモノトス、但シ、兵役服務期間ハ勤続年限ニ算入

セス

第七条 功労者及勤続者ニ与フル賞品等ハ評議員会ニ於テ

之ヲ定ム

第八条 本組合ハ組合員ノ行商人表彰委員会ヲ設置シ組合

員中ヨリ其ノ都度若干名ノ審査委員ヲ挙ケ組長之ヲ指名

推薦スルモノトス

第九条 審査委員会ハ秘密会トス

第十条 前各条ニ該当スル届出ハ組合ヨリ通知セル期間内

ニ組合員ハ審査ヲ受クヘキ当該行商人ノ出生地、氏名、

年齢、行商年月日其ノ他表彰ノ基礎トナルヘキ事項ハ細

大洩レナク記載シタル書面ヲ必ス所属支部ニ提出スヘシ

若シ期間延引ノトキハ次回ニ於テ審査ヲ行フモノトス

第十一条 被表彰者ニシテ業務又ハ信用ヲ害シ其他模範タ

一 ルノ体面ヲ汚シタル行為アリタル時ハ評議員会ノ決議ヲ

経テ其表彰ヲ取消ス

(内藤記念くすり博物館蔵)

三三 昭和七年一月 行商人必携手帳

本県売業組合では売業の粗製濫造並に濫売防止のため最寄
会を組織する事は既報の如くであるが更に行商人の品性向
上のため行商人必携手帳を携帯せしめる事とし之が定款改
正のため廿三日午後三時から委員会を開いた。改正案の重
なるもの左の如し

第六条の二項を左のごとく改正

二 本組合は左の行商手帳及びその復本を調製し支部へ交

付す支部は復本(各二通)に手帳記事同一の記載をなし

一通は本部へ移牒し一通は支部が管理し手帳は組合員に

交付す、組合員はその行商人に携帯せしめその行商地域

変更又は移動したときはこれが更正方所轄支部へ請求し

行商廃止したる時は返納すべし

第六条の三項を加ふ(改正)

三 行商必携手帳は行商届済証とともに携帯せしめて行商するを得ず

第十九条(改正) 組合員は故意に言語文章をもつて公然組合員の製品を中傷し乃至行商人又は他人を使喚教唆してこれをなましむることを得ず

旧第二十条を削り新に第二十条を加ふ、組合員は不正競争の目的をもつて売薬定価を乱売し乃至行商人請売人若くは如何の方法を問はず、これをなましむるを得ず

第二十八条の二(改正) 本組合員は各行商先区域(一県下)毎に行商最寄会を設置すべし

最寄会規定の綱領例規は本組合これを定む、最寄会は前項の例規に従ひ規定を設け本組合の承認を受くべし

(「富山日報」昭和七年一月二十九日)

六三 昭和二十三年七月 インフレと行商人の廃業

最近の金づまりと物価の高騰と旅費宿泊料の大幅の値上げは、売薬を配置して一年後でなければ代金が回収できぬ県

下の配置売薬行商人の痛手は大きく九千名を数えていた行商人もいまでは北海道、九州の遠距離はほとんど配置を見合せ、また本年に入ってから二千名がすでに廃業している、転廃業者のいい分は「購売力が低下したために現金売りはできなくなり、配置してから一年後に現金をとりゆくときはすでにインフレが進んでクスリを買う資金さえないありさまだ、そのうえ、旅費、宿泊料などの雑費が二倍から三倍にあがってはもうけどころか赤字である」とのことである、一方売薬会社も全国的にクスリが飽和状態に達した昨年末ごろからは売薬の売れゆきが悪くなり、ストックがふえるばかりのところへ、銀行の融資順位が丙のため資金難がはなはだしく、とうとう原料購入と貸金支払いの金に窮した各売薬会社では、ストックを公定価の約半値で投売りしたり、また山代、和倉などの温泉めぐりの招待つきの売りだして行商人によびかけるなど、いまや資金獲得のためあの手この手とストックの売りさばきに懸命の努力を払っている

(「富山新聞」昭和二十三年七月十四日)

六四 昭和二十六年三月 未成年者配置員に交付の

身分証明書に関する照会・回答

この経山梨県衛生部長より本年三月新制中学校を卒業する者を配置員とし、これに対する配置販売業配置員身分証明書交付方申請があった場合、いかに取扱うかという疑義について薬務局への照会があった。

(照会)

一 新制中学卒業見込の者の様に未成年であり医薬品の取扱に関する知識経験のない者に対し薬事法施行規則第五十三条の身分証明書の交付の申請があった場合に証票を交付しなくてよいか。

二 身分証明書の交付に際し年令的制限を設けることは昭和二十三年八月十六日厚生省発令第十九号「薬事法施行に関する件」第七号の九中審査の範囲内と解してもよいか、又審査権の範囲は如何であるか。

(回答)

一 配置販売業配置員の資格については法令および登録基準

において別に定めるところはない。従って昭和二十三年八月十六日厚生省発令第十九号「薬事法施行に関する件」第七の九の審査により適当と認められた場合、身分証明書を交付するものであって、成年未成年に拘らず配置員としての職務を遂行し得ると認められなければ、身分証明書を交付しなくても差支えない。

〔薬口新聞〕昭和二十六年五月十九日

六五 昭和三十一年二月 配置販売従事者の身分証票に関する照会・回答

(照会) 薬事法ならびに昭和二十四年二月五日厚生告示第十八号の登録基準には医薬品販売業(配置)に従事する配置員の年令について制限がないが、未成年者(満十四才以上中学卒者)に対し、薬事法第二十九条第二項ならびに同法施行規則第五十三条の身分を示す証票の交付の申請があった場合昭和二十三年八月二十六日の厚生省発令第十九号「薬事法施行に関する件」第七の九の審査に

より適当と認められた者に対しては成年、未成年にかかわらず証券を交付してよいか又は配置員の身分を示す証券の交付に際し年令的制限を設けることは前述の審査の範囲外と解してよいか。

(回答) 配置販売従事者身分証券の交付については照会の通り解して差支えなく、未成年者であるという理由のみをもって証券を交付することを拒否することは適当でない。

(「薬日新聞」昭和三十一年二月十八日)

六五 昭和三十三年八月 給与委員会の設置

補助配置員ならびに生産企業体の従業員に優秀なる人材をあつめ、安心して業務に挺身し得るように給与の適正化をはかる目的で薬業連合会に補助配置員ならびに従業員給与研究委員会を設けることになり、薬連ではこのほど左の諸氏を委員に委嘱した。

▽補助配置員の給与研究委員(順序不同)

塩井幸次郎、坂井儀雄、内田佐孝、池田義恵、堀友二郎、山下善吉、牧田清二、水口誠一、田中忠二、高橋秀一、早崎宗友、山崎六郎、田中滝次郎

▽生産企業体の従業員給与研究委員(順序不同)

伊西清、岩崎成夫、長崎六郎、杉村一郎、橋本日向、殿村利正、荻原清作、中浜伝次、作村俊夫、池田嘉道

(「薬日新聞」昭和三十三年八月三日)

六七 昭和三十三年 富山県家庭薬配置員傷害共済

補償規約

富山県家庭薬配置員傷害共済補償規約

目的

第一章 総則

第一条 富山県家庭薬配置員傷害共済会は規定第四条によりこの規約を定め会員の組合員と規約を締結し補償事業を行う

適用資格

第二条 本事業の適用資格は左に掲げるものとする

一 協同組合の組合員にして身分証票の交付を受け業務に従事する配置員

二 協同組合員の雇傭者にして身分証票の交付を受け業務に従事する補助配置員

2 前項第二号により加入するときは組合員が申込者となる

加入手続

第三条 本事業に加入しようとするときは新に申込書に所用事項を記載し共済掛金を添え所屬協同組合へ提出しなければならぬ

2 共済契約期間中において申込書記載事項に変更を生じた時は遅滞なく届出なければならない

第四条 共済契約の発効期日は申込書の本部到着翌日とし

(初年度発効は昭和三十四年一月一日)有効期間は一ケ年間とす

雇 2 前項期間中において補助員の雇傭主に変更ありたると

一 きは新に申込をなし資格を取得するものとす

第五条 共済契約は一人一口とする

第二章 補償金の交付及び掛金

交付

第六条 傷害共済補償金は左の各号により交付する

一 遺族補償 金五〇万円

二 障害補償 別表に定める額

三 療養補償 最高金五万円を限度として実療養費の五〇%とする

第七条 前条の傷害補償は左の各号の事由によるるとき之を行ふ

一 配置員が業務中交通事故その他業務上の事故により死亡した場合遺族補償を行ふ

二 配置員が前号事故により負傷の治癒したとき身体に障害が存する場合、障害補償を行ふ

三 配置員が前号事項により負傷し入院治療二週間以上を要した場合療養補償を行ふ

2 前項各号に規定する業務上の事故は審査委員会が認定する

交付申請

第八条 前条の補償金の交付を受けようとするときは別に定める申請書に關係機關の証明書を添え所屬協同組合へ遅滞なく提出しなければならない

交付の特例

第九条 左の各号に掲げる場合は補償金の全額又は一部を交付せず若しくは返還を求めることができる

- 一 申込書に記載した事項の変更届を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の記載をなしたとき
- 二 被害の原因又は災害程度が故意若しくは重大な過失により不実であるとき
- 三 正当な理由なく第十条の申請書の提出を怠ったとき
- 四 審査委員会の調査に対し正当な理由なく隠蔽若しくは拒んだとき

第十条 補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において補償を受けるべき者が当該第三者より同一の理由につき損害賠償請求権を取得したときは本会はその額の限度で補償金を減額し又は返還せしめること

ができる

第十一条 補償受給者は被補償条件について異議を申し立てることができない

掛金

第十二条 共済掛金は一ケ年金三百円として全額納付する
第十三条 契約を継続するときは新共済契約期間の開始する前日までに掛金を納付しなければならない

2 期日を経過しなお払込のないときは契約を失効する
第十四条 共済掛金は契約の解除、補償金交付の責に任じなかつた場合においても返還しない

審査委員会

第十五条 本事業を容易且つ公正に行うため審査委員会を置く

2 委員は十五名以内とし本会々長が委嘱するものとす

3 委員の任期は二ケ年とする。但し再任を妨げない

第十六条 委員会は補償金の決定及び関係事項を審議する

第十七条 委員会は補償金申請書の記載が不備、不信及び査定が困難なときは申請者に出頭を求め又は実状調査を

なすことができる

付則

第十八条 本規約に定めのない事項は委員会にて決定する

第十九条 本規約は昭和三十四年一月一日より実施する

別表

一 障害補償表

等級	補償金額	身体障害 等級区分による	労働基準法施行規 則別表一による等 級区分による
第一級	二〇〇、〇〇〇円	自第一級	至第二級
第二級	一五〇、〇〇〇円	自第三級	至第四級
第三級	一一〇、〇〇〇円	自第五級	至第六級
第四級	八〇、〇〇〇円	自第七級	至第八級
第五級	五〇、〇〇〇円	自第九級	至第十級
第六級	二五、〇〇〇円	自第十一級	至第十二級

二 身体障害が二以上ある場合は重い方の身体障害の該当

する等級による

三 身体障害の規定する程度等の判定が困難なときは委員

会がその等級を決定する

一

〔業日新聞〕昭和三十三年九月二十日

六八 昭和三十四年三月 最低賃金に関する協定書

富山県薬業連合会ではこのほど正式に「生産企業体従業員女子包装工の最低賃金」についての業者間協定を結び、四月一日より実施に入ることになった。

最低賃金に関する協定書

富山県薬業連合会は所属各企業に雇用する女子包装工の最低賃金につき左記のとおり協定する。

記

一 女子包装工の最低賃金は一日一五〇円とする。

二 本協定における最低賃金は一日の所定労働時間八時間に対するものとする。

三 本協定の賃金には基本給のほか一日の所定労働時間に対して支払われる諸手当を含むものとする。

四 身体障害等により著しく労働能力の低位の者については富山県薬業連合会の承認を得た場合に限り本協定第一

項の最低賃金に満たない賃金の支払いをすることができ

る。

五 臨時に雇用されるものについては適用しない。

六 本協定は昭和三十四年四月分賃金より実施する。

〔家庭薬新聞〕昭和三十四年三月二十六日

六四九 昭和三十四年六月 女子包装工の最低賃金協

定

① 家庭薬—企業体の女子包装工—(一五〇円)

② ファスナー—(一六〇円)

③ 染色工業—(二〇〇円)

④ 機械器具工業—(一七〇円)

⑤ 製パン業—(一七〇円)

⑥ 絹人絹織物業—(一六〇円)

〔家庭薬新聞〕昭和三十四年六月二十五日

六五〇 昭和三十五年八月 最低賃金実施の通知

富山県製薬企業体の業者間協定による従業員の最低賃金

(賃金額、一日二〇〇円但し雇入後六カ月に満たない労働

者の最低賃金は一日一八〇円)が決定し、十月一日から実施されることになり、薬業連合会では最賃制実施にあたり、傘下会員に次のように連絡し処理方を通知した。

通知要旨は左の通り

▽実施上の注意事項及び操作について

1 十月一日現在の最低賃金の基準(全従業員対象、所定

時間労働)

(イ) 試の使用期間中の者 日給一六〇円

就業規則等に試の使用期間の定めがあってその期間が三ヶ月を経過しない者を対象とする

例 八月一日試に雇入れた者は十月末日まで本項適用

(ロ) 雇入れ後六カ月未満の者 日給一八〇円

前項(イ)の期間の定めがある場合、既にその期間を経過した者、又は(イ)の定めのない場合の者で六カ月を経過しない者を対象とする

例 (イ)の期間三カ月で本年四月一日に雇入れた者は十二

月末日迄本項適用

(イ)の定めなく五月一日に雇入れた者は十月末日迄本項適用

(ロ)前二項、(イ)、(ロ)の期間を経過した者 日給二二〇円

2 最低賃金の適用方法について

法に示す最低賃金は前各項の条件においてそれぞれその賃金を下らないことを云うのであるから日給二二〇円以上の者についてはその儘措置しても差支えないが、実際上は十月一日から短期労務者で一躍日給二二〇円となる者との均衡上、時には殆んど従業員賃金を手直しする必要がある、事業所によってはコストに相当の影響を齎すことも考えられ、予めよく検討し、操作されたい

▽試の使用期間の許可申請について

1 期間許可と申請書式

公示協定文には試の使用期間の定めは認められていないが、当分の間、基準局の行政指導方針として三カ月以内のものは実情を考慮の上、許可される場合もあり、許可された場合は十月一日現在において試の使用期間中の者には実施日(十月一日)に、また十月一日以降雇入れる者

については雇入れの都度、許可申請書を薬連を経由して労働基準局へ提出すればよい

2 就業規則等における試の使用期間の明示

前項について許可申請をしようとする事業所は就業規則を明示する定めがなされていなければならぬ。

(薬日新聞「昭和三十五年八月十三日」)

六三 昭和三十七年十月 最低賃金改訂の検討

富山県薬業連合会は九月二十七日午後二時より薬業会館において企業対策委員会を開き、最低賃金問題や配置販売業損益示例について審議した。

委員会は常田専務開会の挨拶があつて中井委員長より「配置販売業の企業を検討しメーカーの状況を考えようということであったが過日の理事会で最賃制の問題がとりあげられ、薬連で結論をつかみたいということなので最賃の問題をとりあげたい。賃金の手直しにより企業に影響を及ぼすことも考えられるので卒直な意見をだされたい」旨の挨拶

營 があつて、長谷川主事から最賃問題について経過ならびに

実情を説明後各委員から活発な意見が述べられ、二五〇円

と二六〇円でないと同開が了解できにくい状態であり、現

状の二〇〇円を改訂することを了承した、次に配置販売業

損益示例総収入百二十万円、百五十万円の二例を長谷川主

事から説明。各委員から売上げを伸ばすにはどうするか

どについて意見が交され、計算事例により自己の経営を比

較できるよう指導することが望ましいなどの発言があつて、

次の会合までに事務局において配置販売業の分析したもの

を整理し、最終的にまとめることになった。因みに本年度

における県内最賃協定状況は次の通り。

魚津鉄工業	二七〇円
伏木工業	二七〇
印刷工業	三〇〇
石動町製造業	二八〇
城端地区製造業	二七〇
パン製造業	二六〇
富山市鉄工業	三〇〇

粘土瓦製造業 三二五

福光町瓦製造業 二八〇

富山市製材木材販売

製材工 四五〇

その他 三〇〇

(「薬日新聞」昭和三十七年十月六日)

六三三 昭和三十八年三月 最低賃金改正公示

◎最低賃金の改正決定に関する公示

(富山労働基準局最低賃金公示第四号)

最低賃金法(昭和三十四年法律第一三七号)第十三条第

一項及び同項の規定によりその例によることとされる第九

条第一項の規定に基づき、富山県医薬品製造業最低賃金を

次のように改正する決定をしたので、同法第十七条第一項

及び最低賃金法施行規則(昭和三十四年労働省令第十六号)

第十二条の規定により公示する。

昭和三十八年三月三十日

富山労働基準局長 川上輝夫

富山県医薬品製造業最低賃金（昭和三十五年富山労働基準局最低賃金公示第六号）の全部を次のように改正する。

富山県医薬品製造業最低賃金

1 適用する使用者

昭和三十八年三月四日申請代表者社団法人富山県薬業連合会会長塩井幸次郎によつて行なわれた申請に係る業者間協定の同日現在の当事者である使用者

2 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者であつて、富山県の区域内の事業場で使用されるもの

3 前号の労働者に係る最低賃金額

一日 二七〇円

4 効力発生の日

昭和三十八年四月一日

（官報）

六三三 昭和三十八年十一月 県薬業界初の藍綬褒章

受賞

廣貫堂社長塩井幸次郎氏に十一月十四日総理府において、晴れの藍綬褒章が贈られることになった。

これは去る二十五日の閣議で厚生、文部行政に功績のあつた百人に藍綬褒章が、二十七人に黄綬褒章が、また二十六人に紫綬褒章が贈られることに決つたもので該当者は富山県で三名、薬業界から塩井社長一人が選ばれたもの。

氏は去る三十四年にも通産大臣から中小企業振興功労者として黄綬褒章をうけており、今回重なる榮譽によくした訳で二度目の受賞は珍らしく全国にその例を見ず、まして薬業界として初めてのことである。

〔薬日新聞〕昭和三十八年十一月二日

六三四 昭和三十九年十月 最低賃金の改訂

製薬従業員の最低賃金についてはさる八月二十五日の薬連

生産委員会で審議の結果十月から自主的に三二〇円とし、明年四月一日を期して三五〇円の業者間協定を実施すべく労働基準局へ通報を行ったが、その後の諸物価高とうや政変もからんで中央最賃審議会では全国を甲、乙、丙の三地区の段階にわけて最賃制を実施するよう富山労働局から通報があった。これによると富山は乙地区でA業種は最高四六〇円から最低四二〇円、B業種は四二〇円から三八〇円となっており、甲地区が四八〇円、乙地区の二六〇円となっている。

〔葉日新聞一昭和三十九年十一月十四日〕

六五 昭和四十年十一月 最低賃金改正公示

富山労働基準局最低賃金公示第三六号

最低賃金法（昭和三十四年法律第一三七号）第十三条第

一項及び同項の規定によりその例によることとされる第九条第一項の規定に基づき、富山県医薬品製造業最低賃金（昭和三十八年富山労働基準局最低賃金公示第四号）の全

部を次のように改正する決定をしたので、同法第十七条第一項及び最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第十二条の規定により公示する。

昭和四十年十一月三十日

富山労働基準局長 川上輝夫

富山県医薬品製造業最低賃金

1 適用する使用者

昭和四十年八月二十日申請代表者社団法人富山県薬業

連合会会長塩井幸次郎によって行なわれた申請に係る業

者間協定の同日現在の当事者である使用者

2 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者であって、富山県の

区域内の事業場で使用されるもの

3 前号の労働者に係る最低賃金額

一日 三八〇円

（言報）

六三六 昭和期 売薬行商人の配置販売先における受

賞

北海道知事

社会貢献賞

戸田秀朝(富山市)

北海道配置家庭薬協議会

表彰状

金山清二(富山市)

柳原初二(北海道)

北海道西岡開基七十周年記念協賛会表彰状

北海道配置家庭薬協議会長

金山清二(富山市)

北海道雨龍郡妹背牛村長感謝状

押川宗太郎(中田町)

岩手県大船渡市長表彰状

石井健三郎(富山市)

〃 二戸保健所長表彰状

河崎安治(富山市)

宮城県知事表彰状

入部元次郎(富山市)

石井健三郎(富山市)

〃 築館町長表彰状

石井健三郎(富山市)

〃 一迫町長表彰状

〃 (〃)

〃 築館町社会福祉協議会長表彰状

〃 (〃)

秋田県知事表彰状

越谷一正(富山市水橋)

高木和夫(富山市)

早崎仙次(富山市水橋)

山本安吾(富山市)

若杉公平(富山市)

福島県知事表彰状

水野庄逸(滑川市)

中島与三(富山市水橋)

田中与七(富山市水橋)

茨城県知事感謝状

曾我正男(富山市水橋)

村井信一(富山市)

藤田忠吉(水戸市)

黒田弘(富山市水橋)

川崎栄作(滑川市)

温盛則義(富山市水橋)

山田喜一(水戸市元滑川市)

菅 栃木県知事表彰状

田村 忠平 (富山市)

近藤 吉信 (下村)

田 年太郎 (滑川市)

稲谷 与市 (上市町)

〃 公衆衛生大会々々長表彰状

佐伯 正藏 (上市町)

辻 三郎 (新湊市)

山本 正雄 (上市町)

横山 清孝 (富山市水橋)

中島 与三 (富山市水橋)

小川 重光 (滑川市)

有沢 長宗 (富山市)

〃 知事表彰状

埼玉県知事賞

押川 梅吉 (埼玉県)

尾山 小三郎 (埼玉県)

種屋 清治 (〃)

氷見 健治 (〃)

松本 勝信 (〃)

斎藤 光政 (〃)

中原 孝一 (東京都)

松井 兼次郎 (富山市)

岩瀬 康一 (富山市四方)

丸山 友次郎 (富山市)

太田 芳松 (滑川市)

駒見 喜一郎 (富山市)

千葉県知事賞

富山県農業連合会 東京都部会

(富山市)

〃 知事表彰状

谷井 与三郎 (東京都)

渡辺 長次郎 (東京都)

東京都知事表彰状

佐々木 武一 (東京都)

直江 宗重 (東京都)

川崎 清平 (〃)

西山 実治 (〃)

岸谷 久一 (〃)

松田 嘉一 (〃)

神奈川県知事表彰状

岸岡 昌美 (富山市)

大阪府知事表彰状 井本友吉(大阪市)
 小西忠夫(大阪)
 横井正一(大阪市)
 氷見長三郎(大阪)
 畑善由(大阪府)
 高越松雄(大阪府)
 鎧長作(大阪府)
 森銀次郎(大阪府)
 上野竹雄(兵庫県)
 兵庫県知事表彰状 井本金次郎(兵庫県)
 岡山県衛生部長感謝状 平井鎌三(富山市)
 広島県三次市保健所長表彰状 山崎正意(新湊市)
 鳥取県知事表彰状 坂井儀雄(富山市)
 徳島県厚生部長表彰状 金尾健治(富山市)
 原源作(婦中町)
 安田耕之助(上市町)
 愛媛県知事表彰状 大木俊之(大門町)
 長崎県知事感謝状 田添定治(富山市)

熊本県知事表彰状 松本甚一(上市町)
 細川弘一(上市町)
 打出高一(富山市)
 和泉清次郎(富山市)
 鹿兒島県知事表彰状 村田政春(鹿兒島県)
 若松健太郎(鹿兒島県)

二 廣 貫 堂

六三 明治九年十月 集会所の売薬会社改称

集会所改メ売薬会社ト相唱候義ニ付届

第十大区一小区総曲輪三十三番邸居置候処、集会所ト相唱
 私名代ヲ以御届申上置候処、右置居へ本年九月十二日売薬
 会社及廣貫堂御許可ニ相成、則該社々長邸澤盛談ニ万端依

頼申候間、自後右盛哉ヨリ諸願伺上申可仕候、此段御届中
上候、以上

明治九年十月十六日

売薬旧総代

密 田 林 藏 印

第十区会所 御中

〔富山売薬業史史料集〕

六五 明治九年 廣貫堂会社設立願、綱領、社則

会社設立願書

近年新発ノ売薬増殖シ、既ニ富山市中ニモ新規売薬免許ヲ
得テ販売スルモノ数多ト相成候。諸商業トモ自己ノ権利ト
ハ申シナガラ、方今右往左往ニ散乱シ、一時ノ浮利ヲ謀ラ
ントシテ賈薬、或ハ禁制ノ物品、所謂夢想等ノ薬品ハ、自
然其筋ヨリ御沙汰ヲモ蒙ルトキハ、旧来ノ株式ニ障碍ヲナ
シ、紛紜ヲ生ジテハ容易ナラザル儀ト一同苦心ニ絶ニス、
二 不得止、昨年売薬二十四品許可ヲ得シ富山製薬人、千有余

名、協心戮力シテ結社ヲ發起シ、旧来ノ商業不取止トノ事
由ヲ決議シテ、先般売薬会社製剤ノ為メ廣貫堂設立ノ儀ニ
付、綱領社則ヲ相立懇願ニ及ヒ候云々

会社設立綱領

夫レ製薬ハ天下億兆之民人、憑テ以テ至重ノ生命ヲ保全ス
ル一大要品ニシテ、寿夭存亡纒ニ製造精疏ノ間ニ係ル、豈
慎マザルベケンヤ。故ニ官義ニ売薬検査ノ降令アリ、実ニ
教化ノ徳沢人民保護ノ上ニ溢ル、苟モ此ノ教下ニ生育スル
モノ、焉ゾ能ク此盛昌ヲ感戴セザランヤ、然レドモ売薬家
ノ習弊賈薬販売或ハ夢想等無謂名ヲ設ケ、又ハ押売等不正
ヲナスモノ往々有之、実ニ朝旨ニ背戾スル甚ダント云フベ
シ、故ニ今謹ミテ御旨趣ヲ奉戴シ、協心戮力シテ製薬会社
ヲ設ケ、官許ノ薬方ヲ以テ精良ノ調剤ヲナシ、彼ノ不正ノ
習弊ヲ廃止シ、社中二千五百人ノ配薬人ヲシテ規則ヲ堅守
セン事ヲ要ス。是レ此ノ会社ヲ設立スル本旨ナリ。

会社設立ニ関スル社則

第一条 凡売薬会社設立ノ原ハ方今中田清平外ニ四名売薬

会社ヲ發起シ、反魂丹・熊膽丸・如神丸・蒼龍丸・救命

丸・調劑丸・健胃丸・消焮点眼水・廻生丸・妙振り出

シナトノ藥劑拾品ノ藥劑ヲ売捌カンガ為メ、会社ヲ創立

シ名付ケテ売薬会社ト称スベシ。

第二条 本社ハ、越中国第拾大区壱小区新川郡富山総曲輪

三十三番屋敷ニ取設ケ、社中売捌ク処ノ藥品ハ、廣貫堂

ニ於テ調製スベシ。

但、此廣貫堂ナル者ハ方今官許ノ藥品ヲ調劑スル所、専

ラ会社ニ属シタル者ニ非ズ。

第三条 此売薬会社ノ株数ヲ二千五百株ニ分チ、一株ニ付

金拾円ト定メ、之ヲ出金スル者ヲ株主ト称ス。

第四条 此会社ハ許可ヲ得タルノ日ヨリ、社号ヲ以テ十年

之間營業ヲ相続スベシ、十ケ年ヲ経タル後更ニ免許ヲ願

フベシ。

但年限中ト雖モ、社則改正ヲ要スルカ、或ハ其他ノ見込

アリテ、締方周旋方三分ノ二ノ存意ニヨリテ中合書ヲ社

長へ差出シ、然ル上ハ臨時衆会ヲ開ク事アルベシ。

第五条 此会社開業ヲ始ムルニ当リテ、會計・書記・調劑

等ノ役員ヲ定メ、其勤仕ヲ取極メ、約定ヲ設ケ、便宜ニ

進退スル等ノ諸般ノ条件ヲ掲載シタル中合規則ヲ、株主

一同集議ノ上相定ムベキ事。

第六条 社中ヲ区分シテ組合ヲ立テ、株数ニ拘ラズ、五人

ヲ一組トシ、五組毎ニ一名ノ周旋方ヲ置クベシ。

第七条 毎歲二月、定式會議ヲ開キ、組内ニテ一名周旋方

ヲ公挙ス、周旋方ノ者ハ投刺法ヲ以テ十人ノ取締人ヲ公

選スベシ、取締人ハ再ヒ投刺法ニテ一人ノ社長・四人ノ

副社長ヲ公選スベシ。

第八条 此社長、取締役、及諸係務トモ、総テ一ケ年ヲ以

テ解任ノ期トスベシ。

第九条 会社積立ノ株金ハ、藥品買入ノ諸費或ハ社中へ貸

付ルモノトス。

第十条 此金貸ル者ハ総テ年一割ト定ムル事。

第十一条 此利子收入ノ金額ヲ以テ、社ノ入費及ヒ月給ト

ナシ、余ハ資本トナス事。

第十二条 株主ハ一株及ビ何株ヲ所有スルトモ、其モノ權

利内ニシテ、他ノ妨ナキハ何株ヲモ之ヲ所持スベシ。

第十三条 此株高ヲ所持スル者、何ノ族、何ノ職務アルニ

拘ラズ、總テ株高相当ノ權利アルベシ。

第十四条 株定ハ一株毎ニ番号ヲ記ス。新ニ株ヲ設ルニ於テハ、孫番号ヲ記ス。

第十五条 假令譲換スルトモ、組合並ニ番号共其儘ニ据置ベキ事。

但株券受授ノ節ハ、必ズ其株券ニ社長ノ檢印ヲ受クベシ、又社員ノ中、不得止事故アリテ、脱社ヲ乞フ者アルトキハ、社長承認ノ上株金ノ半額ヲ返戻シ、鑑札並ニ株券ヲ

消滅シテ脱社セシム。

第十六条 藥品調剤ハ第十六区一小区總曲輪廣貫堂ニ於テ取行ヒ、決シテ其他ニテハ不相成事。

第十七条 藥品調剤之節ハ、總係リ立合ノ上、法劑書ニ照シ、精密ニ調合之事。

第十八条 社中藥品請方ハ、其組周旋方ヲ以テ前日ニ可中出事。

第十九条 藥品仕上リ量目何程ニ充ツ直段相定ル時ハ、每

年十二月藥品買入簿諸入用等ヲ社員諸組周旋方迄、打寄

惣決算相立本勘定タルベキ事。

但、藥品販売上ノ損益ハ、社中其者ノ負担ニシテ、会社一般ニ關係無之事。

第二十条

一 社長ハ会社一切ノ事務總轄ス。

一 副社長ハ會計・出納・株式等ノ事ヲ担当ス。

一 取締ハ藥劑記録ヲ整理スル事ヲ掌ル。

一 周旋方組内之取締ヲナシ、組中ノ事務ヲ調達スル事ヲ掌ル。

第二十一条 凡社長・取締其他役員ハ、私ニ会社ノ有金ヲ費糜シ、又之ヲ取掠メ、又ハ私費用ニ供ス可ラザル事。

社長副社長ノ承認ヲ得ズシテ、取締役、事務ヲ施行シ、諸約定諸貸借等ナス可カラズ。又会社ノ諸帳簿其他ノ要書中ニ、詐偽ヲ記載ス可カラズ。又ハ私曲ヲ謀リ、株主

等ヲ欺ク可カラズ。若シ此規則ヲ犯ス者、其犯状ニ因テハ其係務ヲ解キ、又ハ衆議ノ上過怠金ヲ收入ス可シ。

第二十二条 凡会社役員ニ連ル者、私宅ニ於テ私ノ商業ヲ

營ムニ付、会社ノ名ヲ假テ自己ノ利益ヲ謀ル可カラズ。

若シ之ヲ犯ス者ハ過怠トシテ、金拾円ヲ出サシメ、又棗

品密売等ノ金員ニ係ル不正ノ所業アルトキハ、過怠トシ

テ其金員高ノ三分ノ一ヲ收入スベシ、而シテ此等ノ過怠

金ハ、社費ニ可差加事。

第二十三条 此会社ニ於テハ、売棄ノ販売ヲ嚮ギ、或ハ無

謂夢想等ヲ名トシ、又ハ押売等不正ノ所業有之時ハ、過

失トシテ金二十円收入スベシ。此過怠金ハ、社費ニ可差

加事。

第二十四条 社ノ出納ハ、毎年七月・十二月ニ總勘定ヲナ

ス可シ。

但、其金額ハ、其都度毎ニ社中へ報告スベシ。

第二十五条 此規則ヲ増補改正等ノ節ハ、社中公議之上御

府ノ許可ヲ請フ可シ。

(『廣實堂史』)

六五 明治十年五月 廣實堂定款

廣實堂定款

明治十年五月

第一条 該堂株數ヲ貳千六百株ニ分テ、一株ニ付株金ヲ金拾円ト定メ、之ヲ出金スル者ヲ株主トス。

第二条 會中ノ内、増株及會外人新ニ株ヲ望ミ、行商ヲ乞フ時ハ、其組總代ニテ篤ト取糺シ、障碍ナキニ於テハ其組合ヲ定メ、斷ニ任セ其筋へ上申シ、行商鑑札ヲ与フベシ。

但シ此株金ハ願濟ノ翌月必收入スベシ。

第三条 株券ハ株主ノ株金拾円ヲ收入シタル上、引替ニ是ヲ渡スベシ。

但シ尠人幾株モ、所持スルニハ一株毎ニ是ヲ渡スベシ。

第四条 株主ハ此株券ヲ得テ、此會ノ株主ト唱フ。而シテ一株毎ニ売子一名ヲ付屬シテ、其売子ノ進退等者株主ニ委任セシモノナレバ、売子ノ違失者都而負担アルベシ。

第五条 株券者一株毎ニ番号ヲ付シタル懸場帳譲リ換スル時者、買人ノ所有物トナル故、売人所有ノ沽券ハ該堂へ

返戻シ、蓋シ番号ハ其儘据置、名面書換、更ニ付与スベシ。

但シ新ニ株ヲ設ケルニ於テハ孫番号ヲ付スベシ。

第六条 株券受授ノ節ハ、必ズ其株券ニ執事檢印ヲ捺シテ渡スベシ、蓋シ舎中ノ内不得止事故アツテ、脱舎ヲ乞フ者アラバ、正副執事承認ノ上、元株金ノ半額ヲ返戻シ、其飭行商鑑札者勿論、株券並ニ書入証等返済シテ脱スベシ。

第七条 舎中ノ内、各国ニ於テ天災ニ因リ、沈没等ノ村落ナキニシモ非ズ、加之得意家退轉若クハ売子不働ニシテ、配菓減少シ、隨而利潤モ薄ク、夫レニ売子一名派出ナシ難キニヨリ、外ノ売子ニテ廻リ込ムト歟、外株へ屬ストカ、一株ヲ消却スルトキハ、其情衷組總代ニ於テ篤ト取糺シ、相違ナキハ証印シテ舎へ断出候ハバ、此分ニ限り、鑑札返納ハ勿論、株券並ニ書入証等、没取聞届ケ可申、然リト雖モ尙株ノ番号消入候時者、外ノ番号ニ差響キ候間、休業ト見做シ置キ、後年ニ至リ其最寄へ新株請求有之候ハバ、此番号ヲ付スベシ。

第八条 株券ハ同舎中タリト雖モ、貸借相成ラズ、蓋シ其相續人相續スルトキハ書換ヲ請フ可シ。

第九条 株金ノ貸付ハ、株主ニ限り、而シテ此貸付ヲ受クル株主ハ、必ズ借入ノ証書ヲ出シ、貸付ノ期月ハ長クモ十二月ヲ超ユ可カラズ。

但シ利子者、總テ年壹割ト定ムベシ。

第十条 株金貸付ノ利子收入者、該堂用途ノ都合ニ依リ、六ヶ月ヲ期トシ、其四ヶ月日ニ收入トス。(乃至十月元ナラバ翌年一月ナリ)寧ロ十二月ヲ俟タズ、返済ハ借主ノ自由ニシテ、利子ハ元金ニ応ズベシ。

第十一条 株主中ノ持株ヲ各組ニ配轄シテ、一株毎ニ番号(番号ハ株券ニ付シタルヲ以テ必要トス)記載シタル各銘ノ掛札ヲ該堂ニ掲ゲ、而シテ増株、譲リ株、又ハ脱舎等ノ、都度ノ書換ルヲ專要トス。

第十二条 株主者尙株及ビ幾株ヲ所有スルトモ、其者ノ権利内ニシテ、他ノ妨ゲナキハ何株ヲモ之ヲ所持スベシ。

第十三条 株高ヲ取持スル者、何ノ族、何ノ職務アルニ拘ハラズ、總シテ株高相当ノ権利アルベシ。

營 第十四條 売棄懸場譲り換ノ節、譲り人引受人納得ノ連署

VI 經

シテ、其組ノ總代ヨリ舎へ届出ルニ於テハ、何百番ヲ老株ニシテ配棄ノケ所ヲ拾歩ト定メ、而シテ懸場先棄品置付タル帳面上ノ棄価ヲ見積リ、金何百何拾円此代金何百何拾円ト取極メ、売渡人ヨリ買受人へ宛テタル売人調印ノ証券整へ、是ヲ組總代ニテ篤ト取札シ、売切ノ証印ヲ捺シ、古証券等相添へ該堂へ出シ、締方決算帳ニ（此決算帳ナルモノハ現今一ケ年売高或ハ三ケ年平均ニ見做シ、是ヨリ置付ノ棄価ノ位ヲ立テ、双方納得ノ上、買求タル時、見競ニシタル帳ナリ）比較シ、金額相違ナキニ於テハ、舎ノ根帳へ引競、差調ナキトキハ、此根帳ノ名面切換等直ニ記載シ、古証ハ消却シ、新証券ニ締方印形ヲ遂ゲ、其他正副執事承認ノ奥印ヲモ捺シ、下付スベシ、但シ証券金額ニ御規則ノ通り証券印紙貼用アルベシ。

第十五條 懸場買受候株主、得勝手ニ因リ、新証券ノ価額ニ隨ヒ、書入証ヲ乞フ時ハ、其買入代価ノ半額マデ記載シタル書入証整理致スベシ。

但シ本人自由ニ任セ、半額ノ内書入証歩割シテ、二通或

者三通ト振分ルモ妨ナン。

第十六條 懸場手余リ、増株ヲ乞ヒ、該堂根帳入スル時ハ、五歩ト定メ、其年ハ配棄而已ト見据へ、翌年ニ至リ書入証ヲ乞フ者、見積高乃至金何拾円ト相立、此代価金八拾八円、此半額四拾四円ノ証書相整ルヲ確定ス、而シテ後年ニ至リ、売買ヲナスニ於テハ、懸場帳ノ金額取調譲リ換ニ付拾歩トナン、証券整方ハ前条ニ照準取計フベシ。

第十七條 懸場売買ヲモセズ、其儘持越へ、若干ノ年ヲ經テ、取揚金増殖ニ隨ヒ、価額増方ヲ乞フ時者、組總代情実篤ト取調理シ、証券書換ノ儀者苦シカラズ。

第十八條 株譲り換ノ節、懸場先キ売買スル所ノ約定証ヲ書換へ、該堂根帳ニ名面切替記載ノ儀ニ付、金百分ノ一、従来ノ通収入タルベシ。

但シ此百分ノ一ハ、譲リ請人ヨリ収入タルベシ。

第十九條 売棄懸場ノ券状旧証ノ分者、今度更正候条、漸々書換申スベク、隨而古証券ハ没収シ、更番号ヲ付シタル証書ヲ付与スベシ。

第二十條 株券並ニ書入証等紛失、盜火ノ難ニ罷リ候ハバ、

直ニ届ケ、証、見出シカタクバ其情実取糺シ慥成証人ヲ立テ、更ニ受方ヲ乞フベシ。

但シ紛失盜難ハ、届出ルヨリ三十日間、該堂へ掲載シテ、此日限迄、断人無キニ於テハ、整換付与スベシ。

第二十一条 株券並ニ書入証等、破裂水腐半焼ニテ書換ヲ乞フ時ハ、舎印ノ証アルハ、其破損券ヲ舎ニ没収シ、書換渡スベシ。

第二十二条 株券其他書換、下ケ渡ス類ハ、該堂帳簿ニ其事由云々ヲ記載シ置クベシ。

第二十三条 各組ニ於テ、商業ノ事情協議ノ節ハ、必ズ該堂へ集合ナスト雖モ、間席差問ノ時ハ、舎へ届ケ、別席設ルモ妨ナシ。

但シ該堂へ集合ノ時ハ、喫飯ノ外、猥リガ間敷所業ナキハ勿論、雜動ナキヲ要ス。

第二十四条 各組總代從前雜用金並集会所ヨリ唱へタル時、組内ニ関シタル臨時入費者、其都度組々へ賦課シ候得共、

爾後廢止シ、而シテ總代年給者該堂ヨリ給与スベシ。

第二十五条 各組ニ於テ触次ノ為、日雇賃、或者組ノ規則、

読聞等ニ付、無余儀入費ヲ、株數ニ充テ、分賦候節ハ、前以テ該堂へ帳簿差出シ、執事承認ノ検印ヲ賦課アルベシ。

(廣貫堂史)

六〇 明治十年十一月 懸場先受売に関する諭示

懸場先請売之儀ニ付諭示

一 各国売葉懸場ニ於テ、店懸等ヨリ請売依頼數多有之ニ付、予メ帳簿ヲ以断ニ任セ、漸々差許來候處、各県ヨリ事実尋越候向モ有之ニ付、今後彼地得意家へ照会ニ及ヒ、藥品方名示談相整候上、約定書同写上文写請書授与ニ相成候ハム、請売人区内・番号・族籍・氏名等書入候約定書本紙迄該堂へ郵達有之度、左候ハム直チニ營業者之捺印シテ直チニ返送致候間、然ル上其県庁江願出有之度候事

但シ、得意家ニシテ右書入迄之手数若行届兼候向モ有之候ハム、其地派出之輩ニテ不都合無之様注意有之候

一 此請究双方示談相整候分、派出先ニ於テ有之分ハ迅速取扱、多寡不拘該堂へ報知有之度候事

一 此請究約定取極、追々帰郷之輩モ有之ニ付、前頭之假帳簿返戻候間、早々案名及請究人区内・番号・族籍・氏名確定之分、指出有之度候事

明治十年十一月

廣貫堂

〔富山売薬業史史料集〕

六二 明治十年十二月 売薬業者の確約書

売薬営業同志之儀ニ付一証

富山町売薬商業之儀ハ、數百年間協議相続成スト雖モ、御維新以來商業方右往左往ト散乱シ、畢竟衰微ニ可立至哉与、百事協議上既ニ売薬会社設立シ、永続之方法施行之際、本年太政官第七号之御規則御発令ヨリシテ、同年五月結社売薬不相成旨御達ニ付テハ、不得止ヲ分營業成スト雖モ、旧仲間申合之規則ハ元ヨリ確守仕リ所存ニ候、旅方商業ハ互

ニ信義ヲ守リ、違約無之様不致候ハ而ハ、進歩之道難相成

候、依テ其最寄売薬人ニ於テモ、聊違約無之様御説諭被下度、此段為同志証書如件

明治十年十二月十五日

阿部彌七郎 印

旧売薬会社

廣貫堂御中

(朱書)

一 割書面之旨趣承諾致シ候、然上ハ旧來之營業進歩ニ付

テハ、今般五ニ諸規則確守候也

明治十年十二月十八日

廣貫堂 印

〔富山売薬業史史料集〕

六三 明治十二年六月 廣貫堂の融資

借用証

第二千三百六十一番

一 金十円 通貨

但利元金一円ニ付一ケ年金十銭宛年々四月十月三十日限収納可致候

右者廣貫堂積金之内商業資本ト為テ借用候処衷正明白也此証一ケ年限相改可中管之処事故ニ因リ満五ケ年間見据依頼候トモ利足ハ年々急度相納可申且元金入用之節何時ニテモ無指支返戻致ス可ク依テ其証如件

明治十三年六月 廣貫堂社中 荻原甚次郎 ①

保証人 碓井伝次郎 ②

廣貫堂

出納係御中

(内藤記念くすり博物館蔵)

六三 明治十三年 廣貫堂規則制定

廣貫堂規則

- 賞 堂 第一条 明治十年一月第七号ノ御布達売薬規則ヲ遵奉シテ、
- 廣 売薬營業ヲ盛大ニスルヲ以テ主眼トス。
- 二 第二条 營業人ノ官許ヲ得タル薬方等ヲ調劑スル所ヲ、廣

貫堂ト称号ス。最モ該堂ハ上新川郡富山総曲輪五十二番地第四号ニ設置アルモノナリ。

但シ建物狭隘ニテ、調製仕ガタキ膏素等ノ類ハ、下職ヲ以テ煎刻ヲナサシムル事。

第三条 都テ該堂調製薬ハ、製劑係ノ任タル懸場主行商支配人是レヲ分担スルモノヲ云フ、一時調劑薬多夥ニシテ手合ハザルトキハ、調劑係ヲシテ各自宅ニ於テスルモ妨ゲナン。

但シ薬品ハ、官許薬方ニ照ラシ、差支ナキヲ調製ヲ許シ、若シ異劑ト認ルトキハ矯正ヲ命ズベシ。且洋法ハ該堂ニ限り他出ノ調製ヲ許サズ。

第四条 該堂事務ハ左ノ人員ヲ以テ服務セシム。

- 一 執事、即營業人 壹名
- 一 副執事 貳名
- 一 定議員 參名
- 一 締方兼支配人 拾五名
- 一 組総代 無定員
- 一 書記 貳名

第五条 該堂副執事以下總代マデノ勤務ハ滿二ケ年ト定ム、

二ケ年滿チタル後更ニ公選スル事。

但シ年限滿再任ニアタルトモ妨ゲナシ。

付タリ公選手續

各組總代凡二十五人脚ニ一名宛公選ス。然レドモ其組事

務ノ繁閑ニ依リ、人員増減アルベシ、右總代中互選ヲ以

テ縮方ヲ投票シ、此縮方中ニテ副執事ヲ選挙スル事。

第六条 調剤係兼行商支配人(從來帳主)ハ、各株數ニ準

ジ、其行商人黜陟、或ハ商業ノ自由売上ゲ高等勸上等ノ

事ヲ委任ス。故ニ若シ行商支配人ト行商人トノ間ニ、大

小ノ葛藤ヲ生スルモ、營業人ニ於テ關係ナシ。

但シ葛藤ノ事柄ニ依リ(明治十年第七号御布達ノ罰則ヲ

犯ス者ヲ除キ)關係セザルニ非ス。

第七条 全国ヲ大別シテ二十一組トス、即チ左ニ列記ス。

関東組、 五畿内組、 美濃組、 九州組、

信州組、 奥中国組、 越後組、 四国組、

伊勢組、 南部組、 伊達組、 北国組、

北中国組、 仙台組、 江州組、 薩摩組、

越中組、 駿河組、 出羽組、 羽後組、

上総組、

第八条 該堂ノ株數ハ予定セズ、然レドモ備金トシテ老株

ニ付金拾円宛納ムル者ヲ株主トス。尤此金ノ利子ヲ以テ

該堂一切ノ費用ヲ賄フ可シ。

第九条 行商先老人ニテ手余リ或ハ其他ノ事情ニ因リ更ニ

新脚或ハ組入ヲ希フ者ハ其最寄少クモ三名以上及其組總

代ノ承認印ヲ捺シタル保証書ヲ相副へ申出可シ。

但シ總代而已添印ニテ承認スルモ、組ノ協議ニ任ス。

第十条 各株主ニ於テ、懸場帳写換ノ節、其脚番号ヲ付シ、

印紙貼用ノ上必ス廣質堂ノ見留印ヲ乞フ可シ。

但シ古帳面ハ書入ノ事情ニ拘ラズ、該堂へ備置ク事。

第十一条 株主へハ番号ヲ付シタル株券ヲ付与スベキ事。

但シ毎株壹枚トス。

第十二条 株券売買讓換ノ御ハ、売買人或ハ讓換人双方連

署ノ書面ヲ以テ、名面切換ヲ申出ベキ事。

但シ新脚ヲ設クルニ於テハ、更ニ番号ヲ付スベシ。

第十三条 株金ノ貸付ハ株主ニ限ル、而シテ此貸付ヲ受ル

株主ハ、必ズ借用証書ヲ出スベシ、尤貸付ノ期限ハ凡テ

三ケ年ヲ越ユベカラズ。

但シ利子ハ、定式会ニ於テ定ムベキ事トス。

第十四条 一歳ヲ区分シテ上半季(一月ヨリ六月マデ)下

半季(七月ヨリ十二月マデ)トス、故ニ新ニ入舎スルモ

ノハ、四月ヨリハ下半季ヲ收入スベシ、十月ヨリハ免利

タリ。

但シ脱舎スルモ、是ニ倣フ。

第十五条 準備金貸付ノ利子收入期ハ、毎年五月十一月ノ

両度ト定ム。

第十六条 該堂舎中ノ者、銀行ヨリ借入金ヲ乞フトキハ、

帳簿書入証ヲ該堂ニ預リ、該堂執事支配人ノ與書ヲ遂ゲ

与フル事。

第十七条 各組商業上ノ事件ニ付、集會ヲ要スルトキハ、

必ズ該堂ニ於テナスベシ。

第十八条 株主協議ノ為メ同志者ヲシテ、二十名或ハ三十

名ヲ名組トシ、名金五円或ハ拾円ヲ積立ルノ方法ヲ設

ケ、之ヲ資本講ト称ス。

但シ加入ノ者ハ凡テ資本講規則遵守スベキ事。

第十九条 株主へ売渡ス所ノ薬価百分ノ一ヲ手数料トシテ

收入スベシ。

但シ藥製法ニ付係員小使等ノ口費ヲ藥元価ニ編入ス。

第二十条 懸場帳売買ヲナストキハ、基金額百分ノ一ヲ買

入ヨリ従来ノ通り是ヲ收入スベシ。

第二十一条 社外ノ売藥帳ヲ買入、納得ノ上、是ヲ組入ス

ルトキハ、買入金高ノ壹厘ヲ収ムベシ。

但シ自発売ヲナシ、納得之上ニ、入社スルモノ、旧反魂

丹方付属ニシテ、明治十年脱社シ、再ビ入社スルモノト

ニ限り、此限ニ非ズ。

第二十二条 資本講保護料、及第十九条、第二十条、第二

十一条ノ收入金ハ、該堂ノ準備金トシ之ヲ蓄積スルモノ

トス。

但シ一ケ年歳出入ノ決算、広告書ヲ該堂内ニ張出スベシ。

第二十三条 行商支配人ノ中、事故アリテ脱社ヲ乞フ者ハ、

營業人ニ於テ其事實ヲ取調ノ上、公ヒニ応ズベシ。然ル

トキハ株金ハ勿論、行商鑑札書入証等没収スベシ。

但シ蓄積金等ハ割返サズ。

第二十四条 旧書入証書ハ、十五年限リ書換ナスベキ事。

但シ手續順序ハ、明治十二年書入改正規則ニ照準ス。

第二十五条 懸場先組々ノ適宜ニヨリ、國落シ棒杭等ノ儀、

其組協議合ニ任ス。

但シ該堂ヘ詳細書ヲ以テ届置ベシ。

第二十六条 完業懸場先、互ニ重層ヲ許サザル事。

第二十七条 他ノ同業者ハ、該堂ヘ同盟ヲ乞フ者ハ其乞ヒ

ニ応ズベキ事。

但シ同盟者ハ、同盟規則ヲ遵守スベキ者トス。

第二十八条 請充營業ハ、完業規則第二十三条ニ照ラン、

實際施行スル事。

第二十九条 毎月一回宛、薬法講習會議スル事。

但シ会員ハ当会ニ定ムベキ事。

第三十条 薬剂学伝習ノ為メ、生徒三名若クハ五名ヲ相募

リ、地方医学所或ハ東京等ヘ勧学セシムベキ事。

但シ該生徒卒業上ハ、該堂薬剂員ニ従事セシメ、相当ノ

給ヲ付スベキ者トス。

第三十一条 執事以下諸役員ハ、年給或ハ日当ヲ給スベキ

事。

但シ其額ハ、定式会ニ議定スベキ事。

第三十二条 該堂事業上ノ評議、及ビ經費予算額ノ為メ、

毎年四月議會ヲ開ク。之ヲ定式会ト称ス。

但シ議員選舉等ハ、該堂議事規則ニ依ル。

第三十二条、二組以上、若クハ議員五名以上ノ發議ヲ以テ、

此規則ノ改正ヲ請求スルトキハ、執事ハ之ヲ定式会ニ付

シ、議決スベシ。

右之条株主一同遵守スベキ証トシテ、玆ニ記名調印候也。

(廣貫堂史)

大正 明治十四年七月 廣貫堂越中組總代の辞令

五十嵐清藏

右 越中組總代

委托候事

明治十四年七月三十日

廣 賞 堂 函

(五十嵐家所蔵文書)

六五 明治十四年十二月 廣賞堂會議員辭令

越中組

五十嵐清蔵

該堂會議員

当選相成候事

明治十四年十二月

廣 賞 堂 函

(五十嵐家所蔵文書)

六六 明治十六年一月 廣賞堂公社設立請願

廣 賞 堂
會社設立之儀ニ付請願

二 本県御管下、越中国売薬ヲ以テ業トナスモノ少カラズ。就

中富山地タルヤ、編簍連戸売薬ニ従事シテ活路ヲ得ルモノ最モ多シ。按ズルニ売薬ナルモノハ、人ノ病ヲ癒シ、癘瘡ヲ免レ、天寿ヲシテ保健ナラシムルノ功績アルモノナレバ、苟モ衛生上ノ裨益トナル豈ニ鮮少ナラザル乎。然レドモ其性質タルヤ、往々依然姑息法ニテ百事浪費多クシテ益少シ。此ノ習弊ハ則チ其業ヲ営ムモノ、精神敢テ奮勵セズ、才識敢テ凝練セザルニ胚胎ス。小生等以為ラク之レガ改良ヲ付度スルニ、一朝ノ精成ハ無竟束自然其成功ヲ待候様ニテハ、貴重ノ生靈ニ対シ、衛生上ニ稍々影響ヲ生ジ候患ヒ少ナカラズ。今ヤ上ニ農商務省アリテ勤勉優裕セラレ、下モ人民興産ノ法成ルニ際シ、百弊ヲ蠲革スルハ今日ノ急務、豈ニ宜シク速ニ挙行スベキ者ニ非ン乎、夫レ興産ノ法一ニシテ足ラズト雖モ、其要スル所ノモノハ其品種ノ粗悪ヲ精好ニシ、其營業者ノ萎靡ヲ振作シ、以テ物産ノ増加ト改良ヲ謀ルヲ以テ旨トナサザルナシ故ニ、小生等今茲ニ一ノ會社ヲ創立シ、翕然売薬者ヲシテ粗悪ヲ精好ニシ、萎靡ヲ振起シ、以テ淘汰改正ニ趨カシメ、拮据阻勉將ニ其美果ヲ結ビ、其良効ヲ奏セント欲ス。依之別冊會社綱目捧呈仕候間、

VI 経

營 俯テ請フ閣下宜シク吾民ノ延頸ヲ慰セバ、其寿域ニ躋リ、
 濟生ノ益復々前日ノ比ニ非ズ。即チ是レ千歳ノ景祐我輩等
 哀懇所望ノ至ニ勝ヘズ、此段奉願候也。

明治十五年九月

石川県越中国上新川郡富山惣曲輪五拾貳番地四号

發起人 士族 邨 沢 金 廣 ㊦

同 南田町拾壹番地

同 平民 志 波 久次郎 ㊦

同 鍛冶町貳拾参番地

同 平民 田 中 清次郎 ㊦

同 東四十物町参拾五番地

同 平民 中 田 清兵衛 ㊦

同 東堤町八番地

同 平民 関 野 善次郎 ㊦

同 衣服町参番地

同 平民 岩 田 伊七郎 ㊦

石川県越中国上新川郡富山惣曲輪戸長

〔戸長役場印〕 永井 信 厚 ㊦

同 同 郡 南田町戸長

〔戸長役場印〕 吉 田 茂 毅 ㊦

同 同 郡 五番町戸長代理用係

〔戸長役場印〕 山 崎 是 寧 ㊦

同 同 郡 東四十物町外五ヶ町戸長代理用係

〔戸長役場印〕 山 本 定 信 ㊦

石川県令 千坂高雅殿

書面各自營業鑑札ヲ所持シ、便宜ノ為メ連合營業スルモノ
 ニ候ハバ、其主意ヲ以テ更ニ出願致スベシ。本願ノ趣旨ニ
 テハ聞届難ク候事。

明治十六年一月二十七日

石川県令岩村高俊代理

石川県大書記官 園 田 安 賢 ㊦

会社設立緒言

壳棗果シテ人ニ益スル耶、将未ダ益アラザル耶、往古神聖
 ノ藥ヲ製シ術ヲ講ジ、人ヲシテ癯瘠ヲ免レ、寿域ニ躋ラシ
 ム、是最モ衛生法ニ歸スル所以ニシテ、人生用ナシトスル
 能ハザル所以ナリ。然リト雖モ人生ノ重ンズル所ハ日常ノ

摂養ニアリ、其之ヲ既病ニ療スルヨリハ、寧ロ之ヲ未病ニ予防スルニ如カズ。但摂養活機凡ソ飲食動作ヨリ以テ、情欲憤怒ニ至リ節適ヲ要セザルナシ。況ンヤ不幸一旦病ニ罹リ、身ヲ委ネ治ヲ乞フモ庸々ノ医ノ如キニ至リテハ、実効良善ノ完薬ニ及バズ。況ンヤ遐荒僻壤ノ地ハ、医薬固ヨリ乏シ、只完薬ノ貯アルノミ、国家済生ノ隆ヲ毗ク豈至大ナラザル乎。今茲ニ有志者結合シ一ノ会社ヲ興シ、資力ヲ纏メ以テ完薬ノ改良ヲ謀リ、即チ世ニ裨益トナルヲ得ベキ也。

明治十五年九月

会社綱目

第一条 当社ノ名号ハ躋盛社ト称スベシ。

第二条 当社ノ營業ハ、完薬營業ヲ以テ目的トス。

但シ本条ノ会社ハ石川県越中国、上新川郡富山総曲輪五

拾二番第四号ニ設置ス。

第三条 当社ノ資本金ハ拾五万円ニシテ、五拾円ヲ以テ壹

株トナン總計三千株ト定ムベシ。

第四条 薬方社長ノ名ヲ以テ、營業ノ許可ヲ願受ク可シ。

第五条 本社内ニ、薬品調剤所ヲ設ケ、之レヲ廣貫堂ト称ス可シ。

第六条 当社ハ永遠ニ保続スルノ目的ナルヲ以テ、期限ヲ

定メズト雖モ、許可ヲ請シ日ヨリ滿二十ヶ年ヲ以テ營業

第一期トス。

第七条 当社ノ調剤ノ薬品ハ、明治十年太政官第七号等ノ

公布ヲ遵守シ、株主ヲシテ広ク行商ヲナサシムルモノト

ス。

第八条 当社調剤ノ薬品ヲ請売セント欲スルモノハ、当社

請売規則ニ準拠シ、其請求ニ応ス可シ。

第九条 当社ノ役員ト称スルモノ左ノ如シ。

社長一名、副社長一名、取締役五名、支配人五名、調剤

係二十名、會計係二名、株主総代無定員、書記四名。

第十条 社長取締役等ハ、当社ノ諸務ニ緊要ナル中合規則

ヲ議定スル權アル可シ。

第十一条 社長、取締役タル者ハ当社營業ノ全体ニ注意シ

一切ノ事務ヲ処分シ、其責ニ任ズ可シ、然レドモ新タニ

一事ヲ起シ、或ハ之ヲ更生シ、又ハ之ヲ廢止シ、及ビ定

メナキ出納其他ノ事ヲ処分スル等ノ如キハ、株主總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ之ヲ施行スルヲ得ズ。

毎年四月、十月第二日曜日ヲ以テ株主總會ヲ開クベシ。之ヲ定式總會ト稱ス。

第十二條 当社ノ諸役員ハ、株主一同ノ協議ニテ取極タル給料・旅費・及ビ賞与金・手当金・ノ外、他ノ所得ヲ受クルコトヲ得ザルベシ。

第十七條 社長取締役ハ、何時ニテモ適當ナリト考慮スルニ於テハ、臨時總會ヲ開設スルコトヲ得ベシ。又株主五分ノ一ニ下ラザル株主ヨリ、書面ヲ以テ臨時總會ノ請求アルニ於テハ、何時ニテモ之ヲ召集セザルコトヲ得ザル可シ。

第十三條 当社ノ利益金分配ハ毎年五月、十一月ノ兩度ニ總勘定ヲナシ、全体ノ總益金ヨリ社費其外月給旅費等ニ至ルマデ、一切ノ諸經費ヲ引去リ残額ヲ以テ純益金トシ、其割合左ノ定限ヲ以テスベシ。

第十八條 總會ハ、株主三分ノ一以上出席セザレバ開会スルヲ得ズ。且總會ニ於テ事ヲ決定スルニ於テハ、可否又ハ同意不同意ナル発言投票、渾テ過半数ヲ以テ決定スベシ。

第十四條 当社ノ社長取締役ハ、株主中ヨリ投票選舉スベシ。

第十九條 各株主タル者ハ、其引請タル株式一箇ニ付、株式券狀一通ツツヲ付与スベシ。

第十五條 社長取締役ハ、当社ノ事務ヲ取扱フベキ支配人等ヲ選任シ、当社ノ得失ヲ考ヘ、同僚ノ衆議ヲ經テ、役員ヲ進退黜陟スルノ權アルベシ。

第二十條 当社ノ株主ハ、社長支配人ノ許諾ヲ受ケ、当社ノ簿冊ニ引合セタル上ニテ、之ヲ売却譲与スルノ手續ヲナシ、社長ノ公証ヲ乞フベシ。

第十六條 当社ノ營業及ビ金錢出納ノ報告ヲナスベキタメ、

第二十一條 当社長取締役選舉ノ初衆議ハ、会社設立ノ許可到達ノ日ヨリ、五日以内ニ選舉會ヲ設クベシ。

第二十二條 当社役員ノ任期ハ社長ハ五ヶ年トシ其他ハ二ヶ年トス。

生シタル財産ニ止リ、即チ有限責任トス。

〔廣賞堂史〕

第二十三條 当社ハ株主又ハ請売人へ払渡ス所ノ薬価ニ対シ、幾分ノ利益ヲ領収シ、株主等自ラ得ル廻ノ利益ハ当社ニ關係ナキモノトス。

突七 明治二十三〜二十四年 廣賞堂売薬事業

第二十四條 当社ノ株主ハ株高ニ応ジ、各郡各郡各町ヲ分担セシメ、押売等ノ弊害ナキコトヲ要ス。

印紙使用高 四万二千八百七十一円七錢一厘

第二十五條 各株主受持郡郡ニ配置シアル藥品價格ヲ見續

藥品製造高 千六百九十九貫六百八十七個

リ、一ノ抵当物ヲ製作シ、社長之ヲ保証シ、金錢貸借ノ

売薬個數 千八貫一万五千五百六十九個

便ヲ設クルモノトス。

〔富山日報〕明治二十四年一月二十日

第二十六條 此規則ハ株主ノ總會ヲ経テ、地方庁ノ認可ヲ得ルニ於テハ何時ニテモ之ヲ更正加条スルコトヲ得ベシ。

既貼印紙交換願高 三千三百七十六円二十八錢五厘
 割引印紙領収高 二千八百六十九円二十七錢八厘
 薬 個 數 百四十一万二千三百個

〔富山日報〕明治二十四年二月三日

六六 明治二十四年八月 職階別給与規定と組総代選出人員

職 名	總 理	支 配 人	記 帳 員	日 給 傭 人	小 使
年 俸	年 俸	月 俸	月 俸	月 給	月 給
至 拾 伍 圓	至 拾 伍 圓	自 拾 貳 圓 至 拾 伍 圓	自 拾 伍 圓 至 拾 伍 圓	貳 拾 錢 以下	自 壹 圓 至 四 圓 五 拾 錢

區名	區	域	選出人員	里・哩・海里別				
				職名	總理	支配人	書記	雇
第一區	關東	組	三人	車馬賃一里毎ニ	十錢	八錢	六錢	五錢
第二區	駿河	組	一人	汽船賃八一海里毎ニ	五錢	四錢	三錢	三錢
第三區	美濃	組	二人	汽船賃八一海里毎ニ	五錢	四錢	三錢	三錢
第四區	伊勢	組	一人	汽船賃八一海里毎ニ	五錢	四錢	三錢	三錢
第五區	五畿内	組	二人	汽船賃八一海里毎ニ	五錢	四錢	三錢	三錢
第六區	奧中国	組	二人	汽船賃八一海里毎ニ	五錢	四錢	三錢	三錢
第七區	四國	組	一人	汽船賃八一海里毎ニ	五錢	四錢	三錢	三錢
第八區	九州	組	二人	汽船賃八一海里毎ニ	五錢	四錢	三錢	三錢
第九區	北中国	組	一人	汽船賃八一海里毎ニ	五錢	四錢	三錢	三錢

第十區	江州	組	一人
第十一區	北國	組	一人
第十二區	越中	組	一人
第十三區	信州	組	二人
第十四區	越後	組	一人
第十五區	出羽	組	一人
第十六區	羽後	組	一人
第十七區	南部	組	一人
第十八區	伊達	組	一人
第十九區	仙台	組	一人

(廣貫堂史)

第六 明治二十八年 職工取締規則

第一條 廣貫堂ニ使役スル職工ヲ二種ニ分チ甲種ハ、此規則ヲ遵守シ乙種ハ、別ニ設ケタル規則ヲ以テ、第二課之ヲ使役スルモノトス

第二條 廣貫堂、職工ニ從事スル者ハ、何人ニ限ラス此ノ

職工取締規則ヲ堅ク遵守スヘキモノトス

別ニ定メタル場所ニテ従事スルモノトス

第三条 廣貫堂ノ職工ハ、監督ノ指揮ニ従フモノトス

第十一条 搗屋、油焚等ノ外出業ハ、監督ヘ申出外出ノ記

第四条 職工トシテ事業ヲナサントスルモノハ、日數ヲ予

票ヲ請フ可シ

定シテ監督ヘ申出認可ヲ得ヘシ

第十二条 職工中隣工場ノ休業ナシタル空場アルトモ、爰

第五条 監督ハ、職工ノ員數、事業日數ヲ計リ、室内相当

リニ使用スルコトヲ得ス、若シ止ムヲ得ス、使用致度

ノ工場ヲ与フルモノトス

キトキハ、監督ノ指揮ヲ乞フ可シ

第六条 職工ヘ工場分与シタル日ヨリ五日間休業スルトキ

第十三条 事業中ハ、静肅ヲ旨トシ、苟且ニモ暴言、高声

ハ、定メタル場所ヲ監督ノ都合ニ依リ其工場ヘ通知ノ

ヲ発スルコトヲ禁ス

上転場スルコトアルヘシ

第十四条 室内ニ於テ午睡及ビ飲酒ヲ禁ス

第七条 職工事業時間ハ、毎年五月ヨリ九月迄午前七時ヨ

第十五条 室内ニ於テ職工中議論ケ問敷事一切相成ラス若

リ午後四時マテト定ムルモトス、其前後ハ場合ニ依リ

シ意見異ニスル場合アレハ監督ノ指揮ヲ請フ可シ

伸縮スルコトアルヘシ、日暇、天祭日等ノ休日及ヒ時

第十八条 版木請求者ハ、一日限リ返付スヘシ、二日ヲ越

問外ニ事業ヲナサントスルトキハ監督ノ認可ヲ得ヘシ

ユルコトヲ許サス

第八条 職工、手伝人ヲ要スルトキハ、監督ヘ申出認可ヲ

第十九条 版木ノ保管ハ、版木係ノ責任タルヲ以テ請求者

得ヘシ

ハ係リ員ノ命ヲ拒ムコトヲ得ス

第九条 組合員一同ニ付職工一人トス与フル工場ハ、幅三

第二十条 請求シタル版木ヲ職工中相互ニ貸借スルヲ許サ

尺ノ割合ニテ付与スルモノトス

ス

二

第十条 丸薬、膏薬、煉薬、蒸物、交換薬、荷造造り等ハ、

第廿一条 印刷ノ都合ニ依リ組合員自費ヲ以テ版木出来セ

ントスルトキハ、其前ニ於テ版形ヲ版木係ヘ差出シ版木係ノ認可ヲ得テ出来スヘシ、若シ其手續ヲナサスンテ新出来ノ版木ヲ以テ出来シタル版木ト雖トモ保管方ハ版木係ヘ申出ヘシ

第廿二条 調剤ニ屬シタル器物ハ、調剤係ノ指揮ヲ受ク可シ

第廿三条 甲種職工ニシテ、室内ニ所有スル藥品ハ、調剤係ノ帳簿ヘ記入方申出ヘシ

第廿四条 室内ニ於テ不正ナル所業或ハ不正ノ物品ヲ発見スルトキハ直チニ押収シ職工停止スルトアルヘシ

第廿五条 職工中請求スル所ノ版木及調剤器具等ハ一層丁寧ニ取扱フト雖トモ不注意ノ為メ毀損セシメタルトキハ相当代価ヲ弁償セシム

但シ故意ニ出タル毀損ハ其代価弁償ノ上職工停止スルトアルヘシ

(株式会社 廣貫堂蔵)

六七〇 明治二十八年 廣貫堂売薬事業

売薬製造高 貳千百〇一万八千九百三十四個

同 販売高 貳千〇九十九万六千五百五十個

差引式万貳千三百八十四個 翌年へ越高

同印紙使用高 金貳百四拾八円八拾八錢五厘

前年より越高

金五万千〇四拾六円 買入高

金二千九百七十円六拾三錢三厘 交換下付高

計五万四千貳百六十五円五拾壹錢七厘

支払内訳

金壹万六千貳百貳拾參円九拾五錢八厘 装置係渡高

金參万五千〇九拾六円九拾六錢八厘 職工人直渡高

金貳千五百七拾七円九拾八錢八厘 交換渡高

計五万三千八百九拾八円九拾壹錢四厘

差引金三百六拾六円六拾錢三厘 翌年へ越高

同印紙交換高 百三拾五万〇二百三拾個 既貼印紙個数

金三千四百九拾七円三拾八錢 同 印紙額

金貳千九百七拾円六拾三錢二厘

交換請求高

割引高

金五百二拾六円七拾五錢

(一割五分或は二割)

職工使用数 七万七千七百〇九人

内訳 男五万七千七百七拾九人
女一万九千九百三十人

出荷数 三千四百八個

行商人 千六百七十三名

此鑑札 一万八千九百十二枚

此方数 八万八千七百二十五方

請売約定 八百九戸

此方数 七千二百二十五方

一ヶ年分

(「富山日報」明治二十九年五月二日)

六一 明治三十〇三十二年 廣賞堂売薬事業

種目	年次		
	明治三十年	明治三十一年	明治三十二年
売薬製造高	三、八〇、五〇個	三、五九、九二個	三、四三、三三
同 販売高	三、八〇、五〇個	三、五九、九二個	三、四三、三三
同印紙使用高	九、五三、九〇厘	七、七三、七五厘	七、一五、〇九
職工使用高	一〇、五八人	一〇、一七人	一〇、三一人
出 荷 数	四、三七個	四、四三個	四、三三個
行 商 人	一、六〇人	一、六〇人	一、五九人
請 売 約 定	五、七九戸	六、八七戸	七、二四戸

(「富山売薬沿革概要」)

六三 明治三十六年四月 廣賞堂刷新会の趣意書

○廣賞堂刷新会の総会 当市梅澤町の同堂組合員佐藤菊次郎氏等の発起に係る同堂刷新会は明三日正午より同町妙國寺に於て総会を開き同堂の組織改革を断行する方法につき

營 決議する所あるべしをいふが同会の主意書及び会則は左の如し

廣貫堂々制刷新会主意書

世の中の進歩するに従て第一に權利義務が確定されて始めて身命の保護財産の安全と云ふ事になります徒らに慣例習慣と云ふ事は法律之不完全なる時代兎も角權利義務を法律か之をして確定された今日には身命又は財産を安全に保護する其法律の範圍内に棲息する力至当の事であるのみならず法治国の面目である此道理に拠らずして只慣例を墨守すると一朝何事が始まると葛藤紛擾遂に云ふ可らざる災厄を蒙る事かあると思ひます然るに吾廣貫堂の如きは明治十年の時代は売業業に会社組織が出来ないから止を得ず今日の如き匿名組合と云ふ方法に仕組まれたのである吾日本帝国は一大長足の進歩で式十六年間に文明と云ふ具体の日本になりました民法と商法との実施に於けるが如き今日廣貫堂現今の組織は最も變則と云なければならず吾売業業に於ても社会に雄飛する氣力優勝劣敗と云ふ時節に適合せぬかと存じます過般米の争議の

如きは此処に胚胎して来たので総理村澤氏の答弁書の如きも法律上云はしめたので総理其人の良心に於ては毫も野心故意のある筈はないと信じて疑ひません故に此際断然として組織変更の必要を認むる次第である総理村澤氏に於て組織変更の企図ありと聞きますか是は重大なる事件で総理や事務員而已に一任し置く事が出来ない故吾人組合員は自己の権理と義務を重し財産保管上最も慎重に法律の範圍内に於て安全なる方法を講究せんとする目的にて茲に廣貫堂々制刷新会の起こりました所以であります決して或る感情や故意を以て破壊的動作に改革を促すなどの考は聊もなく信義吾財産の安全を計り今日の廣貫堂をして泰山の安きに置たいと云ふ意見でありますから富山売業の爲め吾財産保護の爲め本会の熱誠なる主意に御賛成被下て相互に該堂組織の方法に就て充分御協議致し度ので有升

廣貫堂々制刷新会会則

廣貫堂々制刷新会

第一条 本会は廣貫堂の組織改善を研究するを以て目的

とす

第二条 本会の会員は廣貫堂組員并に其行商者を以て組織す

第三条 本会事務所は当分梅澤町妙國寺内に設置す

第四条 本会は第一条の目的を達する為左の役員を置く

会長 一名 副会長 二名

幹事 名 評議員 名

第五条 会長は会務一切の事を処理し会議あるときは議長となり副会長は会長事故あるときは代理の任務を為す

とす

第六条 会長幹事は總會に於て之を選挙し評議員は組合員の所在の組より選挙する者とす

但し選挙規定議事細則は別に定む

第七条 幹事中より常務幹事十名書記二名を互選し会務を処理するものとす

第八条 本会は總會臨時会幹事会評議員会の四称に閉会す

第九条 本会の経費は組員并に關係者の寄付金を以て

之に充つ

第十条 会員にして本会の体面を汚辱するが如き行為あるときは評議員会の決議により退会を命ずることあるべし

(「富山日報」明治三十六年四月二日)

六七三 明治三十六年十二月 廣貫堂職工数

廣貫堂の現況は、年末に際したるに依り使役職工数減少し、客月の八千三百五十二人内男六千四百七十三人女二千二百七十九人に比し二百八十八人強の平均数なれば、日下現在五十人の常雇職工、女工七十人、八十人の行商人二百人なれば約百七十人の著しき減少なり

(「富山日報」明治三十六年十二月十八日)

六五四 明治二十九年三月 懸場所担保の保有証明願

証明願

營 富山市梅沢町廣貫堂付屬売薬懸場第六十二番一人脚

廣貫堂売薬營業人

一場 所 神奈川縣愛甲郡高座郡

明治三十九年三月三十一日

邨澤金廣 (印)

一 得意家 同 県同 郡

(口水家所蔵文書)

VI 經

一 配置薬品 万病感応丸外三十五方

一 配置薬価格概算 八百円也

一 最近一ケ年ノ取揚金高 四百円 一ケ年兩度廻リ

六七五 大正三年十一月 株式会社廣貫堂の創立

一 前記各号ノ詳細ハ懸場帳簿二冊ニ記載ノ通

一 評価格金 六百六十五円

右ハ借入金六百六十五円ニ因スル債務ノ担保トシテ債権者

杉田由太郎へ質入致度候間自分所有ニ相違ナキ事ヲ御証明

被成下且貴堂御備付ノ帳簿へ右質入ヲ為シタルコトヲ御記

入置被下度此段相願候也

明的株式会社の衣装をつけたのであつた。

一 商号は、株式会社廣貫堂とする事。

明治三十九年三月三十一日 所有者 清水太四郎 (印)

一 目的は、売薬の製造、卸売、小売、請負及び製薬・

右所有者ノ請求ニ依リ調査候也

關東組總代 尾谷久蔵 (印)

薬種・化粧品の販売營業をなし、兼て当会社の株主に
対し、売薬資金の貸付を為すを以て目的とする事。

廣貫堂売薬營業人

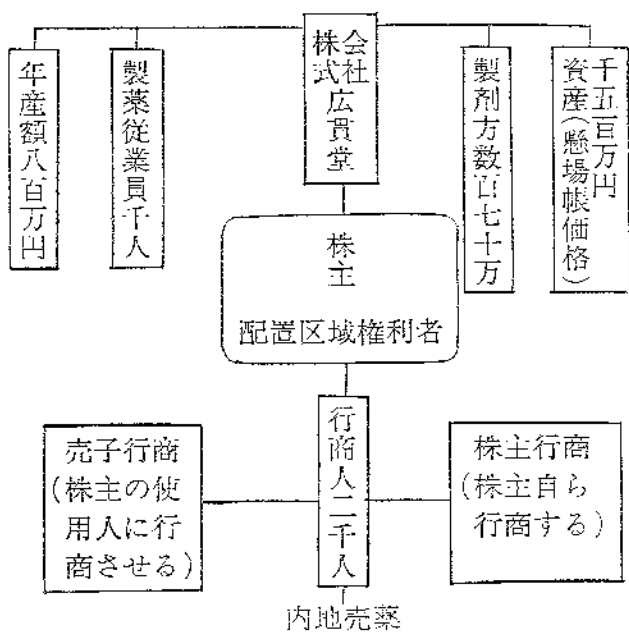
一 資本の総額、金五拾万円

邨澤 金 廣 殿

一 一株の金額、金五拾円

前記之通相違無之且当堂ノ帳簿ニ記入致候也

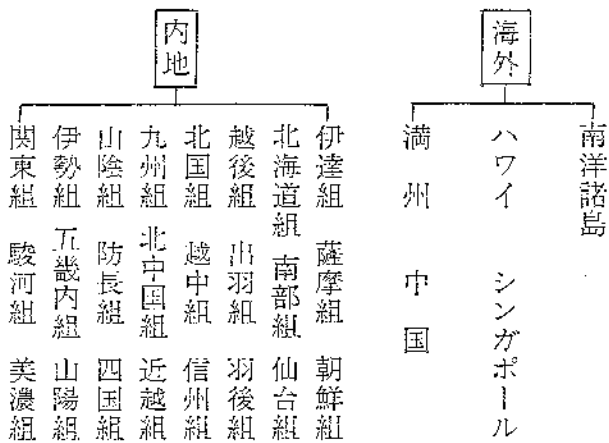
一 取締役の有すべき株式の数、二十五株以上



六 大正中期 廣貫堂の組織と販売系統

- 一 第一回の払込金額、金拾弐円五拾銭
- 一 發起人数並に引受株数
- 發起人は邨澤金廣外四拾名、引受株数は壹千八百九拾六株とす。
- 一 取締役(七名)、邨澤金廣、常田治平、金井久兵衛、

販売系統



(北陸銀行『創業百年史』)

内山忠四郎、藤井諭三、田中清衡、吉本藤兵衛。
一 監査役(三名)、橋文蔵、平井嘉之、澁谷清平。
であつて、盛哉の孫邨澤金廣が社長取締役となつたのであつた。

(『廣貫堂史』)

六七〇 昭和二年六月 廣貫堂帳主会規程改正

(表紙)
昭和二年六月二十七日改正

株式会社廣貫堂帳主会規程

株式会社廣貫堂帳主会規程

第一章 總則

第一條 本会ハ株式会社廣貫堂帳主会ト称ス

第二條 本会ハ株式会社廣貫堂株主タル売葉懸場帳主ヲ以テ組織ス

第三條 本会ハ株式会社廣貫堂内ニ設置ス

第四條 本会ハ懸場帳主ノ脚数ヲ限定セス

第二章 懸場及帳主

第五條 本会ニハ廣貫堂定款第十条ニ規定ノ帳主並ニ其懸

場台帳ヲ備置クモノトス

第六條 帳主並ニ懸場台帳ノ様式及加除ノ手續ハ管理者之

ヲ定ム

第三章 加入及脱退

第七條 新タニ本会ヘ加入セント欲スルモノハ最寄(關係

地域以下同シ)帳主ノ同意ヲ得組織代ノ連署セル加入申込書ヲ管理者ニ差出シ其ノ承認ヲ受クルコトヲ

要ス

第八條 加入者ハ加入以前ニ係ル事項ト雖モ其權利義務ハ

一般帳主ト異ナルコトナシ

第九條 本会ヲ脱退セントスルトキハ其所屬組織代ノ連署

シタル脱退書ヲ差出シ管理者ノ承認ヲ受クルヲ要ス

管理者ニ於テ脱退ヲ承認シタルトキハ株式会社廣貫

堂ノ同意ヲ得テ懸場台帳ニ之ヲ登記ス

第十條 前條ニヨリ脱退シタルモノハ本会ニ対スル一切ノ

權利ヲ失フモノトス

第十一條 懸場帳主其所屬ノ売葉懸場帳ヲ売買譲与又ハ相

続スルトキハ其懸場帳ニ付屬スル株式会社廣貫堂株

式ト共ニ其ノ手續キヲ成シ組織代ノ同意ヲ得テ株式

会社廣貫堂ノ承認ヲ受ケ懸場台帳ニ登記ヲ請求スベ

シ

第十一條ノ二 加入又ハ脱退ニ際シ最寄帳主又ハ組織代ニ

於テ故ナク同意連署ヲ拒ミタルトキハ管理者ハ所屬

組ノ意見ヲ徴シ常任委員ニ諮問シ適宜加入又ハ脱退
ヲ承認スルコトヲ得懸場帳ノ売買譲与又ハ相続ノ場
合ニ於テモ亦同シ

(杉井家所蔵文書)

六六 昭和二年六月 懸場及び帳主の所属

第七章 懸場帳主所属

第二十九条 懸場及帳主ノ所属ヲ定ムルコト左ノ如シ

関東組 上野、下野、相模、武蔵、安房、上総、

下総、常陸

駿河組 駿河、伊豆

美濃組 尾張、三河、遠江、美濃、飛驒

伊勢組 伊賀、伊勢、志摩

五畿内組 山城、大和、河内、和泉、摂津、播磨、

紀伊

山陽組 美作、備前、備中、備後、安芸

山陰組 因幡、伯耆、出雲、石見、隠岐

防長組 周防、長門

四国組 淡路、阿波、讃岐、伊予、土佐

九州組 筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日

向(東西北諸県ノ三郡ヲ除ク)老岐、対馬

北中国組 若狭、丹波、丹後、但馬

近越組 近江、越前

北国組 加賀、能登

越中組 越中

信州組 信濃、甲斐

越後組 越後、佐渡

出羽組 羽前

羽後組 羽後

北海道組 北海道全道、樺太

南部組 陸中、陸奥

仙台組 陸中ノ一部、陸前

伊達組 磐城、岩代

薩摩組 大隅、薩摩、琉球、日向、東西北諸県ノ

三郡、台湾

朝鮮組 朝鮮全道、支那

第三十条 代議会ハ代議員ヲ以テ組織ス

第三十一条 代議会ハ第二十九条ノ組ヲ以テ選挙区トス其

選挙区ヨリ選出スベキ定員ハ左ノ如シ

- 第一区 関東組 四名
- 第二区 駿河組 一名
- 第三区 美濃組 三名
- 第四区 伊勢組 一名
- 第五区 五畿内組 二名
- 第六区 山陽組 二名
- 第七区 山陰組 一名
- 第八区 防長組 一名
- 第九区 四国組 一名
- 第十区 九州組 三名
- 第十一区 北中国組 一名
- 第十二区 近越組 二名
- 第十三区 越中組 一名
- 第十四区 北国組 一名

第十五区 信州組 三名

第十六区 越後組 二名

第十七区 出羽組 一名

第十八区 羽後組 一名

第十九区 南部組 一名

第二十区 北海道組 一名

第二十一区 仙台組 一名

第二十二区 伊達組 一名

第二十三区 薩摩組 一名

第二十四区 朝鮮組 二十脚

(杉井家所蔵文書)

六九 昭和十八年十月 廣貫堂企業合併

株式会社廣貫堂では、さきに富山合同製菓ならびに富山薬劑商株式会社、石黒製管工場等と企業合同を確定したが、更に今回中新川郡内随一の製菓会社である富山県製菓株式会社、前滑川保壽堂、高月保壽堂、東洋製菓、日の本売菓

二 廣 貫 堂

四社合同の代表取締役宮崎乙雄氏も決戦下国策に順応、廣貫堂へ合同を決定、十八日両者間に併合の仮調印を了した、かくて県下業者は、それ／＼自発的に企業整備の実行に乗り出し協力充葉報国へ逞しい発足をなすことになったが、この他、一、二、三会社の合同も考慮されてゐる

〔北日本新聞〕昭和十八年十月二十日

六〇 昭和十九年十月 廣貫堂の企業合併

会社名	被合併会社名 (昭和十九年十一月十九日合併登記)
一	株式会社廣貫堂
二	合同製薬株式会社—師天堂、宮製薬株式会社、富山製薬株式会社、波多野永生堂
三	富山製薬株式会社—富山製薬株式会社、太陽薬品株式会社、総生堂、株式会社廣貫堂、大盛堂
四	富山製薬株式会社—保壽堂製薬株式会社、株式会社保壽堂、東洋製薬株式会社、口ノ本製薬株式会社

〔廣貫堂史〕

六一 昭和二十一年十月 株式会社廣貫堂帳主会規則

則

第一章 総 則

第一条 本会ハ株式会社廣貫堂帳主会ト称ス

第二条 本会ハ株式会社廣貫堂株主タル家庭薬懸場帳

主ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ株式会社廣貫堂ト密接ナル連絡ヲ保チ

双方ノ福利増進ト事業ノ進展トヲ企図スルヲ以

テ其ノ目的トス

第四条 本会ノ事務所ヲ株式会社廣貫堂内ニ置ク

第二章 懸場帳主及家庭薬懸場

第五条 本会ニハ株式会社廣貫堂ノ定款第八条所定ノ

懸場帳主並ニ其ノ家庭薬懸場ニ関スル懸場帳主

台帳ヲ備フルモノトス

第六条 懸場帳主台帳及帳主ノ加入脱退ニ関スル事項

ハ会長之ヲ定ム

第三章 本会員ノ責務

營 第七條 本會員無能力者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ

於テ本會ニ關スル一切ノ責務履行ノ責ニ任ズ

第十三條 新タニ配給員ヲ使用セントスル本會員ハ會長

第八條 本會員ハ其ノ有スル家庭藥懸場ニ株式會社廣

ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

貫堂ノ製劑ヲ配置スルモノトス

前項配給員ニシテ他ノ本會員ノ配給員ナルトキ

第九條 本會員ハ株式會社廣貫堂ニ屬スル家庭藥配置

又ハ解雇後三年以内ノモノナルトキハ其ノ本會

容器中ニ他營業藥ヲ混入配置スル事ヲ得ズ 但

員ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス 但シ故ナク承諾

シ事情ニ依リ會長ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限

ヲ拒ムトキハ會長ノ裁定ヲ請求スルコトヲ得

ニアラズ

第十四條 本會員又ハ其ノ使用スル配給員ハ得意家ニ於

第十條 本會員ハ本會ノ經費及債務ヲ負擔ス

テ互ニ家庭藥ヲ重畳シ又ハ營業ヲ妨害シ若シク

前項ノ經費及債務負擔ノ方法ハ會長ト部會長及

ハ信用ヲ毀損スルノ行為ヲ為スコトヲ得ズ

協力委員トノ協議ニヨリ之ヲ定ム

重畳ヲ發見シタル場合ハ會長ノ名ニ於テ隨時引

第十一條 本會員其ノ有スル家庭藥懸場及付屬帳簿ヲ讓

揚ゲノ上之ヲ沒收スルモ当該本會員ハ異議ヲ述

渡若クハ債務ノ担保ニ供セントスルトキハ其ノ

ブルコトヲ得ズ

所屬スル株式會社廣貫堂ノ株式ト共ニ之ヲ為シ

第十五條 本會員ハ其ノ使用スル配給員ヲシテ本規定ヲ

同會社ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

遵守セシムベシ請売人ニ付テモ亦同シ

第十二條 家庭藥懸場ノ名義書換又ハ質入ノ場合ニ於ケ

第十六條 本會員株式會社廣貫堂ノ信用ヲ害シ財産上ノ

ル集金高証明申請書ニ記載ノ集金高カ株式會社

損害ヲ生ゼシメ若シクハ本規程中重要ナル條項

廣貫堂ノ製劑ノ購買高ト符合セザル場合ハ其登

ニ違背シ又ハ三年以上株式會社廣貫堂ノ製劑ヲ

購買セザルトキハ部会長並ニ協力委員ニ諮問シ
本会ヨリ除名スルコトヲ得

本会員使用ノ配給員前項記載ノ行為ヲ為シタル
トキハ部会長並ニ協力委員ニ諮問シ該配給員使
用ノ許可ヲ取消シ又ハ当該会員ヲ除名スルコト
ヲ得

除名処分ヲ受ケタル当該会員ハ其所有スル懸場
帳簿ニ属スル株式会社廣貫堂ノ株式全部ヲ無償

ニテ会長ノ指定シタル本会員ニ之ヲ譲渡スルコ
トヲ要ス 但会長ハ部会長ニ諮問シ処分ヲ行フ
コトヲ得

第十七条 行商ニ関シ本規定ニ別段ノ定メナキモノハ従
来ノ習慣ニ依ル

第四章 会長ノ権限

第十八条 本会会長ハ株式会社廣貫堂ノ社長ヲ以テ之ニ
充ツ

第十九条 会長ハ本会ノ事務ヲ統轄シ本会ヲ代表ス

第二十条 本会ニ関スル訴訟ハ会長ノ名ニ於テ本会員全

員ノ為メ之ヲ為ス 但シ訴訟ノ結果取得シタル
財産権ハ本会員全員ノ共有ニ帰属スルモノトス

第五章 懸場帳主部会及協力委員

第二十一条 家庭棄懸場及其ノ懸場帳主タル本会員ノ所属
部会ヲ別表ノ通り定ム

第二十二条 各部会ニ部会長一名同代理者一名ヲ置ク

各部会ハ規約ヲ設ケ本会ノ目的達成ニ協力スル
モノトス

第二十三条 部会長及同代理者ハ本会並ニ株式会社廣貫堂
事業ノ發展向上ニ協力シ其ノ属スル部会内本会
員及配給員ノ福利増進ニ努メ且ツ家庭棄配給及
懸場ノ権利確保販路拡充ニ任ズルモノトス

第二十四条 部会長ハ本規程又ハ慣例ニヨリ株式会社廣貫
堂ノ定ムルニ従ヒ各其ノ部会ニ属スル事務ヲ処
理ス

部会長事故アルトキハ代理者之ヲ代理ス

第二十五条 部会長及同代理者ハ其ノ所属スル部会ノ推薦
ニ基キ会長之レヲ委嘱ス

第二十六条 前条ノ部会長及同代理者ノ任期ヲ二ケ年トス

第三十一条 前条ノ委員及同代理者ハ部会間ノ親睦ヲ計リ

補欠員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

其ノ円満ナル活動ヲ支援シ進ンデ株式会社廣貫

第二十七条 株式会社廣貫堂ノ取締役及事務員ハ部会長若

堂事業ノ経営等重要事項ニ関シ会長ニ意見ヲ具

シクハ同代理者タルコトヲ得ズ

申スルモノトス

第二十八条 部会長及同代理者其ノ任期満了ノ場合ト雖モ

第三十二条 部会長並ニ協力委員ハ夫レノ十名以上ノ連

後任者ノ就任スル迄尚ホ其ノ職務ヲ行フモノト

署ヲ以テ各協議会開催方ヲ会長ニ要求スルコト

ス

ヲ得

第二十九条 会長ハ隨時部会長會議ヲ招集シ株式会社廣貫

第三十三条 第二十六条乃至第二十九条ノ規程ハ協力委員

堂ノ事業経営並ニ總會ニ付議スベキ重要事項ニ

及同代理者ニ準用ス

関シ協議又ハ諮問スルモノトス

第六章 付 則

第三十条 全部会ヲ別表ノ九地区ニ分チ各地区ニ協力委

第三十四条 本会ノ解散ハ株式会社廣貫堂ノ解散ト共ニス

員及同代理者各一名ヲ置ク

ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ 株式会社廣

前項ノ委員及同代理者ハ其ノ所屬スル部会長若

貫堂解散シタルトキハ本会ハ当然解散ス

クハ同代理者中ヨリ互選シ会長之ヲ委嘱スルモ

第三十五条 本規定ヲ變更セントスルトキハ帳主總會ノ決

ノトス

議アルコトヲ要ス

但シ会長必要ト認ムルトキハ九地区ニ於ケル委

帳主總會ノ招集ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載

員ノ定員外ニ帳主中識見経験アル者ヨリ委員若

シタル招集状ヲ会日五日前ニ発送スルコトヲ要

干名ヲ委嘱スルコトヲ得

ス

二 廣 貫 堂

第三十六条 前条第一項ノ決議ハ株式会社廣貫堂総株式ノ

五分ノ一以上付属スル本会員出席シ其ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

前項ノ決議ハ株式会社廣貫堂取締役ノ同意ヲ得ルニ非ラザレバ其ノ効力ヲ生ゼス

第三十七条 本会員ハ帳主總會ニ於テ他ノ本会員ヲ代理人

トシテ議決権ヲ行フコトヲ得、但シ代理人ハ株式会社廣貫堂ノ役員及従業員以外ノ本会員ニ限ル

第二十八条 本会員ノ議決権ハ其ノ所有ノ株式会社廣貫堂

ノ株式一株ニ付一個トス

第二十九条 懸場帳ニ付属セザル株式ニ付テハ本規程ヲ適

用セザルモノトス

別 表

青森	北海道	道府名	部会長	代理者数	道府名	部会長	代理者数	道府名	部会長	代理者数
一	一				岩手			秋田		
一	一				宮城			山形		
一	一				一			一		

神奈川	東京	千葉	高知	愛媛	徳島	香川	山口	島根	埼玉	栃木	群馬	茨城	福島
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	愛知	静岡	山梨	長野	福井	石川	富山	新潟
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		鹿児島	鳥取	広島	岡山	兵庫	和歌山	大阪	京都	奈良	三重	滋賀	岐阜
		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第三十条ニ依ル九地区名

中国、四国、近畿、北陸、東海、関東、東北、北海道、九州

(株式会社 廣貫堂蔵)

三 諸 会 社

六三 明治八年四月 売薬会社設置勅奨

一 明治八年四月新川県内ノ売薬人郡テ共立シ、会社設置致ス可クトノ御達シニ付、御呼立之次第左ニ

第二百九番

管下正副区長へ

今般売薬人一同へ可申渡儀有之候条、一ヶ所ヨリ総代一兩名宛来ル四月五日勅業係へ可致出頭、此旨右職業之者へ布達可致事

明治八年二月廿四日

權令 山田秀典

右ニ付總代阿部彌一郎外四名出頭仕候処、懇ニ御説諭ノ上御書渡亨左ニ

当管下反魂丹等売薬之儀ハ、數百年来全国へ普及シ、営業ノ者殆ト五千余人ニ垂トス、実ニ管下一盛大之産物ト云可シ、然レトモ其製タル一々漢家之方剂ニ出テ、僅ニ

草根木皮ヲ調理スル而已、今也泰西医方日々隆盛之今日

当リ、尚旧習ヲ株守シ、一層開明進歩ノ意ナキ時ハ、將

来ノ廢業逆料スヘキナレハ、今ヨリ泰西売薬ノ製ニ倣ヒ、

漸々改更之方法可相立、且先般文部省売薬検査之降令モ

有之、往々嚴肅取締之方法可相立、依テ今般管下売薬人

トモ一同結社可致、別紙会社綱領并条例一冊下付候条、

早々可遂協議候事

但シ、条例外些末ノ件々ハ社中申合規則取極可差出候

事

明治八年四月五日 但シ別冊略ス

前条ノ旨趣不取敢評論ニ及ヒ候得共、各大区跨リ未決申左之通御布達

過日及布達候売薬組合条例等ニ照準シ、会社設立之儀来

五月五日限り結社致シ、会社規則并申合規則相添可致上

申候事

但シ、条例中不了解之件々并同業中不都合儀モ有之候ハ、更ニ可伺候事

明治八年四月十二日

權令 山田秀典

一 新川県ニテ水橋等射水郡ニテ高岡等、砺波郡ニテ中田等、同商業ノ者ヘ示談ニ及ヒ候処、遠隔ニシテ決談致サス、再度ノ示談モ空敷兎角人心折合申サス候

一 近年新発ノ売薬増殖シ、既ニ富山市中ニモ新規売薬免許ヲ得テ、販売スルモノ数多ト相成候、諸商業共自己ノ權利トハ申シナカラ、方今右往左往ニ散乱シ、一時ノ浮利ヲ謀ラントシテ、賣薬或ハ禁制ノ物品、無謂夢想等ノ藥品ヲ鬻キ、自然其筋ヨリ御沙汰ヲモ蒙ルトキハ、旧來ノ株式ニ障碍ヲナシ、紛紜ヲ生シテハ容易ナラサル儀ト一同苦心ニ絶エ、不得止昨年売薬式十四品許可ヲ得シ富山製薬人千有余名、協心戮力シテ結社ヲ發起シ、旧來ノ商業不取失トノ事由ヲ決議シテ、先般売薬会社及薬剤ノ為メ、廣貫堂設立ノ儀ニ付綱領社則ヲ相立、懇願ニ及ヒ候処、本年^{明治}九月^{九年}九月十二日御許容ト相成リ、一同安堵ノ思想ヲ遂ケ感戴スル所ナリ

〔富山売薬業史史料集〕

六三 明治八年四月 売薬取締会社設立綱領並条例

綱目

第一条 売薬原由会社設立之要ヲ掲ク
 第二条 広ク泰西ノ法劑ヲ興シ營業長久ノ法ヲ興スコトヲ掲ク

条 例

- 第一款 凡三節会社設立ノ手續ヲ明ス
- 第二款 凡十節会社起業ノ順序及ヒ役員上任ノ制限ヲ明ス
- 第三款 凡七節株高ノ定規并株主ノ權利ヲ明ニス
- 第四款 凡七節株主ノ權利并制限ヲ明ス
- 第五款 凡六節売薬方劑検査ノ法ヲ明ニス
- 第六款 凡九節株主ノ組合并支社ヲ設ルコトヲ明ニス
- 第七款 凡会社諸役員奉務上ノ制限ヲ明ニス
- 第八款 凡二節役員奉務上ノ禁令ヲ明ニス
- 第九款 凡五節株券ノコトヲ明ニス
- 第十款 凡三節會計出納ノコトヲ明ニス
- 第七款 凡二節定例改革之コトヲ明ニス

總テ二条十一款合テ五十七節トス

方劑ニ更革シ將來之營業ヲ盛大ニ期センコトヲ欲ス

此レ是ノ第二挙也

会社設立綱領

條例

第一条

第一款 会社設立ノ手續ヲ明ニス

夫レ製藥ハ天下億兆之民人憑テ以テ至重之性命ヲ保全ス
ル一大要品ニシテ寿夭存亡纒ニ製造精疏ノ間ニ係ル豈ニ慎
マサルヘケンヤ故ニ官廳ニ売藥検査ノ降令アリ突ニ教化ノ
徳沢人民保護之上ニ溢ル苟モ此ノ教下ニ生育スルモノ焉ソ
能ク此ノ盛旨ヲ感戴セサランヤ況ンヤ數百年來此業ニ従事
スルニ於テヲヤ故ニ今売藥ヲ營業スル者四千有余名御旨意
ヲ奉戴シ協心戮力互ニ其製藥ヲ検査シ以テ品位ヲ一層精良
ナラシメンコトヲ要ス此是ノ会社ヲ設立スル第一挙ナリ

第一節 凡此ノ売藥会社ノ創立セントスルニ本管内ニ免許
ヲ得テ売藥ヲ營業ナス者普ク協力シテ綱領ノ旨ヲ主張
シ設立スルヲ要ス
第二節 此ノ売藥人何千何百人之社中綱領ニ由テ同盟決議
ノ上運署鈐印シテ毎区ノ区会所ヲ經テ其ノ長ノ奥印ヲ
得而之ヲ本管庁ニ具上シ許可ヲ得テ後チ事業施行ノ手
続キヲナスベシ
第三節 右ノ許可ヲ得テ其社号ヲヨビ設立ノ地名標幟ヲ設
ル等ノ本管庁ヘ届ケ置クベシ

第二条

第二款 会社起業ノ順序及ヒ役員上任ノ制限
ヲ明ニス

然レトモ人文日ニ新ニ月ニ盛ナリシヨリ欧米各国ノ医術
製藥日々ニ良精新巧ヲ競フ其驗蓋シ漢医ノ草根木皮ノ比ニ
非ス曾テ其長短ヲ倂縮シ漸次方劑ヲ更改センコトヲ企望ス
然リ而メ今本県有志ヲ募リ病院ヲ建設セントス故ニ奮然資
力ヲ助ケテ以テ病院ヲ建設シ傍ラ製藥局ヲ設ケ漸々泰西ノ

第一節 此会社ハ許可ヲ得ルノ日ヨリ其社号ヲ以テ十ヶ年
間ノ營業ヲ相統スヘシ十ヶ年ヲ経タル後更ニ免許願出
スベシ

但シ三分二以上ノ株主ノ存意ニヨリ鎖店スルカ又ハ

解任ノ期トスベシ

此条例改正セザル能ハサルノ事アルハ例外タリトス

第七節 此ノ頭取々締役給料ハ株主衆議ヲ以テ是ヲ定メ其

第二節 会社ノ頭取々締役ハ許可ヲ得ルノ日ヨリ社印ヲ刻

以下役員ノ給料ハ頭取々締役ニテ是ヲ定ム可シ

シ諸係役ノ印鑑ト共ニ区会所ヲ經テ管庁ニ届ケ置クベシ

第八節 其諸係務ハ頭取々締役ニテ是ヲ選定スヘシ時宜ニヨリ社外ノ者ヲ以テ其員ニ充ルモ妨ナシトス

第三節 此頭取々締役ハ会社業ヲ始ルニ当リテ會計書記檢

第九節 此頭取々締役ハ上任ノ節ニ誓詞ヲ為シ其事務ヲ施

査等ノ役員ヲ定メ其勤仕ヲ取極メ約束ヲナン罰例ヲ設ケ便宜ニ進退スル等諸般ノ条件ヲ掲載シタル申合規則ヲ取設ク可シ

行スルニ忠実公平ヲ以テシ此条例中要旨ニ聊モ悖戾セサル旨ヲ認メ後口ノ為保証会社へ差出シ株主ノ見認ヲ得ベシ

第四節 此頭取々締役ハ許可ノ日株主衆會シテ五人脚以上

第十節 此頭取々締役解任ノ期株主衆會ヲ以テ跡役選定ヲ

ヲ所持スル者ヨリ投名法ヲ以テ十人ニ下ラス二十人ヨリ多カラサル取締役ヲ選出ス可シ此ノ取締役中ニテ同

為スヘシ時宜衆望ヲ以テ旧役ヲ勤続スルモ妨ケナシトス

法ヲ以テ五人ヨリ多カラス三人ニ下ラサル頭取役ヲ選

第三款 株主高ノ定規并株主ノ權利ヲ明ニス

定スベシ

第一節 売業会社積立ノ株金ハ売業一人脚ニ付金拾五円ト

但シ各地支社ヲ配置スルトキハ此限ニアラス

ナス其内十円ヲ株主ニ貸付殘五円ハ富有人ヲ選ミ社中

第五節 此ノ選挙適宜確定ノ人員ハ其會議ノ日株主ノ衆議

社外ヲ不問貸付方ヲ成ス可シ

三分二以上ノ決議ニ因テ目途ヲ立投名法ニ付スベシ

第二節 此ノ株主此株金ヲ借受ルニ於テハ其組合ノ株主二

三 諸 會 社

第六節 此ノ頭取々締役及ヒ諸係務トモ總テ一ケ年ヲ以テ

人以上ノ保証人ヲ立証書ヲ会社ニ差入ルヘシ此ノ事ニ

付後日借主ニ生スル差違ハ總テ保証人其責ニ任スベシ

第三節 此ノ株金ヲ社外ノ者ニ貸付ルニハ其貸付ノ金額ニ

充ル不動産ノ抵当物ヲ社ニ引受ク可シ

但シ借主ノ尊卑商賈ノ親及ヒ朋友ノ内確實ノ人三人

以上ヲ以テ保証ト為スニ於テハ抵当物ナシト雖モ妨

ケナントス

第四節 社外ニ株金ヲ貸付スルニハ頭取々締役ノ協議ヲ以

テ是ヲ為スベシ

第五節 此ノ社外ノ借主ヨリ生スル苦情ニ因テ社ノ損失ト

ナル以上ハ頭取々締役其責ニ任シ是ヲ弁償スベシ

第六節 此ノ社中社外ヲ不問株金ヲ貸付ル者總テ月一步二

ノ利子ト定メ貸付ノ期月ハ永キモ十二ヶ月ヲ越ニ可カ

ラス此期月内ノ利子ハ貸付約定ヲ為スノ日其満額ヲ前

利ニ収入スルヲ以テ則トナスベシ

第七節 此ノ利子収入ノ金額ヲ以テ病院入費額及ヒ社費ニ

給スルノ則トス

第四款 株主ノ権利并制限ヲ明ニス

第一節 凡株主ハ一株及何株ヲ所有スルモ其者權利内ニシ

テ他ノ妨ナキハ何株ヲモ之ヲ所持スベシ

但シ新ニ得意場ヲ設ルコトハ期ノ限ニアラス

第二節 此ノ株高ヲ所持スル者ハ何ノ族屬何ノ職務アルニ

拘ハラス總テ株高相当ノ權利アルベシ

第三節 此ノ株高ハ全ク株主ノ所有物テレハ頭取々締役ノ

承認ヲ得テ会社ノ元帳ニ引合セシ上ニテ譲渡シヲナス

コト勝手タルベシ

第四節 右ノ譲渡ニテ株主ト成ルモノハ前株主同様ノ条理

ヲ踏ミ会社定款之趣旨ニ遵フ可シ

第五節 此ノ社ノ株主誰彼ノ無差別其自己營業ニ付テ損益

ハ社ノ素ヨリ關セサル処トナス

第六節 然レトモ此株主自己ノ勝手ヲ以テ此ノ社ヲ脱スル

ヲ許ス

但シ不得止事故アルニ於テハ株主衆議ノ上三分二以

上ノ決議ニ從フベシ

第七節 此ノ三分二以上ノ集議ヲ選定スルニハ其株高ヲ以

テ之ヲ合計シテ其人員ヲ以テ算当スヘカラズ

第五款 稟劑方并検査法ヲ明ニス

第一節 売薬法剂ハ漢剂ヲ廃シ洋薬ニ変シ株主營業ノ長久

ヲ度ルヲ以テ社ノ本旨トナス

第二節 然リト雖モ一時ニ変革難被行ヲ以テ漸次之ヲナス

ベシ

第三節 故ニ暫ク旧貫ノ法剂ヲ以テ販売スルモノト做シ其

調剂ニ抵替ナキヲ要ス故ニ社中ニ其試檢方ヲ設ケ検査

係ヲ置ク

第四節 社中ニ於テ誰彼ニ拘ハラズ調剂シ販売スル藥品ノ

帳數不残会社ヘ差出シ試檢ヲ受ケ候上販売スベシ若シ

検査ヲ得ス藥品ヲ勝手ニ販売スルニ於テハ売立高一倍

ノ違約金ヲ差出サンムベシ

第五節 此ノ検査ハ株主共ヨリ其売薬之帳數多少差出シ候

ハム取締役立会ノ上検査係リ其法剂書ニ照シ丸煉ノ類

ハ水浸解スル等水散煎湯モ亦タ夫々適宜ノ調査法ヲ

以テ検査スベシ

第六節 検査係ハ此検査ヲ終ヘ一帳毎ニ社ノ檢印ヲ鈴シ其

帳數ヲ法剂帳ニ詳記シ売薬ノ姓名ヲ掲ケ百帳ニ付金一

圓ノ手数料ヲ収入スベシ

第六款 株主ノ組合并支社ヲ設ルコトヲ明ニ

ス

第一節 凡株主ハ五人ヲ以テ一組トナシ十組ヲ一連トナシ

十連ヲ以テ一支社ヲ置クベシ

但シ不使ノ地所ハ適宜ノ方法ヲ設クルモ妨ケナシ

第二節 然リト雖トモ支社ヲ設ルコトハ社費ノ都合ト地位

ノ便宜ヲ度リ衆議ノ上三分二以上ノ衆議ヲ得テ之ヲ設

クル者トス

第三節 支社ノ役員ハ總テ臨時本社出張ト見做スベシ給費

等一切本社ヨリ之ヲ給スベシ

第四節 故ニ株主積金其他検査手数料等ハ支社ニ属スル株

主ト雖トモ一切本社ニ入ルベシ

第五節 支社ニ属スル株主ニ起ル事件ニ付衆議ヲ請ルノ類

ハ本社衆議ニ之ヲ決スベシ故ニ本社衆議ノ日ハ支社付

属ノ株主中一連一人ノ名代人ヲ出スベシ

第六節 支社ノ経費ハ一箇年ノ半季毎ニ用度ノ概算ヲ以テ

本社ヨリ其金額ヲ請取年ニ兩度七月正算簿ヲ出シ本

社ノ検査ヲ受ルヲ以テ則トス

三 諸 会 社

第七節 株主組合ハ五人互ニ此營業上此條例ニ抵触ナキ様

平生忠実ニ申合セ置ク可シ若シ組中一人ノ詐違ヨリ此

條例ニ背犯スルニ至ルアレハ品ニヨリ其一組共責ニ任

スベシ

第八節 一連毎ニ連中ノ名代一人ヲ置クベシ此名代人ハ一

連ノ株主ニ代リ情願ヲ社長ニ達シ社長ノ意ヲ連中ニ報

告スルノ格アリトス

第九節 此ノ名代人ハ一連中投名法ヲ以テ選之頭取取締役

ノ決議ヲ取テ之ヲ立ツベシ

第七款 会社諸役員奉務上ノ製限(制カ)ヲ明ニス

一 頭取 会社一切ノ事務ヲ總括ス

一 取締役 (會計出納) 株式係

(法劑検査係) 記録進達係

總テ四係務トナシ取締一人又ハ數人ニテ一

係務ヲ担当シ頭取ノ裁ヲ得テ其事務ヲ施行

シ兼テ頭取ノ議ニ参与スベシ

一 勘定方

一 言記進達係

一 株式係

一 法劑検査係

是ノ四係務ハ分課長取締役ノ指揮ニ因テ奉務ス

ベシ

第八款 役員奉務上ノ禁令ヲ明ニス

第一節 凡会社ノ頭取取締役其他ノ役員ハ私ニ会社ノ有金

ヲ費糜シ又之ヲ掠メ取り又ハ私ノ費用ニ供ス可カラス

又頭取々締役ノ承認ヲ得スシテ事務ヲ施行シ諸約定諸

貸借等ヲナスヘカラス又会社ノ諸帳簿其外ノ要書中ニ

詐譌ヲ記載スベカラス又ハ私曲ヲ謀リ株主等ヲ欺クベ

カラス若シ此條例ヲ犯ス者其犯状ニ因テ其係務ヲ解キ

又ハ科料金ヲ收入スベシ

第二節 凡会社ノ役員ニ連ナル者ハ私宅ニ於テ私ノ商業ヲ

営ムニ付会社ノ名ヲ假リテ自己ノ利益ヲ謀ルヘカラス

若シ之ヲ為ス以上ハ假令如何ナル所業ト雖トモ是ヲ不

正ノ所為トナシ相当ノ科料ヲ收入スベシ

第九款 株券ノ事ヲ明ニス

第一節 株券ハ株主ノ株金ヲ收入シ引替ニ是ヲ渡スベシ

但シ一人幾株モ所持スルハ一株毎ニ之ヲ渡スベシ

第二節 株主ハ此株券ヲ得テ後此ノ社ノ株主ト唱フベシ

三 諸 會 社

第三節 此ノ株券ヲ紛失シ又ハ盜難ニ罹リ見出し難クニ於

テハ其情実ヲ名代人ヨリ会社ニ達スヘシ

会社ハ其報ヲ得テ之ヲ社中ニ報告シ此ノ紛失券ヲ廢棄

シ更ニ書替下渡スヲナス可シ其書替券ハ下渡ス時ノ年

号月日番号記シ株帳ニ其事由ヲ記載シ置クベシ

第四節 此ノ券状破裂或ハ燒損水腐等ニテ書替ヲ乞ヒ候節

社印ノ証アルハ其破損券ヲ社ニ没収シ書替券ヲ渡スベ

シ

第五節 此ノ書替ノ券状一枚ニ付金五十錢ノ手数料ヲ收入

スベシ

第十款 會計出納ノコトヲ明ニス

第一節 社ノ出納ハ毎年七月十二月總勘定ヲナスベシ本管

庁ノ見届ヲ受クベシ

第二節 社ノ本資贏余アラハ準備トナシテ積立ツベシ

但シ其金額ハ其都度毎ニ社中へ報告スベシ

第三節 此ノ準備金ヲ以テ薬局ヲ設ケ洋藥製劑等ヲ企ルニ

於テハ株主ノ衆議ヲ以テ之ヲ興スベシ

第十一款 定例改革ノコトヲ明ニス

第一節 本管庁ノ指揮ニヨリ何時ニテモ此條例ヲ増補改革

廢止等ノ事アレハ其由ヲ速ニ社中へ報告スベシ

右之通條例相定候事

売藥人總計表写

製藥人 千令四拾八人

売子 貳千四百六十式人

同 八十四人

同 百三十式人

同 八十人

同 百十五人

同 拾八人

同 三拾人

同 七拾九人

同 貳百六拾八人

同 四十卷人

同 九十四人

製藥人合計 千三百五拾人

富山等 七、八、九、十、十一、十二 大区

小杉町等 十四 大区

片口村等 十五 大区

串岡村等 十六 大区

高岡町 十七 大区

中田村等 二十四、二十三、二十二 大区

合第十三 大区

売子合計 三千百〇七人

(明治初年薬業記念録・富山県立図書館蔵)

六四 (明治八年) 売薬会社社中申合規則

社中申合規則

御鑑札之儀ハ、毎年国々旅先之期限アレハ、会社ヨリ一連名代人ニ受ル之ヲ渡スベシ、又帰国之節ハ其名代人江取纏会社ニ收メ備ヘ置ベシ

付タリ、社中ノ者並ニ手代ニ至ル迄、病氣ニテ出立延日ニ相成、助人相立ル時ハ、其趣意向寄名代人ニテ情実取調之上、会社江中出レハ差許スベシ

無鑑札ニ而懸場徘徊スル者アルニ於テハ、過科差出シスベシ

毎年社中出立前ニ集会ヲ設ケ、子息手代等迄不洩様、規則ヲ申聞カス、印章取受候事

預ケ薬重置ノ儀ハ、昨明治七年限り双方応接之上、其適宜任セテ見通シスヘシ、本年ヨリ結社契約ニ至リ再儀ヲ旨ス

ル時ハ、今後重置押付売堅ク不相成候事

但シ、密ニ重置ヲナシテ、向後露頭スルニ於テハ罰金、

製薬人ヨリ手代事故アリテ暇ニ遣シルモノヲ、随意ニ召

抱候儀、堅不相成候事

懸場ヲ譲リ、或ハ自身ト旅出致候付、是迄召抱ヘ来ル手

代暇遣ス時ハ、情実ヲ納得致サセ、必不人情ノ扱方有之間

救事

会社寄合ノ節ハ、商業上ノ事ナレハ代人等差出シテハ、

何事モ相決シ難キ故、今後呼立ノ節ハ必ス本人出頭可致事、

但、無拠差問有之時ハ、其情実書ヲ以断ルベシ

旅先ニ於テ患キ参会或ハ酒宴ニ長シ喧嘩口論ヲ醸シ、商業

ヲ怠ル者ハ、其組より諒ヲ加ヘ、猶用ヒサルモノハ帰国之

上不打置、社江届出シハ、其旨意ニ因テ罰金或ハ他出差留

ベシ

製薬定備直段ノ外粗薬ヲ用テ下売スル事、堅ク不相成事、

旅先ニ於テ組合者不及申、仲間互ニ精実懇意イタスヘキ管

ノ処、其儀ナク却而他所ノ商人ヲ人魂ニ致シ、大言ヲ発シ

過分ノ金ヲ取集ル様ニ見セカケ、或ハ遊里宴会ノ付合致ス

ヨリ、業方モ疎ク終ニ衰微ニ及フヘキ候、^(タカ)屹度慎ム可キ事、一連中故障等アレハ、出立定日ニ至リ候トモ事済ニ不相成内ハ、本人ハ勿論手代タリトモ鑑札渡スコトヲ許サス、懸場譲引之節、売人買人共其一連之名代人江申出レハ、則名代ニ於テ双方之情実ヲ取糺、会社ニ届出レハ元帳名前等切替証書ニ遂社印ヲ相渡ベキ事

但シ、売買ノ金額半高ヲ券ニ記載シ、其懸場多少ニ不拘

一国立ニシテ、何ヶ國ヲモ書入ヲ許ス、尚証券割方一株

ニ付五通迄ヲ限トス、老通毎ニ御規則ノ印紙貼用度^{タリ}ヘキ

懸場書入証書ヲ紛失焼失盜難ニ罹リ見出シ難於テハ、其ノ^(キニ脱カ)

情実ヲ名代ヨリ会社ニ達スレハ、則社ヨリ毎区々会所引合

日限ヲ以テ県内普ク報告之上、更ニ書替券ヲ渡ス、会社ノ

元帳ニ記載置^(シ脱カ)ベシ

但シ、証アルハ此限ニアラス

証券紛失ニ付新券願之節、慥成証人相立書取ヲ以会社江願

出レハ、取糺之上差許ベシ

尚書入金額ノ五十歩ノ一、贖金差出スベキ事、書入証券

書替等都而一通ニ付一錢之手数料収^(ム脱カ)ベシ

懸場譲引売買ノ金額百歩ノ一買人ヨリ会社収ムベシ、則社費ニ充ルコト

懸場譲渡之節者、兼前之株金幾年末ニ至リ候トモ、買人ヨリ株金ヲ取受候上ニ而、株券并書替証書ヲ引渡スヘキ事、

但シ、懸場素切売買之義ハ此限ニアラス

懸場譲引之時ハ、双方五人ノ組合中ヨリ決算之席ニ立合

遂見聞ヘキコト

但シ、懸場先仕切書問違等有之候半ニ、其組合ニ於テ取

扱フベシ、必再決算ヲ許サス

懸場素切之譲引、同國ハ勿論、仮令隣國タリ共懸場先統キ

之ヶ所持之者者、買添之義其名代江申出レハ、情実取糺

名前切替許ス

但シ、懸ナキ地所へ入込ヲ許サス

他縣下之売棄懸場一区之了簡ニテ買入候義、堅ク不相成候

事

但シ、向寄一連中納得之上ハ此限ニアラス

(富山売棄業史史料集)

六五 明治九年三月 製薬会社設立までの調薬師、

薬品取締願書

免許調薬師薬品取締方之儀ニ付願

御管内富山町売薬ノ儀ハ往古々産物方役所被設置取締方
厳格ニ候処御一新以来大学東校ノ御免許ニ相成一層取締方
仕来候処既ニ御廃止ニ相成候得共当御県御聞濟之上不忘檢
査等仕来候然ルニ今般御布令ニ基キ旧富山町製薬師共合併
成シ一法剂ヲ以テ私共抱取上願仕候処御許可ニ相成難有生
活能在候就右自後營業ノ為過日会社設立法方規則申合定上
申致置候間右会社御許可ニ相成リ候迄前書一法剂ニ而御振
合之廉モ右之候故一同製薬師共不都合無之様是迄通り薬剂
方検査取締等仕度候此段御聞濟被下度備奉懇願候、以上

明治九年三月

中田清平

外四名

林 寛美

令 山田秀典殿

(朱書)
「書面願ノ趣会社設立允許有之迄是迄之通不取締無之様可

致候事

明治九年四月四日

(明治初年薬業記念録・富山県立図書館蔵)

六六 明治九年十一月 売薬会社、株式増減届出令

売薬会社

其社々員人名及所有之株数取調方入用候条、本月十五日
限ニ可届出、此旨相達候事、

但シ、創立之節相定メノ株数之制限、其後増減之向ハ其
旨可申出、且向後株主異動之際ハ無洩可届出候

石川県

明治九年十一月六日

第二課 函

(富山売薬業史料集)

六七 明治十年 厚生社の発足

高岡ニ於ケル売薬同業者相計リテ、製薬資本トシテ四十円

株四百株ヲ集メ、横川原町ニ厚生社ヲ組織シテ申合規則ヲ定ム、和出格太郎ヲ社長トシ清水伊三郎ヲ副社長ト爲シ、清水伊三郎ノ許可賣藥二十四品ヲ繼承シ之ヲ製藥ス

(「高岡薬業史稿」・内藤記念くすり博物館蔵)

六八 明治十年 厚生社申合規則

毒藥劇劑ニ渉ルモノハ固ヨリ之ヲ遠ケ、猶ホ平用ノ藥石タルト雖モ則其性能ヲ密覆推究セスンハアルヘカラサルガ如シ故ニ今売藥營業ノ免許ヲ蒙リ同盟相図リ互ニ切磋以テ從米ノ製藥其品位一層精良ナランメ願クハ衛生上ニ向テ幾分ノ効績ヲ奏セント企望シ將ニ泰西名医ノ發明スル所ニシテ而モ田翁野藥其ノ効記ヲ一見シ以テ服用スルモ氷炭烏鷺ノ誤リナキ純良ノモノヲ採採シ漸次改良以テ方劑高等ノ点ニ攀躋シ更ニ營業上ノ盛榮ヲ期セント欲シ爰ニ申合規則ヲ以同盟結社ヲ創起シタリト云爾

第三章 会社

第壹條 社体之事

第壹節 当社ハ製藥発売スルヲ以テ營業スル所ニシテ明治

十年第七号御布告ヲ始メトシ諸布達ヲ遵奉シ同盟ノ營業ヲ拡充センコトヲ要ス

第貳節

社号ヲ厚生社ト唱ヒ本社ハ石川県第四大区小八区越中国射水郡高岡横河原町貳拾壹番屋敷ニ設置シ營業ノ盛榮スルニ随ヒ適宜ノ地ニ支店ヲ開カント欲ス

第三節

明治九年七月同盟清水伊三郎ノ許可ヲ得シ製藥貳拾四品ヲ発売スルヲ現今ノ營業トシ漸次泰西醫藥ノ良劑ヲ撰シ更ニ許可ヲ得テ広ク人民ノ便益ヲ助ケント欲ス

第四節

株金ハ壹株四拾円ト定メ四百株ヲ以テ限度トシ以テ製藥ノ資本トナス但シ壹名ニシテ數株ヲ所有スルモ株主ノ自由タリ

第五節

資本金ノ支用ヲ要セサルトキハ銀行或ハ真正ナル会社ニ預ケ置クモノトス

第六節

当社ノ營業ハ結社許可ノ日ヨリ滿十ヶ年ヲ以テ一期トシ屆期更ニ出願スヘシ

第七節

社中ノ内ヨリ相当藥劑生式名ヲ撰ヒ之レヲシテ近

傍ノ医学所ニ入学セシムヘシ

第八節 当社營業上ニ関スル一般ノ文章ニハ社印ヲ捺シ正

副社長連署スヘシ

第三條 株式券状并ニ株主ノ権限

第七節 株式証券ハ一株毎ニ壹枚ヲ付与スヘシ其ノ書式左

之如シ

株券

一 金四拾円 社印 通貨

但シ壹株

右当社加入金受取株主張ヘ記載致候也

年号月日

「印」 副社長 姓名 印

副社長 姓名 印

何某殿

第三節 株主帳ニ株主住所族籍姓名并ニ株数年月日番号等

詳細記載スヘシ

第三節 株証券焼失流亡シ或ハ盜難紛失若シクハ破損シ更

ニ書換再渡シヨクフ者ハ詳ニ其事實及ヒ証券之番

号年月日等ヲ記載セル書面ヲ指出スヘシ爾シテ会

社ニ於テハ相違ナキヤ否ヤヲ取糺シ更ニ付与スル

モノトス其紛失ニ係ルモノハ後日見当次第返還ス

ル旨ヲ明記シタル証券ヲ取置クヘシ

第四節

株券并ニ売棄懸場帳面ヲ売買授受譲渡ヲナサント

欲スル者ハ必ス正副社長ノ承認ヲ經テ株券書換ヒ

ヲ請求スヘシ若シ其ノ手續ヲ經サルニ於テハ売買

等之効ナキモノトス又書入質入ニハ必ラス社長ノ

第五節

株主ハ自便ニ退社スルヲ許サス必ラス社中ト協議

シ本社之許諾ヲ得テ退社スヘシ但シ滿十ケ年ノ間

第六節

格段ノ事故アルニ非サレハ退社ヲ許サル定例トス

株主ハ製菓売子人ノ支配担当ヲ分チ置キ株主帳ニ

第七節

各自支配売子人ノ姓名住所并ニ行商先キノ地方等

詳細記載スヘシ

第八節

株主ニアラサルモノ行商人タラント欲スルトキハ

姓名住所族籍ヲ記載シ必ラス株主連署ノ証書ヲ以

テ社長ニ請求スヘシ

第九節

株主ハ請求スル所ノ行商人ヲ可トスルトキハ其行
性等ヲ保証シ社長ニ届ケ出ヘシ因テ本社ノ行商人
トナル以上若シ不都合ノ処業アルトキハ其ノ株主
ノ責トナス

第十節

行商人ニ武種アリ尅ハ株主ニアラサルモノ尅ハ則
チ株主自ラ行商スルモノナリ株主タルモ都テ本社
々長ト定約シ行商鑑札ヲ請求スヘシ

第三条 製薬并ニ販売之手続

第十一節

薬品調剤ハ本社ニ於テ之レヲ製練スヘシ又便宜ノ
地ニ支店ヲ置クコトアラハ支店ニ於テ取行ナハシ
ムト雖トモ其他勝手ニ調剤スルヲ許サス

第十二節

薬品調剤ノ節ハ調査係立会シ方劑書ニ照シ精密ニ
調査ヲナスヘシ

第十三節

製薬包装ノ表ニハ必ラス社印ヲ捺シ并現任社長支
配人ノ姓名ヲ記載スヘシ

第十四節

製薬代価ハ薬石紙料ノ原価ヲ斟酌勤員一同之レヲ

評定シ其ノ都度株主一同ヘ報告スヘシ

第十五節

当社ノ製薬ハ定価ノ通り販売スヘシ必ラスシモ私
シニ之ヲ増減スルヲ許サス

第十六節

社中ニテ新規製薬ヲ發明スレハ社中一同協義ノ上
許可ヲ得テ販売スヘシ

第十七節

社中ニ於テ若シ社外ノ製薬ヲ販売セント欲スル者
ハ本社ヘ申出社中一同協義之上販売スヘシ

第十八節

行商人ハ決シテ詐偽^(或カ)衒惑ノ言行且ツ強売ヲナスヘ
カラス若シ之レヲナスコトアラハ(株主タルトモ)
其ノ行商スルヲ差除クヘシ

第四条 會計之事

第十九節

収納スル売薬代金并需用品ノ支消勤員ノ月給等毎
月十五日之ヲ計算シ毎年四月八月ノ両度ニ總止
算ヲ為シ純益百分ノ尅ヲ予備金ニ繰込ミ百分ノ尅
ヲ本社近傍ノ真正ナル病院ニ献納スヘシ

第二十節

当社ノ予備金ハ銀行或ハ真正ナル会社ヘ預ケ置キ
毎年四月八月ノ両度ニ決算スヘシ

第二十一節

株主ハ会社ノ本社ニシテ株高ニ応シ營業上ノ損益

ヲ負担スルモノナレハ時々ノ景況ニ着目シ金員及
ヒ出納勘定帳ハ社長ノ承認ヲ經テ之レヲ檢閲スル
コト得ルヘシ

ノ地ニ定タル居住アルモノハ株主エ加入セシメ以
テ社長ニ撰任スルモ妨ケナシトス
正副社長在職ハ滿式ケ年ヲ以テ任期トス又衆望ニ
依テ重任スルモ妨ケナシトス

第四節

株主ノ中火水ノ災害ニ罹リ破産、喪家ノモノハ社
中一同協義ノ上本社ノ予備金ノ内若干金員薄利ヲ
以テ貸付其家産ヲ資クルモノトス其ノ返弁方法等
都テ社中協義ニ決スト雖トモ概テ兩度決算ノ時利
益配分金額ノ内ヲ以テ幾季ニ引去ルヘシ

社長ハ一社内ノ事務ヲ總理シ調査係以下ノ勤惰ヲ
督シ之レヲ進退スルノ權ヲ有ス

第五節 勤員選挙并制限章程之事

社長ハ本社ノ事務全体ニ注意シ其責ニ任スト雖ト
モ新ニ一事ヲ定メ又更改シ或ハ之レヲ廢シ之レヲ
起ス管轄等ハ社中ノ衆議ヲ採リ裁決スヘシ

第七節

本社勤員ト称スルモノ左ノ如シ

社中金錢ノ出納又藥品等買入ノ節ハ社長之レヲ裁
決スルモノトス

社長 壹名

副社長 壹名

副社長ノ職務ハ社長ニ亞ク社長欠勤ノトキハ代理
スルモノトス

調査係 壹名

支配人 定員ナシ

正副社長ハ毎月々初メ前月ノ精算及ヒ製薬出納表
ト出納簿ヲ檢閲シテ、自印ヲ調ス

計算係 式名

記録係 式名

調査係ハ社長ノ指図ニ随ヒ製薬場ニ出頭シテ方劑
分量簿ニ照シ精密ニ調査致スヘシ

第三節

正副社長ハ投票ノ多数ニ依テ撰定スヘシ又株主ニ
アラサルモ衆望之レニ帰スルモノニシテ本社所在

藥品買入ノ際藥品ノ精粗ヲ檢査シ買入方ハ社長ノ

承認ヲ得ヘシ

第拾一節

薬品ヲ^(鑑カ)監別シ調劑ノ事務ヲ負担シ効能用法ヲ研

究シ包装ノ功能書ヲモ点検シテ社長ニ報告シ薬袋

ニ社印ヲ乞フ可シ

第拾二節

社中ヨリ製薬ヲ乞フ時ハ其ノ求メニ応シ員数等

精密ニ取調ヒ^(ヘカ)調査係ノ印ヲ捺シ社長ノ見届ヲ乞フ

ヘシ

第拾三節

支配人ハ株主外ノ行商人ノ数ニ応シ置キ専ラ行

商人ヲ監督シ之レヲ進退スルノ権ヲ有スルモノト

ス

第拾四節

支配人ハ營業上ノ盛衰ニ着目シテ行商人ヲ増減

スルコト社長ニ協議シ或ハ実地日撃スル為メ行商

鑑札ヲ請求シテ自ラ行商人タルコトモアルヘシ

第拾五節

会計係ハ専ラ金銭出納ノ事ニ与リ、諸帳簿ノ計

算勘定ヲ明ニシ日々出入指引ヲ検閲スルヲ責任ト

ス

第拾六節

金銭請払ノ可否得失ハ社長ノ認印ヲ得サレハ計

算係ノ専行セサルモノトス

第拾七節 一年毎ニ出納會計表ヲ作り活版ヲ以テ株主一同

ニ広告スヘシ

第拾八節

日々出納高ト有金高ヲ引合セ社長ノ検印ヲ受ク

ヘシ

第拾九節

製薬代価ヲ社中ヨリ納入スルトキハ精密ニ検算

シテ之レヲ領収シ其受取証書ニ計算係ノ印ヲ捺シ

社長ノ認印ヲ乞ヒ以テ交付スヘシ

第拾十節

凡金銭ヲ余人ニ付与スルニハ必ス受取証ヲ要ス

ヘシ

第拾十一節

金銭物品等渡済ノ証書類ハ総テ調印アル所ヲ

消シ本社ニ留置クヘシ

第拾十二節

記録係ハ諸願達及ヒ往復等記録ノ事ヲ掌リ毎

事記載スヘシ

第拾十三節

記録係ハ諸帳簿ノ記載方々係ノ差図ニ随ヒ

書記スヘシ

第六条 會議之事

第壹節

會議ハ定式會臨時會ノ二種ニ分ツ

第貳節

定式會議ハ毎年四月二十五日ヲ以テ株主一同集會

シテ營業上一般ノ事ヲ議ス此会ニ於テ決定シタル
件々ハ已ムヲ得サル事故アルニ非ラサレハ次年ノ

定会迄ハ履行ス可キモノトス

第三節 臨時已ムヲ得サル事故アツテ二拾株以上ノ株主集

会ノ事ヲ申出タルトキハ凡ソ二週間以前ニ之ヲ總
株主ニ報告スヘシ

第四節 会同ノ日ニ当リ半数以上ノ株主来会セサレハ開会

ヲ止メ更ニ会日ヲ定メテ之ヲ報告ス可シ

第五節 株主疾病等事故アツテ臨席セサルトキハ左ノ委任

状ヲ托シ代理人ヲ出スコトヲ得ル此場合ニ於テハ
本人同様ノ權ヲ有スルモノトス

委任状

年月日厚生社定式会(又ハ臨時会)ニ於テ何某ヲ代人ト

シテ拙者同様ノ權ヲ托シ發言投票為致候依テ委任状如件

年月日

厚生社株主 姓名 印

厚生社御中

第六節 当社ノ株主ハ會議席ニ於テ其所持セル株數拾株迄

ハ一株毎ニ一説宛ヲ發言投票ヲ為シ拾一株以上ハ
五株毎ニ一説宛ヲ増加スルモノトス

第七節 凡ソ当社勤員タル者ハ他人ノ代人トナルヲ許サス

議長ハ發言投票ノ多キヲ以テ之ヲ決ス若シ相半ス
ルトキ議長之ヲ斷決ス但シ社長欠席スルトキハ副
社長代理スルモノトス

第七條 禁戒之事

第八節 凡ソ当社ノ製菓ニ於テ官則ニ抵触スル者ハ調査係

ハ勿論社長其責ニ任ス

第九節 凡ソ行商先ニ於テ生スル犯則ハ其ノ責都テ該行商

人ニ止マルヘキモノトス

第十節 社長其他ノ勤員タル者社中へ対シ不信ノコトアル

カ又ハ金錢引負等ノコトアルトキハ該人及社長ヨ

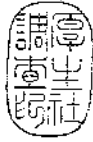
リ之レヲ弁償スヘシ此場合ニ於テハ退勤セシムル

ハ勿論株券并懸場帳面ヲ没入スルコトアルヘシ

第十一節 社中會議ノ席ニ於テ協議決定ノ際尙一己ノ異議ヲ

主張スル者アラハ社中衆議ヲ以テ速ニ退社セシム
ヘシ

鑑 印



付リ凡私曲惡事ニヨリ退社セシムル者ハ株金ハ社ニ没収ス可シ

其他會議ノ條款ニ戻ル者モ亦タ之レニ同シ

第五節 本条第五節第五節ハ多ク社中約定ニシテ都テ公裁ニ因ルヘキハ勿論其他同憲ニ觸ルモノハ皆公裁ヲ仰クヘシ

第八條 規則更改之事

第五節 此中合規則ニ於テ實踐上補除改正セサルヲ得サルトキハ社中協議之上都テ何出御指令ニ従フヘシ

右之条々株主一同之衆議ヲ以テ相定メ確守スヘキ証トシテ記名調印致シ候也

明治十年

第四大区小八区越中国射水郡
高岡木舟町十四番邸

伊勢長右衛門 ㊦

同 式十七番邸

堀井忠平 ㊦

同 四十九番邸

車治郎七 ㊦

同 五十式番地

室崎間右衛門 ㊦

同 六十八番邸

車平次郎 ㊦

同 七十番邸

菅野傳右衛門 ㊦

(後略)

(内藤記念くすり博物館蔵)

六九 明治十年 富山調劑会社草案

緒言

凡ノ廣大ナル事業ヲ起スニハ会社ニ優ルモノナク四人ノ会社ハ五人ノ会社ニ若カス五人ノ会社ハ三十人ノ会社ニ若カス故ニ製造ニ農業ニ工業ニ商業ニ總テ世ヲ益シ己ヲ利スル廣大ナル事業ハ合同一致シテ一大会社ヲ設立シ負擔セシムルヲ大利益トス何トナレハ会社ハ一人ニテ成立スルモノニ非ラス一己人ニ比較スルニ資本モ多ク人員モ多キモノナレハ其多キ資本ト人員ヲ活用シ其度ニ適スルノ規定ヲ設クルモノナレハ利益ヲ得ルヤ明瞭ナリ其レ然リ会社ヲシテ事業ヲ起サシムルトキハ一人ニテ為ス時ヨリ堅良ニ造成シ得ヘキヲ以テ假令一己人ノ負擔シ得ル事業ト雖トモ会社ヲシテ負擔セシムルヲ大利益トス今ヤ我國ノ一大生産タル配業後金營業ノ振起セサルハ全く会社ヲ創設スルノ大利益アルヲ知ラサルニ原因スルナラン乎夫レ配業後金營業ハ最モ仁術ニ適合スル所ノモノニシテ単ニ商業ノ生質ノミヲ有スルニ非ラス公衆ノ健康ヲ保持スルノ一助ニシテ衛生上欠クヘカラサル良法ト云フモ致テ流美ニ非ラサルナリ好シヤ此良營業方法ノ存在シ之レカ為メ營業スルモノ大概八千乃至一万人ノ夥多ナルニモ係ラス營業者其人ノ崑況ヲ考察スル

ニ絶ヘテ会社ヲ設ケ大利益ヲ永遠ニ占ムルヲ知ラサルモノム如シ只タニ區々トシテ一己ノ小利ヲ占ムルヲ目的トシ甚シキニ至リテハ調劑其度ヲ失シ藥品ノ粗悪ヲ厭ハス廉價ヲ以テ得意トナス其弊ヤ營業ノ虧損ヲ自カラ公衆ノ信用ヲ欠キ遂ニ斯ナル良營業ヲシテ衰頹ヲ招クヲ欲セサルモ得サルナリ斯ノ如キ衰頹ヲ招クハ公衆ノ為メ慨歎セサルヘカラス何トナレハ配業營業ノ如キハ其必用ナルコトハ云フニ及ハス若シモ之レナキトセハ疾病ヲ治スル能ハサルモノニシテ配業營業ノ有無ハ一國富強ノ如何ニ大ニ影響ヲ及ホス程ノモノニシテ此廣大ナル事業ハ一人ノ能ク為シ得可キモノニ非ラスシテ、若シモ現今ノ如ク一己人ニテ調劑ヲ為ストキハ到底營業ヲ隆盛ニ至ラシムルヲ得サルコト是迄ノ營業ノ實際ニ於テ經驗スル所ナリ故ニ会社ヲ設立シテ製練調劑ヲ負擔セシムサル可カラズ遠ク各国ノ有様ニ依テ見ルモ總テ廣大ナル事業ハ皆テ会社ニ於テ負擔セリ左スレハ配業營業者ノ製練調劑スル如キハ最モ会社ヲ設ケ合同一致シテ藥品ヲ精撰シ随ツテ藥劑ノ何者タルヲ知ラサル可ラサルハ配業營業者ノ義務ト云フ可シ斯ク論シ来ラハ必スヤ弁駁

スルモノアラン一己人乃チ營業者各自ニシテ製練調劑ヲ担任スルトキハ各自競争心ヲ生シ藥備廉直ニ至リ公衆ノ便益ヲ来スヤ必セリト夫レ競争ニ因リ物備ノ廉直ニ至ルコトハ經濟上勳ス可カラサルノ確論ナリ然レトモ此論理ノミヲ以テ論スル能ハサルノ理由アリ例ヘハ此ニ一地方ニ調劑会社一個ニテ十分足ル所ニ二個ノ会社アリト假定センニ此時ハ各調劑会社ニ於テハ藥品買入等ノ多寡ニ因テ生スル利害得失ハ暫ラク論セサルモ何レモ調劑人五十名ツムヲ備ヘサル可ラサルカ如ク五十人ニテ足ルニモ係ラス百人ノ備ヘヲ為サムル可カス然ルトキハ隨ツテ費用モ多額ヲ要シ一会社ニテ負擔スルトキハ一ケ年ニ六十万円ヲ要スルノミナルモ二個ノ会社ニテ分担スルトキ假令二倍ノ費額ヲ要セサルモ七十万円乃至七十五万円ヲ要スルノミナラス一会社ニテ負擔スルヨリ其事業ハ必ス卑劣ナル可シ此余分ノ費額ナル十万円乃至十五万円ハ調劑付託者乃チ營業者ニ於テ余分ノ費額ヲ負擔セサル可ラサルニ至ルノ不利益アルナリ斯ク論シ来ラハ必スヤ亦タ弁駁シテ今ヤ各自ノ營業ヲ束ネテ一社トセハ専売ヲ得ルニ似テ其弊ヤ大ナラント夫レ専売ハ物備ヲ騰

貴シ隨ツテ物品モ粗悪ニ至リ公衆ノ不便宜ヲ来スヤ駁者ノ言ノ如シト雖トモ是レ其理ヲ知リテ其実際ヲ知ラサルモノナリ例ヘハ兵士ノ發銃ヲ学フヤ一定ノ理論アリト雖トモ風ノ為メニ実地ニ臨ミテ多少ノ方向ヲ變スル如キナキト云フヘカラス抑モ經濟上ノ富利トハ何ソヤ勞力少フシテ多クノ物品ヲ産出スルニ在リ然ルニ駁者ノ唯タニ競争力ト専売ヲ占ムルノ弊ヲ説ク如キハ實ニ妄想タルヲ免レス何ントナレハ勞力ヲ省キテ物品産出ノ量ヲ同フシ省キタル勞力ヲ他ニ使用スルノ益ヲ知ラサルモノナリ彼ノ農業ニ例センカ彼ノ工業ニ例セン乎豈ニ大小業其利益ヲ異ニセサルヲ聞カスヤ米國及ヒ英國ノ森林耕地ノ如キハ非常ニ大ナル土地ヲ一所有ト為シ其地ニ同種ノ者ヲ耕作ス之レニ反シテ仏國ノ如キ地ヲ細分シ種々ノ物ヲ耕作ス彼ノ實地ヲ聞知スルニ於テモ利益ノアル所分明ナラン耕地ニ器械ノ完全ナルモノヲ用ヘテ之ヲ耕耘スルコトヲ得ルト高価ナル器械モ容易ニ購求スルヲ以テ利益アリト雖トモ小農業ニ到リテハ完全ナル器械アルモ一反ノ田ヲ耕スニ千円以上ノ器械ヲ用ニル能ハサルナリ夫レ器械ハ製産力ヲ増スニ最モナルモノナリ亦タ一家

ハ種ヲ蒔キ一家ハ肥糞ヲ製スル如ク分業ヲ為スノ利益アリ
 小農業ニ於テハ然ラス亦タ其費用ニ至リテモ大ヘニ異同ア
 ランヤ譬ヘハ爰ニ僅少ノ田地ヲ有スルニ家屋牛馬ノ如キ全
 ク要セサル可ラス然リ而シテ今其耕地ニ二倍ノ地ヲ得タリ
 トセンニ家屋牛馬ノ如キ全ク倍セルヲ要セサルヤ必セリ故
 ニ其業ノ大ヘナルニ隨ヘ必ス彼ノ割合ヲ減スルヤ明カナリ
 其費用ヲ一年ニ割合フニ及ハスシテ数年ニ割合フコトヲ得
 ヘシ是レ総費用ノ減スル所以ナリ亦タ工商ノ業ニ於テモ一
 般ナラン必スヤ分業ノ利アリ勞力ヲ省キ多分ノ物品ヲ産出
 スルヤ必セリ是レ其広大ナル事業ヲ起スニハ会社ニ優ルモ
 ノナク会社ノ大ナルニ從ツテ大利益ヲ得ルト云フ以所ナリ
 故ニ此等ノ事業ハ二会社ヲシテ競争セシムルモ却テ其利益
 ナク故ニ専売ノ弊アリト駁スルモ一会社ヲシテ正直ニ取扱
 ハシムルノ優ルムニ若カサルナリ況ンヤ今マ配藥後金營業
 スルモノ一己人各自調劑ヲ特別ニ担任スルニ於テヲヤ其損
 失ノ益々多々ナルコト論ヲ俟タサルナリ故ニ一会社ヲシテ
 負担セシムルノ優レルニ若カス前述スル所ノ如ク調劑ヲ特
 別ニ担任スルトキハ唯タニ其利益ヲ得ル能ハサルノミナラ

ス其利益ヲ得ル能ハサレハ隨ツテ藥品ヲ粗悪ニスルノ弊ヲ
 脱スル能ハス其藥品ヲ粗悪ニスルノ弊ヲ脱スル能ハサレハ
 遂ニ公衆ノ信用ヲ欠キ良營業ヲシテ衰頽ヲ欲セサルモ得可
 カラサルニ至ルヤ必セリ吾儕私ニ之レヲ苦慮スル久シ頃米
 同志ト相ヒ謀リテ一大会社ヲ起シ調劑所ト藥學校トヲ創設
 シ汎ク各配藥後金營業者ニ大利益ヲ得セシメ并セテ公衆ノ
 健康ヲ保持スルノ一大機具ヲ造ント欲ス左ニ規則ヲ書シ以
 テ配藥後金營業者ニ領ツ果シテ此ノ舉ノ賞賛ヲ得テ一大會
 社ヲ設立スルノ榮ヲ得ルアラハ独リ吾儕ノ素志ヲ達シ配藥
 後金營業者ノ永遠ニ大利益ヲ得ルノミナラス遂ニ我カ中越ノ
 物産ノ第一部ヲ占メ全國同胞モ亦タ必ス著シキ幸福アルア
 ラン歟

富山調劑会社規則

第一章 目的

第一条 当会社ハ藥品ヲ精選シ配藥後金營業者ノ永遠ニ利
 益ヲ獲取セシメ及ヒ藥劑ノ何ニタルヲ知ラシメ該營業ヲ
 シテ我中越ノ物産ノ第一部ヲ占メ併セテ全國人民ノ健康
 壽命ヲ保持スルノ一助トナサンコトヲ当会社ノ目的トス

第二章 資本

第二条 当会社資本金四百万円トス

第三章 営業

第三条 当会社ハ普ク調剤ノ依頼ヲ受ケ調剤賃金ト薬品代
価ヲ請求スルモノナリ最モ営業ノ便益ヲ謀リ日本全国ヘ
本年迄實際ニ配薬後金営業者ノ配置シアル古薬ヲモ買取
リ新製ノ調剤トナシ調剤依頼者ノ需メニ応スルコトモア
ルヘシ

第四条 当会社ハ調剤依頼者ノ便宜ニ拠リ運搬ノ依頼ヲ受
クルトキハ五里以上ハ別ニ運搬料ヲ申受クル者トス

第四章 名称

第五条 当会社ヲ名ケテ富山調剤会社トス

第六条 当会社ヲ左ノ如ク二部ニ分ツ

第一部

調剤所

第二部

薬学校

第五章 位置

第七条 当会社ノ位地等ハ五十名以上株主募集ニ至リ協議

三 諸 会 社
ヲ経確定スル者トス

第六章 株式

第八条 当会社ノ株式ハ四万株ニ分チ一株ニ付金百円トス

第九条 当会社ノ株式ハ一株以上幾株ニテモ加入スルヲ得

ヘシト雖トモ、一株ヲ数名ニテ加入スル事ヲ許サス

第十条 第八条ニ記載シタル如ク四万株ヲ要スル者ナルヲ

以テ其全額ニ充ツルヲ株式募集ノ定度トス

第十一条 当会社株主名簿ヲ製シ株主ノ宿所姓名ヲ一株毎

トニ列記シ本人ノ実印ヲ捺シ置キ株式ノ員数番号及ヒ其

売買譲渡ノ年月日ヲ登録シ株券裏面ヘ会社ノ割印ヲ捺ス

ヘシ

第十二条 当会社ノ株券売買譲渡シヲ為ストキハ是レヲ会

社ニ申出テ株主名簿帳ニ登録ヲ需ムヘシ若シ其手続ヲナ

サムル間ハ其効ヲ有セサル者トス

第十三条 当会社ノ株券ヲ磨耗シ又ハ紛失等ノ故ヲ以テ其

書換及ヒ更ニ受取方ヲ望ムモノハ其事實明了ナルニ於テ

ハ式人以上ノ保証人ヲ立テタル上是レヲ渡スヘシ

第七章 古薬買入

第十四条 当県下配薬後金営業者ノ日本全土ヘ配置シタル

古薬買入方ハ懸場帳記載ノ貼数ヲ以テ目的トシ価額ヲ算

売薬税則ニ随ヒ上納スル者トス

出シ買入ルム者トス

第十章 役員

第十五条 古薬ヲ買受クルノ約束ヲ為ストキハ売主タル配

第二十条 当会社ノ役員ト称スル者ハ左ノ如シ

薬後金営業者ハ式名ノ保証人ヲ立テ懸場帳記載ノ古薬帳

社長 一名

数并ニ売渡スニ相違ナキヲ証明セシメ買受クル者トス

副社長 一名

但シ保証人ハ同業者一名親戚一名ヲ要スル者トス

會計長 一名

第十六条 前二条ノ手續ヲ経配薬後金営業者ヨリ懸場帳ヲ

副會計長 一名

以テ買入タルトキハ其帳簿ハ当会社ヘ譲リ受ケ置ク者ト

薬品買入長 二名

ス

庶務長 一名

但シ配薬営業者営業上ノ都合ニ因リ依頼ニ応ジ懸場帳

調査長 一名

ヲ貸渡ストキハ確實ナル証書ヲ收受ケ置ク者トス

調剤長 一名

第八章 薬学校

書記内 二十名調査付屬
四十名書記 六十名

第十七条 薬学校ハ文部省明治十五年七月十八日布達ヲ遵

第二十一条 当会社諸役員ハ(書記以下ヲ除ク)任期ハ満

奉シ創立スル者トス

一ケ年目ニハ改選スル者トス

第十八条 当会社ニ於テ薬剂生醫多営業上必要ナルヲ以テ

但シ再選ニ当ル者ハ勤続スルヲ得ベシ

速成ヲ謀リ二ケ年間ハ乙種薬学校ヲ創立スル者トス

第二十二条 当会社ノ役員タル者ハ規則ヲ守リ正実ニ職務

第九章 税上納

ヲ竭シ在勤中株式ヲ他人ニ譲渡スルヲ禁ス

第十九条 当会社營業税ハ明治十年一月二十日第七号布告

第二十三条 社長ハ会社ノ事務ヲ総轄シ營業上一切ノ責メ

ニ任ス

第二十四条 副社長ハ社長ヲ補佐シ事故アルトキハ其代理トナルヘシ

第二十五条 會計長藥品買入長庶務長調劑長等ハ其担任一切ノ事業ヲ支配シ意見アルトキハ社長ニ陳述シ而シテ認可ヲ得其意見ヲ行フ者トス

但シ副會計長モ是レニ準ス

第二十六条 調査長ハ藥品ノ粗悪及ヒ製薬調劑帳数并ニ依頼人名其他一切ノ社務ヲ監督シ些事ト雖トモ社長ニ告知スル者トス

第二十七条 書記ハ上役ノ指圖ニ隨ヒ社務ニ従事スル者トス

第十一章 教員

第二十八条 東京大学製薬学卒業生(明治十六年以後卒業ノ者)一名ヲ聘シ製練調劑等ヲ指揮セシムル者トス

但シ当分ノ内ハ藥学校教員タルノ任ヲモ兼務ヲ委託スル者トス

第十二章 給料並ニ旅費

第二十九条 役員給金額左ノ如シ

社長 年俸金 三百六拾円

副社長 同 二百四拾円

會計長 同 二百四拾円

副會計長 同 百八拾円

藥品買入長 同 卷名ニ付 三百六拾円

庶務長 同 式百四拾円

調査長 同 百八拾円

調劑長 同 卷名ニ付 式百四拾円

調査付属書記 同 卷名ニ付 百式拾円

書記 同 卷名ニ付 百式拾五円

但シ小使ハ事務閑忙ニ因リ臨時増減スルヲ以テ諸雜費中ヨリ月給ヲ支弁スルニ因テ茲ニ記セス

第三十条 教員月給ハ其学才如何ニ因リ確定スルモノト雖トモ大概年俸金千式百円ヲ目的トス

第三十一条 前数条ニ給俸額ヲ定ムト雖トモ實際事務繁忙ナルトキハ役員協議ノ上臨時變行増減スルコトモアルヘシ

シ

但シ不得止時諒トス

第三十二条 諸役員疾病事故等ニ擬リ不勤日数十五日迄ハ

給料全額ヲ給シ十五日以上ハ其日数ニ応シ半額ヲ給ス若

シ六十日以上ニ到ルトキハ全ク給セサルヘシ

第三十三条 諸役員營業上ニ付派出日当等ハ可成節約シ其

時々実費ヲ以テ支払フヘシ

第十三章 利子

第三十四条 当会社ノ株式ヲ有スル者ニハ毎年一割ノ利子

ヲ払渡ス者トス

但シ払渡シ期限ハ毎年六月三十日十二月二十八日ノ二

期トス

第十四章 積立金及ヒ潤益金

第三十五条 積立金及ヒ潤益金ノ多寡等ハ株主總會ニ於テ

確定スル者トス

第三十六条 当会社ノ積立金ハ富山銀行ヘ預付シ入用ノ時

々領受スヘキ者トス

但シ本条預付及ヒ領受ノ手續キハ役員協議ノ上銀行ヘ

結約スル者トス

第十五章 選挙及ヒ總會

第三十七条 社長副社長及ヒ諸掛長ハ營業上ニ熟練シ居ル

者ヲ株主選挙会ヲ開キ投票ノ上是レヲ選定スル者トス

但シ当会社ノ株式ヲ有スル者ニアラサレハ選挙スルヲ

許サス

第三十八条 總會ハ毎年六月ト十二月トノ二期トシ其定日

ニハ株主立会ニテ総勘定ヲナン會議ヲ開キ其利益金ノ配

当及ヒ積立金等ヲ確定シ将来營業ノ進路ヲモ議決スル者

トス

第三十九条 株主總會及ヒ投票ノ権限ハ一株一人トシ十株

所持ノ者ハ一人ニシテ十人ノ権限ヲ有スル者トシ十株以

上ハ五株毎ニ一株ノ権限ヲ有スル者トス

第四十条 毎年株主總會当日ハ社長或ハ副社長ノ内ニテ會

頭トナリ其席ニ付キ既ニ取扱タル事務ノ実況ヲ株主一同

ヘ報告シ本会社ニ提供スル議案ヲ朗讀シ其ノ決議ヲ取ル

ヘシ

但シ會議ハ同意ノ多数ニ因リ決スル者トス

第四十一条 臨時會ハ当会社重大ノ件ニ非ラサレハ社長ノ

特権ヲ以テ開クヘカラスト雖トモ株主五十名以上申出ツ
ルトキハ事務ノ都合ニ依リテ日限ヲ定メ總會ノ報告ヲナ
スヲ社長ノ責任トス

第十六章 雜則

第四十二条 当会社ノ金銭出納ハ會計長担任スト雖モ日々
金銭ノ出入ハ多少共和国立銀行ヘ振込ミ為換切符ヲ以テシ
總テ正貨ヲ取扱ハサル者トス

第四十三条 当会社ノ諸帳簿記載法ハ商業簿記法ヲ用ヘ其
式ヲ一ニシテ一目瞭然株主ノ調査ヲシテ易カラシムル者
トス

第四十四条 株主ハ營業上ノ損益ヲ負担スル者ナルカ故ニ
常ニ營業ノ景況ニ注目シ当会社ノ利害ニ関スル意見アル
トキハ何時タリトモ意見書ヲ以テ社長ヘ申シ出ツヘシ

第四十五条 当会社事業盛大ニ立至リ積立金ヲ引去リ夥多
ノ潤益アルトキハ株主協議ノ上株金消却スルコトアルヘ
シ

第四十六条 凡ソ社則ニ背キ或ハ当会社ヲ妨礙シタルトキ
ハ株主協議ノ上株式帳簿ノ記名ヲ削除スルコトアルベシ

第四十七条 株主記名ヲ削除サレタル者ハ積立金ヲ返却セ
サルハ勿論其所為營業ノ利害ニ関スルトキハ株式ヲ没収
シ相当ノ償金ヲ出サシムル者トス

營業上決算表

一 金四百万円也

全国配置ノ総業備

内

金百三拾三万三千三百三拾三円三拾三錢三厘 營業者年
々売揚高差引残金貳百六拾六万六千六百六拾六円六拾六
錢六厘

参考

前記ハ是迄当県下配業後金營業者毎年日本全土へ實際
配置シタル概算ナリ今茲ニ出スハ当会社ノ目的トスル
処配業營業者ノ為メニ計兩スル者ナレハ予算ヲ起スニ
ハ必ス彼レニ因ラサル可カラス加之古業購求ノ同数ヲ
示シ並ニ調劑依頼ノ概算ヲモ彼レニ取ラサル可カラサ
ルヲ以テ見易カラシメ為メ揭示スル

支払ノ部

一 金貳百六拾六万六千六百

日本全土へ配置シタル古

營

六拾六円六拾六錢六厘

藥購求料次年へ繰越シ金

金四百万円也 資本高

一 同四拾万円

新藥種購求料

創業費予算表

一 同拾万円

包紙類購求料

一 創業費

一 同三万円

錫箱曲物只瓶其他藥品料

内訳

一 同拾万円

調剤費雇入日当共

金千五百円也

古藥買入取調ニ付派出並ニ旅費

一 同九万円

荷作り運送費共

等見積リ

一 同八千円

營業稅學校費共

金壹万五千円也

会社設立地所買入費並ニ調剤所

一 同壹万円

役員給料

藥學校等建築費見積リ

一 同三拾五万円

資本金利子

金

諸雜費

一 同三千円

臨時諸雜費

金貳千九百八拾円也

調剤器械買入費

通計

此内訳

金三百七拾五万七千六百六拾六円六拾六錢六厘

金九百円

蒸氣罐馬力四馬ノ分三箇壹箇ニ

收入ノ部

付金三百円ツム

一 金三百九十万八千円也

藥種代価並ニ調剤料共見積リ

金貳百五拾円

蒸留器壹箇

一 同九万貳千円也

荷物運搬並ニ手数料見積

金貳拾五円

蒸発皿三箇大中小トス大ハ拾式

通計

円中ハ八円小ハ五円

金四百万円也 收入高

金百円

乳鉢壹箇丸藥器四箇丸藥円器二

支取差引金貳拾四万貳千三百三拾三円三拾三錢三厘 潤益高

筒丸藥衣掛二箇瓦ハカリ三箇ヲ

ノス秤三箇鉄篋陶篋水牛篋水牛
匙手秤大中小三箇

金七拾五円

秤器三箇

金三拾円

橋秤器壹箇

金千円

瓶並ニ益私壺

金貳百円

汕瓶舍利瓶二重蓋丁幾瓶

金四百円

調剂棚同机浸剂鐘煎剂鐘乾燥棚

瓶棚益私鐘

金五千円也

藥学校器械

此内訳

金貳千円

化学器械

金千五百円

理学器械

金五百円

分析器械

金貳百五拾円

秤 式箇

金七百五拾円

動植物金石ノ雛形

(富山県立図書館蔵)

六〇 明治十年 配藥商社申合規則

配藥商社申合規則

第壹条 社体之事

第壹節 該社は売藥を以て營業とし、明治十年第七号

公布売藥規則を始め追次令を遵奉し、株主一同

同盟結社以て、本業を永遠に拡充せん事を要す。

第貳節 社号を配藥商社と称し、本社は石川県下第二

大区小三区越中国水橋東大町七十番屋敷に設置

し、漸次事業の開進に随い、適宜に支店を設く

るを目的とす。

第參節 明治九年六月越中国第二大区小三区水橋町石

黒七次、許可を得たる、製藥二十三品を販売す

るを今日の營業とし、漸次泰西醫藥の良剤を選

し、更に許可を得て、広く人民の便益を助けん

とす。(後略)

(『水橋町郷土史』)

營

六一 明治十年六、八月 配藥舎人事

飛驒国 船津町

經

当配藥舎七番組周旋方申添候事

一 貳円九十七錢五厘

平七郎

VI 明治拾年六月

一 八拾七錢五厘

市兵衛

直江利三郎殿

配藥舎 印

一 壹円六十五錢

平三郎

跡世話役申渡候事

一 三拾錢

甚兵衛

明治拾年八月

配藥舎 印

一 六拾錢

吉四郎

押田佐四郎殿

一 六拾九錢六厘

兵三郎

当配藥舎會計係兼行商係申渡候事

一 壹円四拾錢

要三郎

明治拾年六月

配藥舎 印

一 壹円

与平

押田佐四郎殿

一 貳拾三錢壹厘

弥助

(水橋町郷土史)

一 六拾錢

善三郎

六一 明治十五年十二月 売藥懸場飛驒国決算帳

賣藥懸場飛驒国決算帳

一 三拾壹錢

三四郎

一 三拾五錢

菊治

(表紙)

一 明治十五年十二月三十日

押田平治郎
伴 藤左衛門

一 八拾七錢三厘

只右衛門

売藥懸場飛驒国決算帳

一 拾錢貳厘

兵十郎

扱人

黒田五郎右衛門
山口與四右衛門

一 三拾錢壹厘

嘉右衛門

一 拾八錢四厘

森 歳

三 諸 会 社

- 一 貳拾錢 增太郎
- 一 九拾錢 清次郎
- 一 拾五錢四厘 要吉
- 一 貳拾壹厘 兵藏
- 一 三拾八錢五厘 宗七
- ノ 拾四円貳拾八錢貳厘 清助
- 一 七拾錢 啓吉
- 一 貳円 次助
- 一 三拾八錢三厘 おとみ
- 一 壹円貳拾五錢 新八
- 一 拾壹錢貳厘 (中略)
- 一 貳円 与市
- 一 拾七錢五厘 傳助
- 一 壹円五錢 次郎兵衛
- 一 六拾八錢九厘 吉兵衛
- ノ 四拾壹円九拾五錢五厘 鉦山

町・村名	戸数	取立高	最高取立高	一戸平均取立高
船津町	三	壹円六錢七厘	貳円六錢	貳錢
鉦山	三	八、三、三	九円二錢	一円三錢六厘
船津在高原郷 荒原組	一	八、一、一	一円四錢	三錢八厘
荒木谷折本地 組	一	三、七、三	一円	三錢一厘

合テ百四拾六円〇〇三厘 壹番帳

(後略)

(中略)

高山町	天正二九、一三、二	二四元錢	五錢九厘
高山東左人名 田郷片野組	一五、三、三	一町	三錢六厘
合計	九七、四九、四九		四錢

(富山市役所藏・財団法人 水橋郷土史料館保管)

六三三 明治十八年十一月 業者大会にて大会社設立

企画

一昨十七日当所にて重立たる売薬営業者村澤金廣、古山調次郎、石井義春、古山正人、志波久次郎氏等が首唱者となり梅澤町大法寺にて売薬者多人数集会したり其模様を聞くに富山町たるや二百年來売薬を以て一大産業となし巷万余戸の活路と恃み来りしも売薬印紙税発布以來該業者の困難慘状実に見ふるにもなき而已ならず外にハ行商者の犯則踵相継ぎ亦た内にハ従來売薬掛帳を抵当と借用せし金円の債主痛く督責し家計の維持に苦むもの滔々皆是なり

夫れ該業に関する諸商工幾千人となく其方向を失し手を空ふし徒食するに至れり斯くありてハ地方の衰頹日に増し底止する処を知るべからず因て売薬者たるものハ今や奮發以て従來の弊風を矯正し世の進歩に伴随し一大会社を設立し専ら売薬の改良を謀り行商者等に至るまで売薬の何者たるを知らしめ此の産業の衰頹を挽回せんとの主意なりしといふ今該会社設立の大意を左に掲げぬ

第一 売薬は社会に有効あるものを諸大医の法劑を以て調製販売すること

第二 薬学校を設け卒業したる者を以て漸次会社の行商者と為し調劑師に従事せしむること

第三 司薬場を設け製薬の事業を起し之を行商人(卒業生)をして弘く販売の路を開かしめ以て売薬の弊害を矯め将来越中の利益を増進せしむること

因に云ふ此の事に付村澤氏等が近々諸大医等に就き該社の方法等を問ひ合せとして上京する都合なりと聞く

〔中越新聞〕明治十八年十一月十九日

六四 明治十八年 売薬受払帳

〔表紙〕

明治十八年

売薬受払帳

受売人

石金長四郎

富山太田口町 古山調次郎ヨリ受高貼数

明治十八年十月廿四日

社 会 諸

一	金三拾弍円	老貼定価	弍銭
一	老千貼	同	
一	金老拾円	老貼定価	老銭
一	老百貼	活壽丸	
一	金老拾円	老貼定価	拾銭
一	老百貼	同	
一	金五円	老貼定価	五銭
一	三百貼	同	
一	金九円	老貼定価	三銭
一	老百貼	敬震丹	
一	金拾五円	老貼定価	拾五銭
一	老百三拾貼	同	
一	金拾三円	老貼定価	拾銭
一	五百貼	一角丸	
一	金拾円	老貼定価	弍銭
一	老百貼	奇應丸	
一	金四円	老貼定価	弍銭
一	老千六百貼	セメン丹	
一	老千六百貼	反魂丹	

營

金三元

老貼定価 老錢五厘

金壹円五拾錢

老貼定価 老錢五厘

VI 經

一 六拾貼

痢病はら薬

一 四拾貼

萬病感應丸

金六円

老貼定価 拾錢

金四円

老貼定価 拾錢

一 三百貼

即功紙

一 貳拾貼

救命丸

金三円

老貼定価 老錢

金貳円

老貼定価 拾錢

一 壹百貼

熊膽丸

一 百貳拾貼

むしおとへ
蒼龍丸

金五円

老貼定価 五錢

金六円

老貼定価 五錢

一 七拾貼

萬金丹

一 貳拾貼

實母散

金三円五拾錢

老貼定価 五錢

金六拾錢

老貼定価 三錢

一 六拾貼

同

一 壹百貼

熊膽圓

金壹円八拾錢

老貼定価 三錢

金三円

老貼定価 三錢

一 貳拾貼

寶丹

合計

金壹円

老貼定価 五錢

七千貳百六拾貼

一 貳拾貼

むし下し
退蟲丸

金 貳百五拾七円九拾錢

金貳円

老貼定価 拾錢

内訳

一 四百貼

妙探(白し)
救衆湯

貳百五拾貼

老貼定価 貳拾錢

金四円

老貼定価 老錢

壹百貼

同 拾五錢

一 壹百貼

同

四百九十貼

同 拾錢

右検査候事

明治十九年五月廿九日

六百四拾貼	同	五錢
千四百八拾貼	同	三錢
貳千三百貼	同	貳錢
三百貼	同	壹錢五厘
壹千七百貼	同	壹錢

宣山県御用掛 中村直行 誦

同 小島栄三

春名肝納丸

年月日 明治十八年 十一月二日	渡高貼數 百廿五貼 百廿五貼 合計貳百五拾貼 老貼定価貳拾錢	行商人姓名 上口与右二門 中島長四郎
同		

春名肝納丸

春名肝納丸

年月日 十八年 十一月二日	渡高貼數 六拾貼 六拾貼 合計百廿貼 老貼定価拾錢	行商人姓名 上口与右二門 中島長四郎
同		

年月日 十八年 十一月二日	渡高貼數 百拾五貼 百拾五貼 合計貳百三十貼 老貼定価五錢	行商人姓名 上口与右二門 中島長四郎
同		

(中略)

セメン円

年月日 十八年 十一月二日	渡高貼數 八百貼 八百貼	行商人姓名 上口与右二門 中島長四郎
同		

合計千六百貼
老貼定備貳錢

(中略)

活壽丸

年月日	渡高貼數	行商人姓名
十八年十一月二日	五拾貼	上口与右三門
同	五拾貼	中島長四郎
	合計老百貼	
	老貼定備拾錢	

(中略)

奇應丸

年月日	渡高貼數	行商人姓名
十八年十一月二日	老百貼	上口与右三門
同	老百貼	中島長四郎
	合計貳百貼	
	老貼定備貳錢	

(中略)

○明治十八年十一月二日

上口与右三門受高

(中島長四郎も同様である)

薬品名	渡高貼數	老貼定価
藜名肝納丸	一二五貼	二〇錢
〃	六〇	〃
〃	五〇〇	〃
セメン 円	八〇〇	二
〃	五〇〇	一
活壽丸	五〇	一〇
〃	五〇	五
〃	一五〇	三
敬震丹	五〇	一五
〃	六五	二
一角丸	二五〇	二
奇應丸	一〇〇	二
反魂丹	一〇〇	一

三 諸 会 社

右検査候事

合計 七千貳百六拾貳

貳百五拾七円九銭

痢病はら薬	三〇貼	一〇銭
即功紙	一五〇	一
熊膽丸	五〇	五
萬金丹	三五	五
〃	三〇	三
寶丹	一〇	五
むし下し退蟲丸	一〇	一〇
妙振出救衆湯	二〇〇	一
〃	五〇	一・五
萬病感應丸	二〇	一〇
救命丸	一〇	一〇
むしおさへ 蒼龍丸	五〇	五
寶母散	一〇	三
熊膽圓	五〇	三
計	三、五〇五	

明治十九年五月廿九日

富山県御用掛 中村直行 匱

同 小島栄三

(富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管)

六五五 明治十九年五月 売薬改良会社設置の発起広

告

広 告

今回私共、売薬改良会社、設置ノ義発起致シ候ニ付、左
ニケ所ニ於テ事務所ヲ設ケ、業務取扱ヒ候間 規則等熟覽
致度方ハ同所ニ御来会被下度、此段同盟諸君へ及御報道候
也

富山梅澤町村澤金廣方

発起人仮事務所

東水橋西天神町百八拾八番地石黒七次方

同 支 所

村澤 金 廣

石 井 義 春

古 山 調 次 郎

志 波 久 次 郎

石 井 義 守

古 山 正 人

株主總會ノ決議ニ依リ更ニ県庁ノ認許ヲ經テ繼續スル
コトヲ得

第六條 当会社ノ業務ハ此定款ニ拠リ重役ニ委任スルモノ
トス

第二章 資本金

〔中越新聞〕明治十九年五月十一日

第七條 当会社ノ資本金ハ貳万五千円トシ之ヲ五拾株ニ分
チ壹株ヲ五百円ト定ム但株主總會ノ決議ニ依リ県庁ノ
認許ヲ經テ之ヲ増減スルコトヲ得

第三章 役員

第八條 当会社ノ役員ト称スルモノ左ノ如シ但社長副社長
取締ノ三役ヲ重役ト称ス

第一章 總則
第一條 当会社ノ名称ハ売薬改良会社ト称ス
第二條 当会社ハ名医ノ薬方ヲ得テ諸薬劑ヲ改良シ越中売
薬ノ名聲ヲ掲ケ販路ヲ拡ムルヲ以テ目的トス

第三條 当会社ハ有限责任トシ当会社負債弁償ノ義務ハ株
金全額ニ止マルモノトス

第四條 当会社ノ位置ハ上新川新富山 町 番地ト
ス

第五條 当会社ノ營業期限ハ滿十ヶ年トス 但滿期ニ至リ

一 社長 卷名
二 副社長 卷名

三 取締 無定員
四 支配人 同上

五 手代 同上

第九條 社長ハ会社ノ事務ヲ總轄シ營業上一切ノ責ニ任ス
第十條 副社長ハ社長ヲ補佐シ社長事故アルトキハ其事務

ヲ代理ス

第十一条 取締ハ会社一切ノ業務ヲ監察シ意見アルトキハ

社長ニ陳告ス

第十二条 取締ハ重役中ニ於テ職任不適當ノ行為アリト認

ムルトキハ同役半数以上又ハ社長副社長ノ同意ヲ得テ

臨時總會ヲ催スコトヲ得但本条ノ場合ニ於テハ其事由

ヲ株主ニ詳明スヘシ

第十三条 支配人ハ社長副社長ノ命ヲ承ケ一部ノ事務ヲ分

担ス

第十四条 手代ハ上役ノ命ヲ承ケ書記計算等ニ従事ス

第十五条 重役ハ例式總會ニ於テ株主中ヨリ選挙スルモノ

トス

第十六条 重役ノ任期ハ滿三ケ年トス但滿期後再選ニ依リ

重任スルコトヲ得

第十七条 重役任期中退職スルトキハ第十五条ノ手續ニ依

リ選挙補充シ又ハ總會ヲ要セス株主ノ投票ヲ以テ之ヲ

定ムルコトアルヘシ但補充員ハ前任者ノ任期ニ至レハ

解任スルモノトス

第十八条 重役ノ俸給並ニ賞与等ハ例式總會ニ於テ議定ス

ルモノトス

第十九条 重役ハ会社ノ定款ヲ守リ正実ニ職務ヲ尽スヘキ

ノ誓詞文ヲ出シ置クヘシ

第二十条 支配人以下ハ重役協議ノ上株主中ヨリ選任スヘ

シト雖モ時宜ニ依リ株主外ノ者ヲ選任スルコトアルヘ

シ

第二十一条 支配人以下ノ俸給賞与等ハ重役協議ノ上定額範

圍内ニテ專行スルモノトス

第二十二条 役員中若シ会社ノ規則ヲ犯シ会社ニ対シ損害ヲ

負ハンメタルトキハ之ヲ弁償スルモノトス

第二十三条 当会社ニ左ノ技術士ヲ置ク

一 調剤師 一名

二 調剤助手 無定員

第二十四条 調剤師ハ調剤助手以下ヲ指揮シ調剤上ノ実務ヲ

行フ

第二十五条 調剤助手ハ調剤師ノ指揮ヲ受ケ調剤上ノ実務ニ

従事ス

三 諸 会 社

第廿六條 調劑師ハ重役協議ノ上製藥士ヲ聘シテ之ニ充テ

其権限責任俸給任期等ハ特別ノ条約ヲ以テ定ムルモノ

トス

第廿七條 調劑助手ハ重役協議ノ上調劑師ノ意見ヲ聞キ選

任スルモノトス

第廿八條 調劑助手及調劑上ニ使役スル諸工夫ノ俸給賞与

等ハ重役協議ノ上調劑師ノ意見ヲ聞キ定額範圍内ニテ

專行スルモノトス

第四章 重役會議

第廿九條 正副社長取締ノ會議ヲ重役會議ト称ス

第三十條 議事ノ須要ニ依リ調劑師或ハ支配人ヲ会同セン

ムルコトアルヘシ

第卅一條 重役會議ハ藥品購求又ハ販売ノ方法及請売人行

商人ノ心得其他營業上ノ細則等ヲ商議スルモノトス

第卅二條 重役會議ハ此定款ニ從ヒ會議ヲ必要トスル場合

ニ開クモノトス

第卅三條 重役會議ノ議長ハ社長之ニ当ル若シ事故アルト

キハ副社長又ハ取締之ヲ勤ムルモノトス

第五章 株主權利及責任

第卅四條 當会社ノ規則ヲ承認シテ株式ヲ引受ケント欲ス

ル者ハ株主タルコトヲ得ヘシ但舊名老株ニ限ルモノト

ス

第卅五條 當会社ノ株式ヲ引受ケント欲スル者ハ最初申込

ノトキ株金ノ三割(即チ百五拾円)殘ハ開業ノ日ヨリ

一ケ年以内ニ當会社ノ報告ニ依リ入金スヘシ

第卅六條 組合又ハ会社等ノ名義ヲ以テ當会社ノ株式ヲ引

受ケント欲スル者ハ其中重立タル者老名ノ名前ヲ定メ

株式ニ對スル權利及責任ヲ担当セシムヘシ

第卅七條 株主ヘハ左式ノ株券ヲ交付スルモノトス但株金

全額ヲ払入レタル者ニ限ル

番 号

売藥改良会社株式

當賣藥改良会社ノ定款ニ從ヒ明治十九年 月 日ヨリ

我賣藥改良会社株式ノ内五百円即老株ノ株主タルコト

相違ナキ証拠トシテ此券狀ニ當会社ノ印章ヲ押捺シ之

ヲ交付スル者也

明治十九年 月 日 会社 印

社長

副社長

取締役

何 誰 殿

第卅八条 当会社ハ株式帳ヲ製シ株主ノ姓名屬籍住所株式
ノ番号及其売買譲渡ノ年月日ヲ登記シ置クヘシ但此株
式帳ハ營業中差支ナキ時間ニ於テハ株式ノ檢閲ニ供ス
ヘシ

第卅九条 株式ノ売買譲渡ヲ為ストキハ之ヲ会社ニ申出株
式帳ニ登録ヲ求ムヘシ若シ其手續ヲ為ササル間ハ株券
ノ名前入ヲ以テ株式ノ持主ト定ムヘシ

第四十条 当会社ノ株式ヲ売渡或ハ譲渡ニ付直接間接ニ拘
ラス会社ノ公益ヲ妨碍スルコトアリト認ムルトキハ會
社ハ其登簿ヲ拒ムコトアルヘシ

第四十一条 株主其姓名ヲ変スルカ或ハ住所ヲ転スルトキ
ハ書面ヲ以テ其趣ヲ会社ニ申出ヘシ

三 諸 社 會 第 四 十 二 条 株 券 ヲ 毀 損 又 ハ 紛 失 シ タ ル 等 ノ 故 ヲ 以 テ 其 書

換又ハ再渡ヲ望ムモノハ二人以上ノ保証人ヲ立其事實
ヲ詳明スルトキハ之ヲ渡スヘシ

第四十三条 株主ハ重役ノ行為ニ於テ不適當ノ事有ト認ム
ルトキハ株主三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ臨時總會ヲ催
シ株主三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルノ權ア
ルモノトス

第六章 總會

第四十四条 株主ノ會議ヲ分テ例式總會臨時總會ノ二種ト
ス

第四十五条 毎年七月会社ニ於テ前年度中ニ取扱タル業務
ノ景況及第五十三条精算報告並ニ第五十四条收入金分
配方等議定ノ為メ開クモノヲ例式總會ト称ス

第四十六条 会社ノ定款ニ從ヒ臨時株主ノ總會ヲ必要トス
ル場合ニ於テ開クモノヲ臨時總會ト称ス

第四十七条 總會ヲ開カントスルトキハ少クトモ十日前ニ
其會場及日時ヲ株主ニ通知スヘシ

第四十八条 各株主事故アリテ出席シ能ハサルトキハ委任
状ヲ付シ他ノ株主ヲ以テ代理セシムルコトヲ得若シ通

知ラ得テ出席セス或ハ正当ノ代理人ヲ差出サスシテ他
 H異議ヲ述フルモ総テ無効タルヘシ

第四十九条 総会ノ会長ハ社長之ニ当ル若シ事故アルトキ

ハ副社長又ハ取締役之ヲ勤ムヘシ但シ第十二条第四十三
 条ノ場合ニ於テハ出席員ノ内ヨリ会長ヲ互選スルコト
 アルヘシ

第五十条 総会ニ於テ事ヲ決スルニハ其投票ヲ數ヘ過半数

ノ同意ヲ以テス若シ可否同數ナルトキハ会長之ヲ決ス
 第五十一条 議事ノ要領ハ簿冊ニ録シ會長之ニ署名シ他日
 ノ徴証ニ供スヘシ

第七章 計算

第五十二条 当会社ハ明細正確ナル帳簿ヲ製シ置キ帳簿ノ
 検査官又ハ株主ノ検閲ニ供スヘシ

第五十三条 当会社ノ會計年度ハ毎年七月一日ヨリ翌年六
 月三十日ニ至ルヲ以テ一周年度トシ毎年七月ノ例式總
 会ニ於テ前年度ノ精算ヲ報告スヘシ

第五十四条 当会社ハ毎年六月三十日限り其損益ヲ計算シ
 総収入金ノ内ヨリ一切ノ費用ヲ控除シ殘金ヲ以テ純益

トシ役員ノ賞与及会社ノ積立金ヲ引去リ余ヲ各株主ニ
 配当スヘシ

第八章 改正増補

第五十五条 此定款ハ株主總會ノ決議ニ依リ稟庁ノ認許ヲ
 經テ之ヲ改正増補スルコトヲ得

(富山県立図書館蔵)

六七 明治二十八年一月 厚生師天堂の業績

射水郡小杉町厚生師天堂は歲月を追つて發達の位地に向
 ひ、今度同社員中谷與作氏等の發起にて汎く朝鮮、清國へ
 派出し同地方へ配置売薬の使宜を与へんとて頻りに協議中
 なり、会社の進歩は年々歳々印紙税額を増し五ヶ年間の比
 較左の如し

明治廿三年度印紙遣払高二千九百拾二円九拾三錢六厘

明治廿四年度印紙遣払高三千百九拾八円拾二錢二厘

明治廿五年度印紙遣払高三千五百拾二円七拾錢一厘

明治廿六年度印紙遣払高三千七百四拾円〇七錢四厘

三 諸 会 社

明治廿七年度印紙遺弘高四千二百四拾八円七拾二錢五厘

〔富山日報〕明治二十八年一月二十一日

六六 明治二十九年三月 高岡市の売薬状況

高岡市は売薬営業者極めて少なく営業者五十六人請売者百十八人之が行商百八十九あるも其営業者と称する岡本清右衛門営業薬方数は一方剂行商人は廿六人、菅野伝右衛門営業薬十六方行商廿三人、伊勢長右衛門営業薬十五方行商十三人、正村五平営業薬七方行商十二人、越野長二営業十四方行商十一人、田代半兵衛六十一方十人、明石善助十八方八人、佐野權四郎八方七人、笠間清四郎十方二人、松本宗左衛門十二方四人、泉八右衛門五方四人、吉野八平一方四人、室崎間右衛門一方二人、山本辰右衛門二方二人にて其中或は他人の請売を為して之を行商人に持たしめて懸場先へ配置し或は自己営業薬の多分は他人の行商者に持たしむる目的を以て営業し其他自分営業一二方に併せて他人の売薬を請売自ら行商せり又た市内薬種商大小廿戸あるも其

内行商者を有するもの僅かに二三、而して二百人の行商者は往々年一度廻りの者にして之さへ高岡市人は基だ少くして小杉下村西岩瀬の人最も多きは蓋し高岡市の労働□利の涵養は古来或る事情によりて往々金物其他の製作職工に誘取されし為めならん、配置売薬の仕入は往々四五月の頃にして高岡市内に於て印紙を購ふもの三分の一計り余は悉く富山市より購求し去れり今行商者一人にて一年三百円宛持参し帰ると仮定せば二百人にて六万円其内行商人の給料其他の費用及び売薬の元備を控除せば純益實に何程も残らず

〔富山日報〕明治二十九年三月八日

六九 明治三十四年 富山薬剂株式会社新株公募

新株式申込証

定款作製年月日 明治参拾参年九月参拾日

目的 売薬ノ製造、卸売、小売、及ビ売薬請売、

商品委託販売、貸付金ノ営業

商 号 富山薬剂株式会社

嘗 資本ノ総額 金壹万五千元ノ内増加資本金壹万貳千五

百円

参株

取締役 吉川 吉次郎

VI 経 壹株ノ金額 金五拾円

式株

監査役 中井 孝蔵

取締役方有ス可キ株式ノ数 参株

式株

富山県富山市千石町百拾貳番地

本店ノ所在地 富山県富山市総曲輪百九拾六番地

式株

監査役 高 桑 徳太郎

会社カ公告ヲ為 管轄区裁判所ニ於テ商業登記ヲ公告スル

式株

同上新川郡新庄町大字新庄村百六拾三番地

ス 方 法 為メ指定セラレタル新聞紙ニ掲載ス

式株

監査役 上井 元吉

取締役及

第七回払込ノ金額

金拾貳円五拾銭

監査役

ノ氏名住所及其引受ケタル株式ノ数

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

富山県富山市総曲輪百九拾五番地

参株 取締役社長 安 達 周 平

富山県富山市南新町拾四番地

参株 取締役 久 郷 喜 平

富山県富山市大工町拾七番地

参株 取締役 古 谷 宗 七

同上新川郡大沢野村大字稻代村廿貳番地

参株 取締役 島 原 鐵之助

明治参拾四年 月 日

700 明治三十四年七月 富山薬剂株式会社新株申

込み

一 富山薬剂株式会社新株式壹株

前頭ノ各事項ヲ承諾シ右ノ通り引受可申候間証金五円相

添此段中込候也

富山県富山市泉町八拾八番地

大田ミツ未成年ニ付同人ノ母

親権者 大 田 ウ タ

富山薬剂株式会社

御 中

.....

第八四号

領 収 証

一 金七円五拾銭

但シ新株式第壹回株金払込分 壹株分

右之金額正ニ領収候也

明治卅四年七月三十一日

富山薬剂株式会社 印

太 田 清 助 殿

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

七〇一 明治三十五年一月 富山売薬株式会社創立総

会

富山県婦負郡四方町四方二二七八番地

富山売薬株式会社

明治十六年本町に売薬行商を為すもの簇出したるに
より酒井延昌、菊森太七郎、草島喜七郎、梅野五四郎、畑栄助、
中川雅由の諸氏発起となり売薬製造を目的とする精壽堂な
るものを創設し營業方数僅かに十二方なりき後中川久正氏
後継經營者となり付属行商人漸く四十余名ありしも明治三
十四年に至り本町売薬行商者合同組織を以て株式会社設立
の議起り精壽堂の營業全部を繼續する事とし明治三十五年
一月十六日創立總會を開き同年二月二十四日之れが設立登
記を為したり

当社の資本金及目的左の如し

一 資 本 金 金壹万円

一 目 的 売薬製造卸売及小売

一 大正二年十月工場ハ狹隘を告げたるに
より現工場

に改築し同三年七月一日調剤主任として薬剤師を
 備用したり同時に旧来よりの免許事項に基き各帳
 主勝手に売薬製造販売をなし米たりし為偶々売薬
 法違犯行為をなすものありしにより各重役協議の
 結果断然之れが矯正を為すべく旧慣を打破し免許
 売薬の事項を改正且つ薬味統一をなし会社が直接
 原素薬品を購入し薬剤師監督製剤して各帳主へ売
 渡すこととし従来当社の総経費は各帳主に賦割
 当せしも之れを徴収せざることに改めたり同年二
 月セメン田外六方は直属の職工をして装置仕上専
 売薬に指定したり。

一 当社の事業成績及創立後の役員は左の如し

富山県婦負郡四方町四方二二八七番地
 富山売薬株式会社

一 創立年月日 明治三十五年一月十六日

一 資本金 金老万円

年次	売薬製造定価高	積立金	配当率
明治三十五年	同	ナ	シ
同 三十六年	同	六拾九円欠損	ナ
同 三十七年	同	拾円拾八銭欠損	ナ
同 三十八年	同	八拾円欠損	ナ
同 三十九年	同	五円積立	年 三分
同 四十年	同	五円積立	同 三分
同 四十一年	同	八円積立	同 三分五厘
同 四十二年	同	拾円積立	同 五分
同 四十三年	同	七円積立	同 四分
同 四十四年	同	拾円積立	同 四分八厘
同 四十五年	同	拾円積立	同 四分
大正元年	同	八万千参百六拾円	同 四分
大正貳年	同	八万九千七百円	同 六分強
同 三年	同	五拾五円積立	同 六分
同 四年	同	八拾円積立	同 七分
同 五年	同	壹百円積立	同 七分
同 六年	同	壹百円積立	同 七分
同 七年	同	壹百円積立	同 八分

創立以来ノ役員名

就職及退職ノ年月日	役名	氏名
明治三十五年二月二十四日就職	取締役	中川久正
同 年 同 日 就職	同	田中平蔵

三 諸 会 社

同 年	同 日	就職	同	八ッ橋 與 平
同 年	同 日	就職	同	威 尾 喜 八
同 年	同 日	就職	同	利 波 市 三 郎
同 年	同 日	就職	同	矢 後 藤 次 郎
同 年	同 日	就職	現取締役	梅 野 五 平
同 年	同 日	就職	同	増 山 作 次 郎

(後略)

(「四方町沿革誌」)

七〇三 明治三十五年九月 内外薬品株式会社の発足

予ねて当市の大菅昇平、福田栄太郎、同清一、藤井諭三、久郷喜平、畑権蔵等諸氏の発起にかかる同会社は、いよいよ資本金参万円で設立することとなりたるがその目的は、重に富山売薬業者の使用する原料薬品を廉価に供給し、専ら当業者の便益を図り以て売薬界の改善発達を企図せんとの趣意に出で、何分機宜に適したる事業なれば、株式募集に於するもの続々ある由にて、近日設立登記の申請をなす

筈なりと、因に同株式は五十円券にて、第一回の払込み金は拾式円五拾銭、応募者は一株に付金老円を添へ申込むべし

(「富山日報」明治三十五年九月三十日)

七〇四 明治四十一年度 売薬会社の状況

富山県に於ける売薬業者中団体営業の分左の如し、

(四十一年度末現在)

◎廣 貫 堂

廣貫堂は明治十年五月の創立にして、当初事務所を富山市惣曲輪五拾式番地に設立す、後今の梅澤町二百十番地へ移転したり、団体営業の始租にして、又其最も大なるものなり、其四十一年度の売薬製造定価総額は百九万七千式百六拾八円拾参銭にして、堂主は郵澤金廣なり、

◎師 天 堂

師天堂は明治十五年九月一日の創立にして、富山市荒町二十五番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は拾七

万五千四拾壹円八拾九錢にして、堂主佐久間文明、營業代理人日南田宇八郎なり、

◎精 壽 堂

精壽堂は明治三十一年六月六日の創立にして、富山市山王町三十七番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は拾参万九千五百参円七拾六錢にして、堂主は中川久正なり、

◎富山薬業株式会社

富山薬業株式会社は明治三十七年二月五日の創立にして、富山市星井町三十六番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は六万四千八百参拾貳円五拾錢にして、社長は土田眞雄なり、

◎富山薬剂株式会社

富山薬剂株式会社は明治三十二年十月十二日の創立にして、富山市惣曲輪百九十六番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は拾参万千百貳拾九円六拾五錢にして、社長は安達敬直なり、

◎株式会社盛賞堂

株式会社盛賞堂は明治三十二年七月廿六日の創立にして、

富山市古鍛冶町五十九番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は貳万八千七百六拾八円拾七錢にして、常務取締役は鳥倉彦作なり、

◎富山製剂株式会社

富山製剂株式会社は明治三十七年四月二十七日の創立にして、富山市八人町四十九番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は壹万七千貳百八円六拾錢なり、

◎永 生 堂

永生堂は明治十五年五月十六日の創立にして、富山市星井町百三十七番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は壹万九千貳百五拾壹円貳拾六錢にして、堂主は波多野三吾なり、

◎惣 盛 堂

惣盛堂は明治十八年十一月十九日の創立にして、富山市稲荷町百五番地に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は壹万千七百円にして、堂主は石瀬傳四郎なり、

◎株式会社保壽堂

株式会社保壽堂は明治三十七年三月一日の創立にして、中

新川郡滑川町に在り、其四十一年度中の売薬製造定価総額は七万九千四百八拾九円貳拾銭にして、堂主は宮崎太左衛門なり、

◎合名会社東洋薬館

合名会社東洋薬館は明治三十七年十二月二十三日の創立にして、中新川郡滑川町に在り、其四十一年度中の売薬製造定価総額は七千四百七拾参円参拾貳銭なり、

◎北陸売薬名資会社

北陸売薬名資会社は明治三十三年七月五日の創立にして、中新川郷弓庄村大字泉村に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は壹万八千貳百拾七円七拾貳銭にして、社長は開實なり、

◎厚生師天堂

厚生師天堂は明治二十年四月一日の創立にして、射水郡小杉町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は拾四万千百拾四円五拾五銭にして、堂主は青江兵作なり、

◎博愛堂

三 諸 会 社

博愛堂は明治十七年六月の創立にして、中新川郡東水橋町

に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は四万千六百七拾六円参拾五銭にして、堂主は佐々木平兵衛なり、

◎配薬舎

配薬舎は明治十年四月二日の創立にして、中新川郡東水橋町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は拾壹万九千七百五拾円八拾参銭にして、舎主は石黒七三なり、

◎越中売薬合資会社

越中売薬合資会社は明治三十六年八月二十六日の創立にして、中新川郡上市町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は五万壹千五百参拾六円六拾五銭にして、社長は荒木甚助なり、

◎富国堂

富国堂は明治三十年七月の創立にして、中新川郡上市町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は四万五千四百拾壹円四拾七銭にして、堂主は池田勝太郎なり、

◎高岡薬剂株式会社

高岡薬剂株式会社は明治三十九年七月十日の創立にして、高岡市定塚町に在り、其四十一年度の売薬製造定価総額は

参方式千八百九拾九門七拾四錢なり、

◎保 壽 堂

保壽堂は中新川郡高月村に在り、其四十一年度の売薬製造
定価総額は九万六千六百参拾貳円拾五錢にして、堂主は高
田清次郎なり、

◎岩瀬売薬株式会社

岩瀬売薬株式会社は上新川郡東岩瀬町に在り、其四十一年
度の売薬製造定価総額は六万参千六百四拾円五拾四錢にし
て、社長は佐藤與八郎なり、

◎保 壽 堂

保壽堂は中新川郡西水橋町に在り、其四十一年度の売薬製
造定価総額は六万八千参百六拾七円六拾四錢にして、堂主
は押田喜訓なり、

◎四方廣貫堂

四方廣貫堂は婦負郡四方町に在り、其四十一年度の売薬製
造定価総額は八万貳千六百五拾参円参拾貳錢にして、堂主
は茶木谷清平なり、

◎富山売薬株式会社

富山売薬株式会社は婦負郡四方町に在り、其四十一年度の
売薬製造定価総額は四万五千七百貳拾円貳拾錢にして、常
務取締役は増山作次郎なり、

(「富山売薬紀要」・富山県立図書館蔵)

明治四十三年六月 富山薬剂株式会社協定書

富山薬剂株式会社協定書

目 的

第一条 当会社ハ元振聲堂付属ノ行商人、請売人則チ帳主
タル者相謀リ商法ノ規定ニ準シテ設立シ振聲堂ノ営業ヲ
移シ以テ帳主タリシ者ノ權利義務ヲ確保シ事業ノ隆盛ト
株主間ノ円満ヲ計ルヲ以テ目的トスルモノナリ

株主ノ資格及び其所属並ニ協議員会ノ組織

第二条 元振聲堂ノ帳主タル者ハ半人脚ノ者モ一人脚ト見
做シ一人脚毎ニ定款ノ定ムル株式一株ヲ所有シテ払込ヲ
了シ及ビ其他會議ニ於テ決定シタル会社ノ必要資金ヲ一
株ニ該当スル額ヲ払込ム者ヲ当会社ノ株主トス

但シ新ニ入社株主タラントスル者モ此ノ例ニ依ルベシ

前項ノ株主ヲ左ノ拾四組ニ分チ各自所有ノ懸場帳ノ兩名

ニヨリ其組ニ所属スルモノトス

組名 所 属 区 域

九州組 筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、

日向、大隅、薩摩、老岐、対馬、琉球、

台湾、韓国、清国、

中国組 美作、備前、備中、備後、安芸、周防、

長門、因幡、伯耆、出雲、石見、隠岐、

四国組 阿波、讃岐、伊予、土佐、

畿内組 山城、大和、河内、和泉、摂津、播磨、

紀伊、淡路、丹波、丹後、但馬、

江州組 近江、

東海道組 伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、

駿河、美濃、飛驒

関東組 上野、下野、相模、武蔵、安房、上総、

下総、常陸、

東北組 羽前、羽後、磐城、岩代、陸前、陸中、

陸奥

越後組 越後、佐渡、

信州組 信濃、

北海道組 渡島、後志、石狩、訓路、根室、胆振、

北見、十勝、天塩、日高、千島、樺太、

甲州組 甲斐、

加越能組 加賀、能登、越中、

越前組 若狭、越前、

株主ハ所有懸場ノ國名數組ニ跨リタルトキハ半人脚毎ニ

分割シ其主タル組ニ分属スルモノトス

株主ノ所有懸場半人脚以下ナルトキハ前項ノ場合ト雖モ

數組ニ分属スルコトヲ得ズ

第三条 前条ノ株主ニ於テ定款ニ定ムル取締役会ノ外ニ協

議員会ヲ組織シ取締役會議ト併立シテ会社重要ノ事項ヲ

協議決定スルモノトス

但シ乱リニ兩者相凌グコトアルベカラズ

協議員ノ員數

第四条 協議員式拾五名ヲ置ク

三 諸 会 社

取締役会並ニ協議員会ノ権限

第五條 取締役会ハ会社ノ重要事項ニ付其、方案ヲ定メ之ヲ協議員会ノ議ニ付シ專擅ノ行為アルベカラズ。

但シ直接間接ニ不拘、会ノ利害ニ因セズト認ムル事項ハ此ノ限リニアラズ

第六條 協議員会ハ前項ノ取締役会ニ於テ定メタル方案ニ對シ虚心平氣ニ討議シ確執ナキヤウ偏ニ会社ノ隆盛ト円満ヲ期スルヲ標的トスベシ

第七條 協議員会ハ取締役会ニ向ケ必要ト認ムル事項ヲ建議スルコトヲ得取締役会ハ其建議事項ニ關シ七日以内ニ會議ヲ開キテ、是非ヲ決スベシ

第八條 取締役会ハ協議員会ト其意見全然反對ノ場合アルトキハ更ニ兩者ノ商議會ヲ開キテ決定スル者トス

第九條 前項ノ商議會ノ組織ハ取締役ト同数委員ヲ協議員ニ於テ選舉シテ之ニ一任シ此ノ商議會ノ決議シタル事項ニ付テハ取締役会並ニ協議員会ハ異議ヲ唱フルヲ得ズ

第十條 前項ノ商議會ニ於テ決定シタル事項ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ執行スベシ

第十一條 定期總會臨時總會ニ提出スベキ諸議案ノ決定モ前諸項ノ例ニ依ルベシ

第十二條 協議員会ニ於テハ取締役会ノ不信任ヲ決議セザル者トス

但シ私欲或ハ惡意ニ依リテ其責任ニ悖ル場合ハ此ノ限リニアラズ

協 議 員

第十三條 協議員ハ取締役及び監査役ヲ兼ヌルヲ得ズ取締役監査役モ又同シ

協議員会ノ成立

第十四條 協議員会ハ協議員半数ノ出席ニ依リ成立シ其出席者ノ過半数ノ同意ヲ以テ議決ス若シ過半数ノ出席ナキタメ不成立ノ場合ニハ更ニ一週間内ニ第二回ノ招集ヲナスベシ若シ第二回ノ招集ニ於テ其出席者定数ニ滿タザルトキハ即チ第三回招集ヲ為シ其出席者過半数ニ滿タザルモ決定スル者トス

第十五條 協議員会ハ取締役之ヲ招集ス協議員会ノ招集ハ一週日前ニ議案ヲ付シテ招集状ヲ発スルモノトス

三 諸 会 社

但シ緊急ヲ要スル場合ハ此ノ限りニアラズ

定期協議員会ハ毎年二回五月ト六月ニ於テ之ヲ開キ臨時協議員会ハ必要アル毎ニ之ヲ開クモノトス

但シ取締役ハ協議員会ニ付議スヘキ案件ハ可成定期協議員会ニ提出シ臨時協議員会ハ止ムヲ得サル事件ノ発生シタル外ハ開会セサルモノトス

第十六条 株主ニ於テ臨時總會又ハ協議員会ノ開会ヲ請求セントスルモノハ其開会ノ目的及ビ理由書ヲ添ヒ六十名以上ノ同意ヲ得テ取締役会ニ請求スベシ

第十七条 前項ノ請求ヲ受ケタル取締役会ハ相当ノ理由ナクシテ拒絶又ハ擱置シ二十日以内ニ招集開会ノ手續ナサザルトキハ協議員七名以上ノ同意ヲ得テ協議員会ノ開会ヲ協議員会ノ議長ニ請求スルコトヲ得

但シ右ノ請求ヲ受ケタル協議員会ノ議長ハ理由ナクシテ其請求ヲ拒絶又ハ擱置スルヲ得ザルノミナラズ十日以内ニ協議員会ヲ招集スル者トス此ノ場合ハ取締役ヘ開会ヲ通知シ出席ヲ求ムベシ

第十八条 協議員会ニハ正副議長ヲ選舉シテ議事ヲ整理セ

シム其選舉方法ハ投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス同数ナルトキハ年長者ヲ以テ之ニ充ツ

協議員ノ選舉並ニ任期

第十九条 協議員ハ第二条第二項ノ組ヲ以テ選舉区トシ其選舉区ニ於テ選舉ス其選舉区ヨリ選舉スベキ定員ハ左ノ如シ

区 名	組 名	員 数
第一区	九州組	三人
第二区	中国組	二人
第三区	四国組	一人
第四区	畿内組	二人
第五区	江州組	一人
第六区	東海道組	四人
第七区	関東組	二人
第八区	東北組	三人
第九区	北海道組	一人
第十区	越後組	一人
第十一区	信州組	一人

第十二区 甲州組 一人

第十三区 加越能組 二人

第十四区 越前組 一人

株主ハ其所屬組内ニ於テ半人脚毎ニ協議員ノ選挙権一個ヲ有スルモノトス

協議員ノ任期ハ二ケ年トス

協議員ハ任期中ト雖モ第二十一条ノ資格ヲ失ヒタル場合ハ当然協議員ノ職ヲ失フモノトス

協議員中欠員アルトキ若クハ任期満了ノ場合ハ三十日以内ニ後任者ノ選挙ヲ行フベシ

補欠議員ハ其前任者ノ残任期間在任ス

協議員ハ任期満了ノ後之ヲ再選スルコトヲ得

協議員ニ選任セラレタルモノハ之ヲ辞スルコトヲ得ズ

第二十条 協議員ノ選挙ハ社長ノ告知ニ依リ之ヲ行フ其ノ告知ニハ被選挙人名簿及ビ選挙用紙ヲ添付シ選挙ノ口ヨリ少クトモ一週日前ニ之ヲ当会社付近ノ郵便函ニ投入スベシ社長ハ選挙管理者トナリ選挙ニ干スル事務ヲ統轄ス選挙管理者ハ二名ノ選挙立会人ヲ選挙有権者ヨリ選挙シ

選挙会場ニ参会セシムベシ一時ニ数組ノ選挙ヲ行フ場合

ハ其組毎ニ選挙立会人ヲ設クルモノトス

選挙会ハ当会社ニ於テ施行シ投票時間ハ午前九時ヨリ正午迄トシ開票ハ同日午後一時ヨリ着手ス

数名ノ議員ヲ選挙スル組ト雖モ総テ単記記名投票ヲ用フルモノトス

選挙用紙ニハ必ズ選挙人ノ氏名ヲ記載シ調印スルモノトス

左ノ投票ハ之レヲ無効トス

- 一 成規ノ用紙ヲ用イザルモノ
 - 一 選挙人名簿ニ記載ナキモノトシ投票
 - 一 一票中二人以上ノ被選挙人ヲ記載シタルモノ
 - 一 選挙人ノ記名弱印ナキモノ
 - 一 被選挙人名簿ニ記載ナキモノヲ記載シタルモノ
 - 一 選挙人被選挙人ノ氏名ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
- 投票ノ効力ニ関シ疑義アルトキハ立会人ノ意見ヲ聞き選挙管理者之ヲ決定ス
- 前項ノ決定ニ対シ異議アルモノハ選挙ノ翌日ヨリ起算シ

七日以内ニ社長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

但シ異議申立ハ其選挙ヲ行フ権利ヲ有スル株主ニ限ル
異議ノ申立アリタル時ハ社長ハ協議員会ノ裁決ヲ受クベ
シ此裁決ニ対シテハ不服ヲ中立ツルヲ得サルモノトス

選挙ハ有効投票ノ最多数ヲ得タルモノヲ以テ当選人トス
投票ノ数相同ジトキハ年長者ヲ取り同年ナルトキハ管理
者抽籤ヲ以テ之ヲ定ム一人ニテ数選挙区ノ選挙ニ当选シ
タルトキハ其最多数ノ得票ヲ得タル区ノ当选ニ応シタル
モノト見做ス

前項ノ場合ニヨリ其区ノ当選人他区ノ当選人トナリタル
トキハ其次点者ヲ以テ当選人ト定ム

選挙人ト選挙場ノ事務ニ従事スル者ノ外選挙場ニ入ル事
ヲ得ズ

選挙ノ秩序ヲ乱シ管理者ノ命ニ従ハサルモノハ場外へ退
出セシムベシ

選挙場外ニ退出セシメラレタルモノハ最後ニ至リ投票ヲ
為スコトヲ得

但シ投票函閉鎖後ハ此限りニアラズ

選挙ニ関シ本条ニ規定ナキ事項ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ細則ハ社長ニ於テ取締役会ニ諮詢シテ之レヲ定ム
ルモノトス

会社ノ役員並ニ協議員ノ資格

第二十一条 定款上ノ取締役監査役及ビ本協定書ノ協議員
ハ株式一株以上所有スル滿二十五年以上ノ男子ヲ以テ被
選挙権ヲ有スル者トシ取締役、監査役ノ予選ヲ改選期前
ノ定時總會ニ於テナスモノトス其予選ニ当选シタルモノ
定款上ノ其資格無キ者ナル時ハ改選期前ニ其資格ヲ補足
スルコト

監督方法

第二十二条 監査役ハ定款ノ定ムル範圍ニ於テ各會議決定
事項ノ執行並ニ會計事務一般ノ諸務及ビ書記ノ事務等ヲ
嚴重ニ監督スルモノトス

本協定書ノ変更

第二十三条 本協定書ハ取締役三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ
株主協議会ニ付議シ其決議ニヨリ変更スルコトヲ得

前項株主協議会ノ決議ハ総株主ノ三分ノ一以上ニシテ資

ス 本金ノ三分一以上ニ当ル株主出席シ其過半数ノ同意ヲ要ス

ス 同年度内ノ協議員会ニ再議ニ付スルロトヲ得サルモノトス

雜 則

第二十九条 当会社決議実行方法ハ総テ協議一致的ノ者ナルヲ以テ其責任ハ取締役ノミ之ヲ担ハズシテ全般ノ株主

第二十四条 藥品製造販売其他ノ収入ヲ以テ会社ノ經費ニ

不足ヲ生スルトキハ不足額ヲ株主ヘ割当シテ徴取スルモ

ノトス此ノ割当ニ対シ相当ノ理山ナクシテ其支払期間内

ニ納入セザル者ハ取締役ハ協議員会ノ同意ヲ以テ処分ス

ル者トス

以上

第二十五条 本協定書ニ掲ゲザル事項ハ総テ商法及ビ定款

ニ依ル者トス

当会社協定書第二十条ニヨリ取締役会ノ諮詢ヲ経別冊ノ通選舉細則ヲ制定ス

第二十六条 協議会ニ議事録ヲ備置キ會議毎ニ出席員議案

決定事項等記載シ立会員ヲ選定シテ本議事録ニ証明並ニ

署名捺印セシメ之ヲ保存シ置ク者トス

選舉細則

付 則

第一条 当会社ノ株主ニシテ選舉權又ハ被選舉權ヲ有スル

第二十七条 取締役会並ニ協議員会ハ緊急ヲ要スル事項ノ

外可成的株主及び其役員ノ少数ノ時期ニ於テ決議執行セ

サル者トス

買受人讓受人相続人ニ於テ選舉權又ハ被選舉權ヲ承継スルモノトス

第二十八条 取締役ハ協議員会ニ於テ否決シタル事項ハ其

第二条 新ニ加入シタル株主ハ当会社ノ製造業ヲ以テ得意

富山藥劑株式会社

社長 安 達 敬 直

明治四十三年六月十日

家へ配置売業ヲ行ナヒタルトキヨリ選挙権又ハ被選挙権

ヲ有スルモノトス

第三条 選挙管理者ハ選挙ヲ行フ会日ヨリ二十日以前ニ選

挙権及被選挙権ヲ有スル株主名簿ヲ調製シ五日間株主ニ

縦覧セシムルモノトス

前項縦覧期日ハ当会社事務所ニ掲示スルモノトス

第四条 選挙権被選挙権ヲ有スル株主ヲ前条ノ有権者名簿

ニ漏脱又ハ誤載アルコトヲ発見シタル場合又ハ所属ノ組

ヲ変更セント欲スル場合ハ前条ノ縦覧期日内ニ選挙管理

者ニ申告シ其改正ヲ求ムルコトヲ得

但シ縦覧期日ヲ経過シタル後本条ノ申立ヲナスモ其効

ナシ

第五条 選挙管理者ハ前条ノ申告ヲ受ケタルトキハ其理由

ヲ審査シ正当ナルトキハ有権名簿ノ改正ヲナシ此旨告示

スルモノトス

前項ノ告示ハ第三条第二項ヲ適用ス

第六条 当会社協定書ニヨリ選挙権ヲ有スル株主ト雖モ第

三 三条ノ有権名簿ニ記載ナキ場合ハ選挙権ヲ行フコトヲ得

ス

但シ第一条ノ場合ハ承継人ニ於テ選挙ヲ行フモノトス

第七条 選挙人ハ選挙用紙ヲ封緘ノ上選挙会場へ自己若ク

ハ代人ノヲ持参スベシ選挙管理者ハ有権名簿ニ投票済ノ

印ヲ捺シ選挙立会人ノ面前ニ於テ投票函ニ投入スルモノ

トス

第八条 選挙人選挙用紙ヲ紛失滅失又ハ書損ヲナシ投票ヲ

行フコト能ハサル場合ハ選挙管理者ニ理由ヲ申立テ代り

選挙用紙ヲ請求スルコトヲ得

第九条 選挙管理者ハ開票ノ前ニ於テ立会人ト共ニ投票ノ

数ト有権名簿投票済印ヲ捺シタル数ト対照シテ後チ選挙

人ノ面前ニ於テ開票ス

第十条 選挙管理者ハ選挙用紙ニ調印シタル印章本人ノ印

章ニアラスト思料スル場合ハ本人ニ照会シテ其真偽ヲ定

ムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ本人ノ認知セザル印章ナルトキハ其投

票ヲ無効トス

第十一条 投票ハ一ケ年保存シ之カ選挙人ノ縦覧ヲ公フト

キハ底スベシ一ケ年ヲ経過セハ縦覧權ヲ失ス縦覧權ヲ失
タル投票ハ燒棄スルモノトス

(大田家文書・宮山市立郷土博物館蔵)

株式会社
社 師 天 方 壱 寸
堂 之 印

七五 大正元年六月 株式会社師天堂定款

株式会社師天堂定款

第一章 總 則

第一条 当会社ハ売葉營業及売葉請売營業ヲ為スヲ以テ日
的トス

第二条 当会社ハ株式会社師天堂ト称ス

第三条 当会社本店ヲ富山県富山市荒町二十六番地ニ設置
ス

第四条 当会社ノ資本總額ヲ金參万円トス

第五条 当会社ノ公告ハ本店前ニ掲示シテ之ヲ為ス

第六条 当会社ノ存立期限ハ設立ノ日ヨリ滿三十ケ年トス

但株主總會ノ決議ニ依リ之ヲ繼續スルコトヲ得

第七条 当会社ノ社印ハ左ノ如シ

第八条 本定款ニ規定ナキモノハ總テ商法ノ規定ニ從フ

第二章 株 式

第九条 当会社ノ株式ハ壹株ノ金額金五拾円トシ總株數六
百株トス

第十条 株金第一回ノ払込ハ一株ニ付金拾式五拾錢トス第
二回以後ノ払込時期及金額ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ
定ム

定ム

第十一条 株金ノ払込ヲ怠リタル株主ハ払込期日後一日ニ
付其持込ムヘキ金額百円ニ對シ日歩四錢ノ遅延利息及ヒ

遅延ノ為メニ生シタル損害ヲ償フヘシ

第十二条 株券ハ記名式トシ一株毎ニ壹通ヲ発行ス

第十三条 株式ノ売買讓渡ニ因リ名義ノ書換ヲ請求セント
スル者ハ当会社所定ノ書面ヲ差出シ当会社ノ承認ヲ受ク
ルコトヲ要ス

ルコトヲ要ス

第十四条 相続又ハ遺贈ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ其取

得ノ原因ヲ証明スヘキ書面ヲ添ヘ前条ニ準シテ名義ノ書

換ヲ請求スヘシ

第十五条 株券ヲ毀損又ハ汚穢シタルトキハ其株券ニ事由

ヲ添ヘ新株券ト交換ヲ請求スルコトヲ得

但汚染損壞ノ為メ鑑別シ難キモノハ次条ノ手續ニ拠ルヘ

シ

第十六条 株券ヲ紛失又ハ滅失シタルトキハ其事由ヲ詳記

シ当会社ニ於テ確實ト認ムル保証人二名以上ノ連署ヲ以

テ更ニ株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ請

求者ノ費用ヲ以テ当会社ハ其旨ヲ公告シ六十日ヲ経テ猶

発見セサルトキハ新株券ヲ交付ス

第十七条 株券書換手数料ハ一通ニ付第十三条第十四条ノ

場合ニハ金拾錢第十五条第十六条ノ場合ニハ式拾錢ヲ其

請求者ヨリ徴収ス

第十八条 毎年六月ノ一日ヨリ定期總會ノ終了マテ株式ノ

名義書換ヲ停止ス

第十九条 株主ハ印鑑ヲ作り之ニ氏名住所ヲ記シ当会社ニ

三 届出ツ可シ之ヲ変更シタルトキ亦同シ

第三章 株主總會

第二十条 株主總會ハ定時、臨時ノ二種トシ定時總會ハ每

年六月ニ臨時總會ハ臨時必要ノ場合ニ之ヲ招集ス

第二十一条 總會ノ議長ハ取締役之ニ任ス取締役全員差支

アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十二条 株主ノ議決権ハ一株毎ニ一個トス

第二十三条 株主カ議決権ヲ行フ為メニスル代理人ハ当會

社ノ株主ニ限ル

第二十四条 總會ノ決議ニ当リ可否同数ナルトキハ議長ノ

決スル所ニ依ル

第二十五条 株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録

ニ記載シ議長及ヒ出席取締役並ニ監査役之ニ署名又ハ記

名調印シテ会社ニ保存スヘシ

第四章 取締役及監査役

第二十六条 当会社ニハ取締役七名、監査役三名ヲ置ク

第二十七条 取締役ハ当会社ノ株式五株以上監査役ハ同二

株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十八条 取締役ノ任期ハ三ケ年トシ監査役ノ任期ハ二

ケ年トス

但シ満期ニ至リ再選スルコトヲ得

第二十九条 取締役上任ノ際監査役ニ供託スヘキ株式ハ五株トス

監査役ハ前項ノ供託ヲ受ケタル株式ハ封緘ノ上当会社ニ保管スヘシ尚ホ取締役ニ前項ノ供託ヲ受ケタル預リ証書ニ融通ヲ禁スル旨ヲ明記シ之ヲ交付スヘシ

前項ノ株式ハ取締役ヲ退任シタル場合ト雖モ其年度ニ屬スル商法第九十条ニ掲ケタル書類ヲ定時株主總會ニ提出シ承認ヲ得タル後ニアラサレハ取戻スコトヲ得ス

第三十条 取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生シタルトキハ臨時株主總會ヲ開キ補欠員ヲ選任スヘシ補欠員ハ前任者ノ任期ヲ繼承スルモノトス

但残存取締役又ハ監査役ノ数カ法定人員ヲ欠カス且ツ残存取締役ハ監査役ニ於テ義務ニ差支ナシト認ムル場合ハ

取締役及監査役會ノ協議ニヨリ次期ノ改選期迄補欠選挙ヲ行ハサルコトヲ得

第三十一条 取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ

以テ之ヲ定ム

第三十二条 他人ノ營ミツムアル売業ノ營業及請売營業ヲ当会社ニ讓受タル場合ハ取締役ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第三十三条 使用人ノ傭入解雇及ヒ行商人ノ規定並ニ職工規則其他諸給与規定ヲ始メ營業上ニ関スル細則等ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計算

第三十四条 当会社ハ毎年六月一日ヨリ翌年五月三十一日迄ヲ以テ一計算トス

第三十五条 当会社ハ配当ヲ受クヘキ株主ハ計算期末日ノ現在株主トス

第三十六条 当会社ノ損益計算ハ每期総益金ヨリ総損金ヲ控除ノ其残額ヲ利益金トス利益金ハ左ノ規定ニヨリ分配ス

- 一 準備積立金 二十分ノ一以上
- 一 賞与金 二十分ノ一以内
- 一 株主配当金 前二項ヲ控除シタル残額

但シ計算ノ都合又ハ總會ノ決議ニヨリ後期繰越金ト為ス

三 諸 会 社

コトヲ得

第三十七条 当会社ノ配当ヲ通知シタル後五ヶ年ヲ経過スルモ之ヲ請求セサルトキハ其配当金ハ会社ノ所得トス

第六章 雜 則

第三十八条 取締役監査役ノ協議ヲ以テ顧問ヲ屬託スルコトヲ得

第三十九条 顧問ハ社務全般ニ付取締役及ヒ監査役ノ相談ニ応スルモノトス

第四十条 当会社ノ負担ニ帰スヘキ創立費用ハ金百円トス

第四十一条 発起人ノ氏名住所左ノ如シ

富山県富山市梅沢町

中 井 孝 藏

富山県富山市山王町

吉 本 理八郎

富山県富山市星井町

河 上 宗 七

富山県富山市旅籠町

三 羽 鐵 藏

富山県富山市星井町

広 瀬 重五郎

富山県富山市清水町

飯 田 河次郎

富山県富山市太田口町

井 城 傳次郎

富山県富山市五番町

青 木 久 平

富山県富山市星井町

島 倉 彦 作

富山県富山市大工町

河 邊 宗一郎

(『株式会社師天堂沿革史』・内藤記念くすり博物館蔵)

七〇六 大正四年三月 株式会社茶木谷廣貫堂の発足

事 業 成 績 表

旧所在地 富山県婦負郡四方町四方二六六〇番地

現所在地 富山県婦負郡四方町四方一〇〇番地

株式会社 茶木谷廣貫堂

創立 大正四年三月廿九日

資本金 金壹万円

年次	營業方數	行商員數	売薬製造定価額
大正四年	六三	一四九	八万参千貳百四拾円
同 五年	七五	一五二	拾万七千百拾円
同 六年	七五	一五〇	拾参万六千貳百円
同 七年	七九	一五一	拾七万九千円

創立以来ノ役員

就職及退職ノ年月日	役名	氏名
大正四年三月廿九日就職	取締役社長	内田 佐五平
同年 同月 同日 同上	取締役	民谷 林次郎
同	同	濱谷 源次郎
同	同	小島 兼次郎
同	同	中島 源次郎
同	同	池田 清八郎
同	同	内田 幸次郎
同	同	榊野 晋一
同	同	内山 諒治
同	同	濱崎 元太郎

一 大正八年一月廿一日就職 一同

一 牧野 清吉

(「四方町沿革誌」)

七〇七 大正七年七月 株式会社保壽堂の発足

中新川郡滑川町売薬業高田保壽堂は資本金一万円にて經營し居りしも時世の進運に伴い内容の改善事業擴張の急を知り今回資本金二万五千円に増資し株式会社保壽堂と改称する議纏り二十五日創立總會を開き諸般の議事を原案可決し更に重役選挙の結果

取締役高田清次郎、早川久之丈、高松政次郎、松島清造、江野本秋信、碓井増太郎、監査役藤堂利八、村井由次郎、車谷享太郎、酒井庄右衛門

の諸氏当選し取締役互選の結果社長に高田清次郎、常務取締役に碓井増太郎氏当選したり

(「富山日報」大正七年七月二十七日)

七〇八 大正八〇昭和元年度 配薬株式会社の生産額

配薬株式会社 製剤定価金額

年 度 生産定価金額

大正 八年度	二二六、二二〇円
大正 九年度	三一一、二四〇
大正一〇年度	三三七、八五〇
大正一一年度	四〇四、〇一〇
大正一二年度	四三六、八一〇
大正一三年度	五〇六、一六〇
大正一四年度	四七〇、二〇四
大正一五年度	四八八、〇四〇

昭和十六年三月 第二十三期 営業報告抜記

売上金	九七、〇六七円	売 懸	九〇四円
商 品	五一、七二四円	雑収入	一一、三五四円

〔水橋町郷土史〕

七〇九 大正八年三月 諸会社資本金

本月一日現在に依り富山商業会議所の調査せる所に拠れば富山市内及び付近接続地の銀行会社は左の如く即ち銀行七行此の公称資本金総額千三百二十万円内払込額九百四十七万五千円にして之れを戦前の大正三年三月一日現在に比すれば行数に於て増減なきも公称資本金に於て六百十万円、払込額に於て四百七万五千円を増加し尚ほ近く十二銀行が新株第三回五十万円、富山銀行が同第二回三十万円の払込を終れば前記払込額は八十万円を増加して千二十七万五千円となるなり又た会社は株式四十三此の公称資本金総額九百六十五万七千円内払込額五百十六万九千九百三十円、合資十五此の出資額六万二千二百五十円全部払込済、合名七此の出資額九万千円全部払込済、株式合資一此の資本金五万円内払込額一万四千七百五十円にして合計社数六十六、資本金九百八十五万三千三百五十円内払込額五百三十三万七千三百円なるが株式会社四十三の大半以上の二十五迄即ち左表の中廣貫堂以下は欧州戦乱開始即ち大正三年七月以

VI 経 営

後の創設に係り此の資本金四百三十六万九千円内払込額百五十六万六千二百五十円にして其の悉くが時局の影響に因るものと云ふ能はざるも大部分は夫れに因る工業会社にして更に加越工業以下北陸製麵に至る十二社は昨年中に創設せられしものなり合資に在りても大正三年七月以後の創設は八此の出資額及び払込額各三万七千三百円にして只た合名に在りては僅に二出資額及び払込額亦千百円に過ぎず

△銀行の部

名称	目的	左 右	
		資 本 金	払 込 額
農工銀行業		一、六〇〇、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円
十二同		四、五〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
第四十七同		一、三〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
富山同		一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
越中同		一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
密田同		七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇

△会社の部

株 式

富山貯蓄	同	三三〇、〇〇〇円
富山日報	新聞発行及印刷業	五、五〇〇
薪炭木材	薪炭木材販賣	一〇〇、〇〇〇
米穀取引所	米穀売買	一一〇〇、〇〇〇
富山電気	電燈電力瓦斯供給	二二〇〇、〇〇〇
売薬盛質堂	売薬製造	三五〇、〇〇〇
富山薬劑	同	一七五、〇〇〇
織物模範工場	織物製造	二五〇、〇〇〇
内外薬品	薬種販売	二五〇、〇〇〇
明治図書	図書出版及売買	一〇〇、〇〇〇
富山薬業	売薬製造	一三〇、〇〇〇

三 諸 會 社

富山衛生	中越無尽	商工金融	廣貫堂	無尽公司共益	富山鉄道	電気軌道	勸業無尽	富山無尽	師天堂	八百物市場	富山魚市
汚物焼却	無尽業	貸金証券 売買	売薬製造	無尽業	鉄道業	運送業	同	無尽業	売薬製造	八百物 売買	魚類売買
一、六、 五〇〇〇〇	一、六〇〇〇〇	三、七〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	五、五〇〇〇〇	二、四六〇〇〇	二、五〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	二、八〇〇〇〇	一、七五〇〇〇	二、五〇〇〇〇
富山自動車	富山製瓶	富山食品	北陸工業	加越工業	立山水電	精壽堂	樂山堂製薬	富山タオル	中央館	富山興業	大成閣
貸自動車	硝子製瓶	食料品 製造販売	蓄電池 製造販売	鉦石採掘 加工売買	電力供給	同	売薬製造	タオル 製造	同	活動写真	浴場 旅館
八、八〇〇〇〇	一、六〇〇〇〇	一、二〇〇〇〇	二、八〇〇〇〇	二、二〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	三、七〇〇〇〇	二、八〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、一五〇〇〇	一、二五〇〇〇	一、一〇〇〇〇
											円
											円

VI 絲 營

田村酒造	海陸運輸	合資	大北産業	太陽藥品	北陸製麵	越中電化	大東電工	富山新報	中越電氣	加藤組	立山鉦業
酒造業	運送業		海産物肥料販 売及化学工業	藥品及売 薬販売	麵類製造 販売	電氣爐工業及 電解工業其他	苛性曹達晒 粉製造販売	新聞發刊	電燈電力供給 電氣化学工業	土木建築 請負	鉦業化学工業 薬品製造販売
五、五、 〇〇〇〇	五、五、 〇〇〇〇		二〇〇、 五〇〇、 〇〇〇〇	一五〇、 二二五、 〇〇〇〇	二八〇、 〇〇〇〇	一〇〇、 二二五、 〇〇〇〇	一四〇、 〇〇〇、 〇〇〇〇	三二五、 〇〇〇〇	一五〇、 二二五、 〇〇〇〇	二〇〇、 五〇〇、 〇〇〇〇	二〇〇、 五〇〇、 〇〇〇〇 円
中市屋商店	共同精米	田中電氣	電氣工業	米山呉服店	旭清飲	中川商店	見田工務所	大澤商店	熊本商店	富山運送	高島商会
小間物卸	精米業	電氣機械器具 販賣修繕其他	電氣機械器 具製作販賣	呉服太物	ラムネ 製造	小間 売物	土木建築 設計請負	襪 売	麻玉糸 売	運送業	紙及印刷
二、二、 〇〇〇〇	二、二、 五五〇〇	一〇〇、 〇〇〇〇	二二二、 〇〇〇〇	八八〇、 〇〇〇〇	三三〇、 〇〇〇〇	二二二、 〇〇〇〇	二二二、 〇〇〇〇	一、一、 一五五〇	八八〇、 〇〇〇〇	五、五、 〇〇〇〇	五、五、 〇〇〇〇 円

酸素銻接所 接金属断 五、五〇〇〇円

合名

志満屋商会 砂糖麦粉 三〇〇〇

富山製本 製本 二、二〇〇

山一 清涼簾 三、三〇〇

牧野商店 呉服太物 五、五〇〇

長谷川正眞堂 売薬営業 五、五〇〇

渡邊商会 米穀輸出 六、六〇〇

内外簾 簾製造 五、五〇〇

株式合資

北陸砂糖商会 砂糖麦粉 一五〇、〇〇〇

尚ほ既設会社中正式に解散の手続を為し居らざるも実体の

現存せざるものあるを以て此等は本表より省くこととせり

七〇 大正八年 売薬懸場福島県決算帳

(表紙) 大正八年

押田亀次郎

福島県田村郡小塩江村大字上江持

第壹号帳

一 四十銭 西間木喜蔵

一 七十二銭 薄井熊太郎

一 岩門五十銭 薄井寅次郎

一 四十九銭 薄井吉三郎

一 三円 渡辺金太郎

一 四十銭 柳沢傳之丞

一 五十銭 斎藤佐吉

一 五十銭 斎藤源平

一 九十七銭 薄井豊次

一 壹円十四銭 柳沢留吉

(「富山商業月報」大正八年三月十五日)

管

一 壹円十五銭

柳沢伊三郎

一 六十四銭

石井熊五郎

一 十四銭

柳沢マサ

一 六十四銭五厘

山本総四郎

VI 經

一 六十六銭

橋本駒吉

一 六十二銭

佐藤秀信

一 四十銭

安藤忠藏

一 壹円二十銭

櫻村初太郎

一 三十銭

吉田丈吉

一 壹円二十八銭

米木新一郎

一 十六銭

吉田文七

一 壹円

椎野忠次郎

一 二円七十銭

安藤久次郎

一 五十二銭

五十嵐孫藏

一 二円十六銭

安藤今藏

一 壹円十銭

土田鉄吉

一 二円一銭

佐藤金藏

一 壹円二銭

石井龜松

一 壹円

手代木安藏

一 貳円十一銭

水野周次郎

一 壹円五十一銭

松尾留三郎

一 壹円五十銭

五十嵐龜三郎

一 二十三銭

柳沢重吉

一 二円二十五銭

三瓶健次

一 壹円

熊田啓太郎

一 四拾壹円九十七銭

四十戸

一 九十六銭

荷見国藏

一 七十四銭

石井忠之丞

一 貳円八十四銭

櫻村順吉

一 九十一銭

櫻村重唯

一 四十七銭

山田寅藏

一 七十九銭

柳沼鶴次

一 四十一銭

本田友吉

一 七十銭

西間木林作

一 三十七銭

杉尾今吉

山中

三 諸 会 社

大 字 名	戸 数	取 立 高
上 江 持	四二	四三六二五厘
山 中 川	三三	二七四八五
小 山 周	二一	一六八三
守 山 周	三	七二三
正 真 懸	一一	一三五六
御 代 田	一一	九四〇
徳 定 屋	一三	一二九一
金 屋 寺	一四	七四二
大 善 行	一八	二九六二
下 合 寺	一一	一〇一一
大 手 合	九	六七〇
安 奈 手	二二	一三七五
金 沢 作	二七	二九九九
岩 作	一一	一三一四
	二四〇	二四一七六

第一号帳

(後略)

- 一 六十二錢 坂本寅蔵
- 一 四十八錢 柳沼今朝次
- 一 二円 柳沼倉市
- 一 一円一錢 柳沼藤一郎

高	大 字 名	戸 数	取 立 高
二四	高 田 呂 初 芦 野 中 川 谷 蒲 荒 下 細	二四	一七五六錢
	母 蒲 山 津 田		
	谷 口 沢 口 沢 橋 川 曲 川 倉 井 枝 田		
	最高取立金 三円	平均 一円六錢	
	二三五	二四九〇三	
	四三	三四二一四厘	
	一五	一八〇六	
	九	一一三五	
	一八	二〇九〇	
	六	四五七	
	九	一七〇四	
	〇	九九一	
	二五	一八一九	
	二四	一七六二	
	三二	二三六四	
	六	三四四〇	
	二二	二一〇八	
	一七	一八〇六錢	

第二号帳

最高取立金 三円 一戸平均 一円

大字名	戸数	取立高
小原 田 川	一九	二二一六錢
仁井 田	一一八	一一二三八
須賀 川	一〇〇	六四九三
最高取立高	二六一	二二八〇三
平均	八三錢五厘	

第四号帳

大字名	戸数	取立高
記入なし	八六	九二三四錢
同	八四	八四七三
最高取立高	一七〇	一七七〇七
平均	一円四錢	

第五号帳

大字名	戸数	取立高
記入なし	八五	七八四二錢
最高取立高	一円九二錢三厘	

(富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管)

七二 大正十年一月 売薬会社の状況

最近県下に於ける売薬会社及薬品製造販売会社の資本金及
 払込み額を調査せる処に拠れば左の如し

(△は合資又は合名会社)

◎富山市

店名	資本金	払込額	全額
廣貫堂	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
師天堂	三〇、〇〇〇	八、七〇〇	
富山薬剂	一五、〇〇〇	七、四六〇	
精壽堂	三〇、〇〇〇	一二、五〇〇	
盛貫堂	五、〇〇〇	三、七五〇	
富山薬業	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	
楽山堂	八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
長谷川眞正堂	△五、〇〇〇		全額
◎中新川郡			
保壽堂(滑川)	七五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
保壽堂(同)	△一、五〇〇		全額

三 諸 会 社

北陸売薬(弓庄)	△三、三〇〇	同上	日本薬劑	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
富山売薬(上市)	一〇、〇〇〇	二、五〇〇	◎射水郡		
日ノ本売薬(滑川)	七、五〇〇	一、八七五	北越興業(新湊)	五、〇〇〇	一、二五〇
富國堂(上市)	一〇、〇〇〇	三、五〇〇	右の如く資本金に対し全額払ひ込みのもの稀にして各会社		
越中売薬(同)	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	事業の内容を想像するに難からず以上二十七会社中現に調		
中新薬業	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	劑統一の方針に基き経営しつゝあるは四方及滑川各方面の		
保壽堂(高月)	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一部に過ぎざる状態に在り然れば昨今漸く實際的に解決の		
仁濟堂(中加積)	二〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	促進を期せんとさるゝに至りし調劑統一の実施の如き各其		
越中薬業(上市)	五〇、〇〇〇	二二、五〇〇	地方関係会社の併合と共に従来の方針を改め以て事業資金		
配劑(東水橋)	二五、〇〇〇	二二、五〇〇	の増資を計り健全なる發展を遂ぐるの計画を立てるを急務		
保壽堂(西水橋)	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	とす尚薬品製造販売会社の資金關係を挙ぐれば左の如し		
◎婦負郡			資本金		払込額
富山売薬(四方)	一〇、〇〇〇	七、五〇〇	内外薬品	二〇〇、〇〇〇	八七、九〇〇
茶木谷廣貫堂(同)	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	丹波商会	△一、〇〇〇	全額
◎上新川郡			富山製劑工業	一五、〇〇〇	同上
岩瀬売薬	二、〇〇〇	全額	北陸化学工業	三〇、〇〇〇	一四、〇〇〇
◎高岡市			立山鋳業	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
高岡薬劑	三、〇〇〇	二、九五一	大東電工	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

太陽薬品 五〇〇、〇〇〇 三五〇、〇〇〇

佐々木商店 △一、一五〇 一、一五〇

高岡理化学工業 二〇〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇

右各会社の中工業製菓の重なるものは立山鋳業株式会社は未だ事業の進捗を見ず大東電工の苛性曹達高岡理化学工業の塩酸加里の製出に至りては何れも財界変動の影響に因り特記するに足らず

〔富山日報〕大正十年一月十六日

七三 大正十年五月 株式会社日本精薬院設立

△日本精薬院 富山市の輸出売薬家藤井諭三氏等が従来個々に輸出売薬を営業し来れるを先般合併して市内南田町十番地に資本金三十万円の株式会社日本精薬院を設立せるが其の目的は薬種の輸出、輸出売薬及び化学用品、化粧品、医療器械、繻帯材料並に雑貨の購入製造販売の外物品の委託販売、官衙用達並に代理業にして重役は左の如く社長には藤井氏互選されたり

△取締役 藤井諭三、笹倉直次郎、島康親、島與三次郎、大塚彦次郎

大塚彦次郎

△監査役 笹倉長造

〔富山商業月報〕大正十年五月十五日

七三 大正十二年十二月 合名会社寺田青陽堂薬房

支店設立

△青陽堂薬房 富山市中町の寺田薬舗は旧臘其の経営を会社組織に改め合名会社寺田青陽堂薬房支店を設立したが其の目的は従来通り売薬及び和漢洋薬品、工業薬品、医療器械、繻帯材料並に化粧品の販売で出資総額は二万五千円である

〔富山商業月報〕大正十三年一月十五日

七四 昭和六年度 滑川町売薬業の状況

○生産額及營業者説

營業者數

製造するもの 一二九人
 製造せざるもの 一〇一人
 計 二三〇人
 免許方數
 製造するもの 一、四八一
 製造せざるもの 九四一人
 計 二、四二二人

生産價格 二、四二四、七六六円
 生産個數 一三、六二二、二八〇円

○行商者年令調

二〇才迄	三〇才迄	三〇才迄	三〇才迄	三〇才迄	三〇才迄	三〇才迄	以上	計
三三人	六八人	四八人	一八五人	三三人	三三人	三三人	一、七五人	

○販 路

滑川町売薬の販路は日本全土及び支那、満洲であつて
 其の中で最もよく売れる方面を記せば、

- 1 新潟県
- 2 長野県
- 3 埼玉県
- 4 福島県
- 5 北海道
- 6 群馬県
- 7 茨城県
- 8 栃木県
- 9 山形県
- 10 千葉県

11 東京都

○行商人の方向調（主なる県について）

- 1 東京・埼玉 三八五人
- 2 新潟県 三四一人
- 3 北海道 二四七人
- 4 長野 二四〇人
- 5 福島 二二六人
- 6 茨城 二一八人
- 7 群馬 一九八人
- 8 栃木 一八五人
- 9 山形 一七一人
- 10 静岡 一三〇人
- 11 富山 一二六人

○製薬会社（旧滑川町所在）昭和八年現在

会 社 名	所在地	創業年月	資本金
中新薬業株式会社	中 町	大正七年八月	二〇〇,〇〇〇円
保寿堂製薬株式会社	四間町	大正七年六月	三〇〇,〇〇〇円
日ノ本売薬株式会社	下小泉町	大正三年三月	五〇,〇〇〇円
株式会社 保寿堂	高月町	大正七年八月	五〇,〇〇〇円
東洋製薬株式会社	田中町	大正九年十一月	三〇,〇〇〇円
保寿堂薬業株式会社	大 町	大正十三年七月	三〇,〇〇〇円

（滑川市誌資料）

七五 昭和十三年五月 越中薬業株式会社の富山売

薬株式会社合併

中新川郡上市町越中薬業株式会社（社長荒木甚助氏）富山売薬株式会社（社長齋藤昇氏）の両社は共に逐年社業の伸張発展を見つゝあるが時代に即応して一層業界に進出せんがために夙に其合併問題が提唱されつゝあつた所其機運が熟し去月上旬より両社の重役が相寄り其方法等につき熟議を遂げた結果、越中薬業株式会社は金一万八千円を以て富山売薬株式会社を買収し其付属帳主へは金三千円を増与することとし同社の業務一切を継承すると共に同社を解散し株主の希望者へは越中薬業株式会社株式の一部を譲渡することとして議一決し去る一日午後二時より之れが臨時株主總會を両者に於て開会し何れも原案に決定終了したが之れにて越中薬業株式会社は更に陣容を一新して一段と業界に活躍するものと見られてゐる

富山売薬株式会社は前社長齋藤正金氏の創立にかゝり爾来同氏は三十年の長きに亘り物質的に多大の犠牲をばら

ひ以て社業に尽瘁せる結果今日の隆盛を見たものである

（「富山日報」昭和十三年五月四日）

七六 昭和十三年十一月 富山薬剂会社懸場帳の名

義変更請求

完薬懸場帳主台帳所有権ニ付名義切換請求書

富山市清水町五拾八番地

前所有者 大田 ウタ

相続人 大田 ヒロ

右前所有者大田ウタ明治四拾五年三月参日死去ニ付下名家督相続候ニ付左記ノ物件ニ関スル名義切換被下成度保証人連署此段及請求候也

富山市清水町五拾八番地

大田 ヒロ

富山県上新川郡堀川町今泉六

保証人 関野 清助 印

富山市蛸町

関野光貞印

富山薬剂株式会社

社長 安達敬直殿

左記物件表示

売薬懸場先

岐阜県大垣市、揖斐郡、安八郡、不破郡、養老郡、
海津郡各郡

(欄外付記事項)

「外ニ株式会社名義書換請求書共同日提出ス

昭和拾三年十一月二十二日提出写し

本人ヨリ書換委任状、戸籍抄本及謄本 ウタよりヒ

口、現戸主迄三通右同日提出ス」

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

社 七七 昭和十五年十二月 富山県売薬統制株式会社

の設立発起人

三 諸 会 三 三百年の伝統を誇る富山県売薬も県一社、一戸一袋の大方

針をもつて経済新体制に即応し戦時下職域奉公に邁進を誓つた愈々既定方針通り一県一社の富山県売薬統制株式会社を設立することに決定、二十八日午前九時から県売本部に荒木組長、金尾義信、広瀬重造、吉本理八郎、金岡忠治の最高幹部諸氏が参集し設立発起人の詮衡を行ひ左記九十四名を選定し明春一月四日午後二時から事務所設立発起人会を開くことになつた、同会社の資本金は三百万円である(発起人氏名左の如し)

△富山支部(二十五名)

金尾義信、水上嘉平、故木金次郎、藤川圭三、吉本理八郎、金岡忠治、北川東二、長谷川儀作、岡田義秀、堀彦次郎、田邊清三、鹽井幸次郎、島伊兵衛、廣田竹太郎、東福作太郎、北川政次郎、若杉重五郎、坂井儀雄、芝川正則、笹山順蔵、田中清衡、戸田秀朝、村井平義、松浦銀次郎、廣瀬重造

△滑川支部(八名)

宮崎乙雄、中林徳増、村井由次郎、齋藤清兵衛、橋本一井、車谷定次郎、金子宗作、久保角次郎

〔營〕

△上市支部（三名）

荒木基助、澤井金次、池田嘉吉

△水橋支部（四名）

石黒七三、曾我與助、市田又左衛門、横山藤吉

△中加積支部（二名）

伊藤三郎平、土肥良雄

△岩瀬支部（二名）

日出島久造、飯倉平兵衛

△四方支部（三名）

内田幸次郎、内田佐孝、森善三

△小杉支部（三名）

西田彌八郎、堀田定次郎、金森哲治

△高岡支部（二名）

高畑貴一、朝山小三郎

△中田支部（二名）

今村政雄、鶴居孫之助

VI 経

七六 昭和十六年一月 富山県売薬統制株式会社発

起人会

富山県売薬統制株式会社の第一回設立発起人会は四日午後二時から昭和会館会議室で開催

荒木組合長、宮崎副組長、金尾、吉本、廣瀬の組合側幹部、県庁から平田衛生課長、本庶技師外発起人五十余名出席

荒木組長開会の挨拶に於て作成した富山県売薬統制株式会社定款案を提示し慎重協議を重ねることとし会社設立の促進を図る為最高幹部数名と各支部長（十名）をもつて暫定的小委員の振り当等を協議することになり最後に発起人代表の詮衡に入り午後四時散会した

なほ発起人代表は互選の結果組長荒木甚助氏に決定した

〔北日本新聞〕昭和十六年一月五日

〔北日本新聞〕昭和十五年十二月二十九日

七九 昭和十六年七月 国民製薬株式会社発起人会

県では売薬業者を全県一社に統合する前提案として漸進主義で臨む事になり、県下の中小売薬会社を数社に合同する要綱案を明示、これに添つて合同を促進する事に決定したので日今県下の中、小売薬会社の間種々合同の折衝を続けてゐる、がこれに呼応して富山市山王町精壽堂（資本金一万円）では、これに即応すべく同堂が中心となり有力な個人営業者を包含して、国民製薬株式会社（仮称）に資本金十九万五千円を新設すべく、這般準備を進めてゐた所今回県下のトップを切つて合同に成功、来る二十五日午後一時から富山市南田町西養寺で第一回発起人会を開く運びになつた

三 諸 会 社

出資者は有力個人営業者約四十名のほか精壽堂関係者約二百五十名で、新設会社設立と同時に現在の精壽堂を解散、同堂を新設会社で買取するものであるが県下のトップを切るだけに面目にかけても他の垂範になるやうな会社を設立しようと意気込み既に薬剤師も元本県衛生技師

館村五三郎氏を主任薬剤師として五、六名の薬剤師を置くことに決定してゐる

なほ発起人は次の如くである

三井清平、長森繁、東福作太郎、東福佐平、大田清孝、村井平蔵、常田政信、久保彌之助、江川喜一郎、久郷良太郎、定塚與三次郎、廣田竹太郎、加村正三、窪田直次郎、精壽堂

（北日本新聞「昭和十六年七月二十日」）

七〇 昭和十六年七月 師天堂等十三社の合同申合せ

売薬の企業合同に関し二十九日午後一時から富山市荒町の師天堂において法人有志の懇談会を開き、左記十三社の代表者二十一名が出席、統合問題につき意見の交換を重ねた結果、国策に順応し大合同を行ふことに申合せ仮調印をしたが、近く第二次会を開き具体的方法につき協議する、然して売薬法人会社十三社の大合同は資本金約六十五万円

で尚この外に滑川町三社も合流の空気が伝へられるのでこれが実現せば法人会社のみで資本金が八十五万円となり外に個人営業者をも加入せしめ資本金百万円の理想会社たらしめんと意気込んでゐる

合同を中合せた十三社

師天堂（富山）、波多野永生堂（同）、茶木谷廣貫堂（四方）、富山売薬（同）、厚生師天堂（小杉）、越中売薬（射水片口）、越中薬業（上市）、富國堂（同）、北陸売薬（同）、配薬株式会社（水橋）、博愛堂（同）、保命堂（同）、仁濟堂（中加積）

（北日本新聞「昭和十六年七月二十九日」）

七三 昭和十六年八月 売薬会社の統合企画

富山売薬の企業合同は県の統制処型要綱を中心として法人会社が主体となり経済事情を同じうするもの若くはブロック別に統合問題が進められ県は県下の法人、個人営業者を合せ十三社以内に統合されるやう期待してゐるが現在の状

勢では

一 富山市ではブロック別統合といふよりむしろ業態を同じうする法人会社の合同問題が相当進展してゐる

一 大会社たる廣貫堂は独立的立場で個人営業者の合流を進めてをり第二位の師天堂では所謂上市、中加積、水橋、四方、小杉の各法人会社と波多野永生堂等を合せた十三社合同案を進めてゐるがまだ確然たるところまで話が進んでゐないやうである

一 合同が具体化した方では精壽堂（山王町）を解散し同社を中心とし有力個人営業者を集め資本金十九万五千元の国民製薬会社（仮称）を設立することに決定したのを筆頭とし富山薬劑（総曲輪）と盛貫堂（古鍛冶町）の合同、富製業（山王町）と富山薬業（星井町）の合同は殆んど決定的にまで進展し富山薬劑と盛貫堂は更に太陽薬品（砂町）の合流をも交渉してゐる

一 この外に薬種卸商たる金岡、中田、松井各薬店を中心とする第一売薬の設立も決定してゐる

以上が目下富山支部を中心とした動きであるが県としては

可及的資本金を十九万五千円程度まで合同するやう期待してゐるやうであり今後の成行を注目されてゐる、また郡部関係では

一 滑川方面では保壽堂製薬、高月保壽堂、東洋製薬、日ノ本売薬の四会社の合同説の外に久保角次郎、金子宗作の諸氏を中心とする個人営業者の共同製剤所設置案が進められてゐる

一 東岩瀬支部ではブロック的統制統合が進められ岩瀬売薬、日本製薬両社を合体し個人営業者を包含する案が相当進捗してゐる

一 高岡方面では高岡薬劑と大門、能町の三社が大岡団結して一社を結成することも確定的であり中田町地方では中田製薬を中心として両傍波の個人営業者を包含するブロック別統合がある程度進展してゐるが最も業界の理想案とみられる師天堂を中心とする十三社の大合同問題の成行は業界から多大の関心が注がれてゐる

(北日本新聞「昭和十六年八月六日」)

七三 昭和十六年九月 富山薬劑株式会社の統合

富山薬劑株式会社では先般米富山市砂町太陽薬品並に富山市稲荷町石瀬傳四郎氏の経営する総盛堂を合併吸収すべく交渉を進めてゐたが、今回両社とも富山薬劑に合併することに正式調印を見た

(北日本新聞「昭和十六年九月二日」)

七三 昭和十六年九月 県下売薬会社の統合進行状

況

本県の売薬界は売薬原材料の需給調製、製劑の改善統一並に企業経営の合理化を図るため県の売薬統制処理要綱に基づき法人、個人を問はず九月中旬に県下の配置売薬は十五社以内に統合することに去る七月県の諮問に統制委員会が答申して以来各法人会社及び個人営業者が夫々の立場において統合の交渉を進めて来たが大体順調に進み現在では統合決定したものは左記九社目下交渉中のものが四社で九月中旬

全部の統合は困難としても今後も県を中心として折衝が進められ本県売薬も新経済時代に即応し相揃つて新発足する日も近いものと期待されてゐる、統合決定した九社を上げれば先づ富山市では

△廣貫堂（単独で個人営業者を統合）

△国民製薬株式会社、精壽堂を解散し個人営業者を吸収し

資本金十九万五千円の法人を設立する

△師天堂、富製薬、富山薬業、波多野永生堂の四法人を中

心として個人経営を統合

△富山薬劑を中心として盛貫堂、太陽薬品、大盛堂、総盛

堂および個人営業を統合

△売薬御商をもつて組織せんとする第一売薬株式会社

以上五社が略確定してゐる、滑川町では

△保壽堂製薬、東洋製薬、日ノ本売薬および保壽堂の四法

人が第一統合売薬株式会社を設立

呉山以西では

△高尚薬劑、朝日製薬（能町）大貫堂（大門）越中製薬（片

口）の四法人および個人営業の統合

△中田製薬株式会社が仁盛堂（般若）および岡筋波の個人
経営者を統合

最も大きい合同として注目されてゐるのは

△水橋、上市、四方、小杉、東岩瀬町等の法人十一社を統

合する富山県統制製薬株式会社で、同社は資本金五十万

円に達するものとみられ、水橋配薬社、同保命堂、同博

愛堂（三社）中新中加積仁濟堂、上市町越中売薬、富国

薬業、同弓庄北陸売薬（四社）

〔北日本新聞〕昭和十六年九月二十日

七四 昭和十六年九月 興亜製薬株式会社発起人会

県の売薬統合要綱に基き富山市内の有力個人営業業者約五十名を以て資本金十萬円の「興亜製薬株式会社」を創立することになり二十日午後一時から県売薬同業組合富山支部で発起人会を開き

△発起人 堀田茂一、熊田安平、駒宮比三郎、土地信一

光製薬株式会社、土地清廣

の六氏出席、協議した結果正式設立することに決定し県に認可申請の手続きを執ることになったが、認可あり次第創立総会を開く筈である

〔北日本新聞〕昭和十六年九月二十二日

七三 昭和十六年九月 第一売薬株式会社創立総会

県下多くの売薬統合会社誕生のトップを切つて第一売薬株式会社創立総会は二十八日午後二時より富山薬品統制会社樓上において開催したが、出席株主株数は三千百十株委任状株数は七百七十株、合計三千八百八十株（欠席一名）で金岡又左衛門氏座長席に就き創立事項報告、定款承認検査役の調査報告あり、続いて左記の諸氏が取締役および監査役に選任、顧問推薦の件も満場一致で可決した

社 会 諸

△社長金岡又左衛門△常務取締役笹山梅治△取締役松井伊兵衛、笹山順蔵、島朝十△監査役福森亀太郎△顧問本庶英敏、中田清兵衛

三 なほ同社は県下の卸売業者をもつて組織したもので行商

人約三千人も有してゐる内容堅実なる新会社であるが、前途多事多端な売薬界に棹さすために将来一貫作業で行ふ目的をもつて原料薬品化成株式会社を姉妹会社として創設の企画を包蔵してゐるものゝやうである

〔北日本新聞〕昭和十六年九月三十日

七六 昭和十六年十月 大同製薬株式会社発足

高岡区域の売薬統合問題は高岡薬劑、大門大貫堂、能町朝日製薬の三会社を中心に業者が折衝の結果去る二日発起人会で資本金十九万五千元（一株五十円、払込十二円五十二銭、三千九百株）を以て大同製薬株式会社を創立することになり本月末に創立総会を開くことになった

本店は高岡市新横町高岡薬劑会社に置いて大貫堂並に朝日製薬を分工場とする外取締役会の決議によつてその他の分工場には配給所増設する筈である、なほ発起人は次の通り

小宮末三、吉田清作、田中忠二、安川信次郎、尾間忠二

郎、米谷米三、紺谷正一、浦春成、佐伯重吉郎、金清一郎、山崎和作、川崎傳右衛門、高畑貴一、明石滋吉、飯倉令二、岡本清右衛門、座外次郎、金正一

〔北日本新聞〕昭和十六年十月七日

七七 昭和十六年十月 富山合同製薬株式会社発足

富山師天堂、富山薬業、富製業、波多野永生堂の四社を解散し個人営業者を加へての富山合同製薬株式会社創立總會は十二月八日午後二時から富山電気ビル五階ホールで開催、発起人代表廣瀬重造氏議長席につき

資本金十九万五千円（一株五十円中払込二十円）外付議

案件

を満場一致可決の上取締役並に監査役選挙を行ひ左の如く
当選、売薬報國に邁進を誓ひ午後五時閉会した

△取締役 廣瀬重造、時澤元國、福島彌四郎、中島吉助、鎌井竹松、野村宗久、村井平二、澤田久吉、平澤貞雄、杉村義松、戸田秀明、佐地隆利、平井鎌三、野村幸一

△監査役 林良一、田邊精三、日水清平、村杉一郎、鍋島文雄、稲垣清五郎、牧出清一

〔北日本新聞〕昭和十六年十月十日

七八 昭和十六年十月 興亜製薬株式会社発足

富山売薬の統制は業種別、ブロック別に着々進んでゐるが卸売、請売等を主体とする業者は今度富山市蛸町に本店及び工場を置き中新川郡水橋町に支店他の必要な個所出張所を置く興亜製薬株式会社を新に設立することに決定した

資本金は十万円（一株五十円二千株、第一回払込金十二円五十銭とし持株は生産額の割合に基いて定めるが差当り発企人で半数受持ち他は業者より募集）とし、事業は一般売薬部外品、新薬、新製剤、医療器衛生材料の製造及販売、売薬の請売等多角的に行ひ製造方法は原則として本店で製造の上包装をするが、資材の關係上一部は原料製造の上包装のみ当分営業者においてさせることも有り得ることとし分配方法は製品は工業組合の実績に基き

按分々配し、原料は全部工組から購入するが営業者の整理した以外の手持薬品は会社へ譲受け不足分は各薬種店より購入し進んでは薬草の栽培その他の方法により原料の獲得につとめ、処方は厚生省認定のものに統制し、方名は任意とする器具機械は三公社、各営業者の従来使用してきたものを蒐集し漸次充実するものである

なほ出資株式は既に満株となつてゐるが業者の参加を歓迎してゐる主なる発起人および参加者は次の如くである

堀口茂一、株式会社昭和製薬所（常務駒宮庄三郎）光製薬株式会社、下間衛合名会社代表竹中祐博、亀田安平、内田金太郎、土地信一、土地清廣、蛭谷清、佐々木平八郎、竹山松之助、押田藤右衛門、押田康哉、押田康平、松本省三、太田浅次郎、藤井昌一、飯倉安次郎、北川清一、野澤政太郎、高野政次郎、上井彬嗣、館井文造、豊田安之助、見佐田ヤス、永盛松次郎、久郷禧昌、瀬川米三郎、川上栄次郎、森政太郎、室井小平、石黒善蔵

（北日本新聞「昭和十六年十月十七日」）

七元 昭和十六年十月 報国製薬株式会社発足

本県の売薬統合の声に応へて東破波郡中田町地域製薬業者中田製薬会社と株式会社仁盛堂外個人業者百五十名が一丸となつて報国製薬株式会社を設立することになり二十日午前十時から中田町善光寺において創立総会を開催、県から平山衛生課長、本庶技師と荒木同業組合長、北野事務長、井口工業組合理事等出席の上議事

△創立に関する事項報告△定款承認の件△取締役、監査役選任の件△取締役、監査役調査報告の件△取締役及監査役の報酬総額決定の件

を満場一致議決し統合新会社の設立を見た、同地域統合の実現まで業者個々の立場から意見を纏めるに容易でなかつたが山下善吉、今村政雄の両氏が献身的に時局を説き幹旋につとめた熱意に対して業者が感激し一切の私情を捨て、大同についたもので新会社は総会の翌二十一日直に登記手続きをとり二十二日から中田町旧中田製薬会社を本社に般若、野村、滝新および福野町野尻に分工場を置いて営業を

開始することになったが資本金は十九万五千円、一株五十円、第一回払込は十二万五千銭、なほ總會において決定した役員はつぎの如くである

△代表取締役今村政雄△取締役今村徳太郎、山下善吉、石川宗太郎、今村佐七、林外史、林昇三、野村一郎、鶴居孫之丞、太田松兵衛△監査役中島次朗、川岸庄、中島龍藏

(「北日本新聞」昭和十六年十月二十二日)

三七〇 昭和十六年十一月 富山県製薬株式会社発足

中新川郡滑川町保壽堂製薬株式会社、日ノ本売薬株式会社、東洋製薬株式会社、株式会社保壽堂の四売薬会社は過般來國策指示による統合準備中であつたところ二日午後二時から滑川町、滑川会館で

平山県衛生課長、南部主事、荒木県売薬同業組合長、桜井富山薬専囑託、井口県売薬工品理事長、寺崎滑川署長、竹中商報会長

等ほか株主多数出席、宮崎創立発企人代表の挨拶に創立経過にあはせて同社の運営方針を説明並に仮称の富山県売薬第一統合株式会社を富山県製薬株式会社と変更する各定款逐次可決の上役員を指名して創立總會を了し、平山県衛生課長、荒木県売薬同業組合長、桜井製劑囑託、井口組合長の米賣激励祝辞あつて六時から清水花壇で創立披露会があつて多難な業界から一步前進、売薬報國につとめ

△常締役 宮崎乙雄、太田庄左衛門、齋藤清兵衛、村井山次郎、久保正雄、碓井嘉平次、中林徳増、川尻金童、福田榮七、生駒與平、高橋明信、橋本一井

△監査役 島川茂治、網谷照一郎、上田新作、清水繁次郎、黒崎正直

因みに常務取締役及び社長は近く開かれる取締役会で宮崎乙雄氏が選任される模様である

(「北日本新聞」昭和十六年十一月四日)

七三 昭和十六年十一月 第一薬品化成株式会社発

足

第一薬品化成株式会社創立総会は十一月三十日午後二時富山県薬品統制株式会社楼にて開催、出席株数二千七百五十株、委任状十一名、株数九百株、合計三千六百五十株（全株数三千九百株）にして金岡創立委員長長席に着き本県薬業の生成発展に就き当社企業計画を説明して定款承認、役員選任の件をはかり満場異議無く可決、左の如く役員決定した

△取締役社長金岡又左衛門△取締役松井伊兵衛△取締役中田勇吉△取締役島朝十△取締役松井長兵衛△取締役笹山梅治△監査役笹山順蔵、井上東策、高桑直助
因に常務は追て決定することとし当分、松井長兵衛、笹山梅治、島朝十の三氏は常勤に当ることとなつた

〔北日本新聞〕昭和十六年十二月二日

七三 昭和十六年十一月 売薬会社、十三社に統合

矢野前知事時代、一県一社主義をもつて整理統合すべく業界で準備委員会まで結成、その緒につきかけてゐた県売薬の整理統合問題が現知事の整理漸進による、急激のしかも一把一括げの整理統合を避ける方針をとつてプロク的に目標を十五社に整理方針を決定したため先の準備委員会を解散、再出発の形をとつて県の新方針に準拠、整理統合を進めつゝあつたが十一月末をもつて結局十三社に整理を完了、県もこれに異議なく諒解したので目下それぞれ法的手続を進めており、業界も曇り後晴れの頗る朗爽たる気分となつてゐる、合同新社は次の通り

- 一 富山市七社 廣貫堂（法人一、個人一〇二名）富山県統制製薬会社（法人一一）第一売薬会社（個人一四名主として卸業者）国民製薬会社（法人一、個人四七名）富山合同製薬会社（法人四、個人七〇名）興亜製薬会社（法人二、個人三六名）富山薬劑会社（法人四、個人三九名）

- 一 水橋三社 保壽堂製薬会社（法人一、個人七一一名）
- 一 滑川三社 富山県売薬第一統合会社（法人四）第一東牛化学会社（個人二七名）中新売薬会社（法人一、個人七一一名）

- 一 高岡市一社 大同製薬会社（法人四、個人一〇名）
 - 一 東砺波一社 報國売薬会社（法人二、個人六一一名）
- 〔北日本新聞「昭和十六年十二月五日」〕

七三 昭和十六年十二月 富山統制売薬株式会社の創設決定

県売薬は大部の法人、個人の整理統合によつて十三社の新社の創設を見るに至つたが、さらに残余の

- 高岡売薬、北陸売薬、富山売薬、仁濟堂、更生師天堂、岩瀬売薬、博愛堂、越中売薬、茶木谷廣貫堂、保命堂製薬、富山配薬会社、昭和医薬研究所

等の十二法人、個人によつて資本金百万円の富山統制売薬株式会社を創設、十日県を通じ商工省へ設立認可を申請し

た、しかして加入法人、個人の所有財産評価価格は約七十三万円で新社は百万円の資本金をもつて右所有財産を評価価格通りで買収、残余を運転資金にあてることになつてゐる

〔北日本新聞「昭和十六年十二月十一日」〕

七四 昭和十七年七月 配置売薬共同販売の特殊性

売薬の配給機構に関し厚生省は売薬製品の共同購入と共同販売を行ふよう指示してゐるが本県の配置売薬は各個人々々において売薬の配置をなしてゐる関係上売薬製品の共同購入は差支へないが、共同販売を行ふことは懸場帳の価格におよぼす影響甚大なるものがあるので先般来荒木組長金尾廣貫堂常務、廣瀬副組長、井口専務理事、水上、岩城の諸氏が上京、厚生省と折衝を重ねて来たが県当局の努力により配置売薬は共同販売せざることに決定し売薬懸場帳の權益が確保されることになつた

〔北日本新聞「昭和十七年七月二日」〕

七三 昭和十七年八月 統合十四社懇談会

本県では厚生省の方針に基き三十の法人会社と一千七百名の売薬従業員を打つて一九とし十四社の下に再出発したが、今回更に整備統合を見るのでないかといはれてゐたが政府では本県の特異性に鑑み大体現在の十四社案で行くことになつたので来る九月二日午前十時より県庁参事会室で十四社代表と県売薬工業組合理事並に幹部および移出並に移出売薬本舗代表二十五名の出席を求め県より田中警察部長、平田衛生課長、本庄衛生技師等が集り現状のまゝ邁進する各種の対策について懇談をとげることになつた

(「北日本新聞」昭和十七年八月二十五日)

七六 昭和十七年十月 売薬統制会社の一県一社案

三 諸 会 社

企業統制令にもとづき県下の売薬は十四班に統合、新しくスタートしたが戦時下医薬品の供給に万全を期し国民保健を貫徹するには更に飛躍して一県一社案を実現すべきは

刻下の急務であると、南九州売薬部会長金岡忠治氏等が発起となり、五十万円で製剤および販売の統制会社を設立すべきであると関係方面へ趣旨書を配布しつゝあるが、いよ／＼二十五日午後一時より宮山市総曲輪玉日会館で一県一社案を日指す進歩的業者多数出席新会社設立問題に関し協議打合せをとげる

(「北日本新聞」昭和十七年十月二十五日)

七七 昭和十八年十月 第一売薬株式会社の新興日

本製薬株式会社合併

資本を強化し、設備を拡充するため、第一売薬株式会社(資本金四十七万円全額払込済)では新興日本製薬株式会社(資本金十九万五千円全額払込済 前西水橋の保壽堂、浜黒崎の日本売薬会社その他で成立)を吸収合併することに、十九日両社代表者の調印を終つた、十一月に株主総会を開いて正式に合併を決定するが、合併後の第一売薬の資本金は六十六万五千円となる

(「北日本新聞」昭和十八年十月二十日)

七六 昭和十八年十一月 日本売薬配給統制株式会社

社発足

売薬生産統制は本舗売薬の生産者が多数であり、且つ業態が複雑であるため、その整理統合は困難を極めていたが、配給統制は生産に比べ比較的容易であるため十八年二月には具体化の準備に入った。

即ち一月十六日厚生省の官民合同懇談会に招致された東京、大木良輔、玉置源一郎、大阪、森平兵衛、高橋常吉等が中心となり、厚生省当局の指導の下に設立準備を進め、二月五日厚生省の官民懇談会に、東京、大阪から約五〇人の業者が出席した。そのうち

東京 大木、玉置、中田、星、長尾

大阪 森、高橋、森下、小林、参天堂、大阪売薬

の十一人を設立委員として、資本金その他の原案を用意し、四月一日から業務を開始する目標で設立準備を急いだ。

その後数次の懇談会を経て二月末には東、西、官庁間の連絡委員として

東京側 玉置源一郎、長尾 欽也
大阪側 森 平兵衛、三田 忠孝

をあげ、設立仮事務所を東京日本橋区本町玉置商店内において進捗をはかった。

三月末に至って統制株式会社設立要綱が決定し厚生省からこれを発表した。

その主要点は

一 名称 日本売薬配給統制株式会社

二 事務所所在地

本店を東京市に置き支店を大阪市に、支店又は出張所をその他必要の地に置く

三 資本金五百万円全額払込み

四 株主

売薬元卸の実績ある卸業者

甲種本舗売薬生産者

五 株主制限その他(略)

発起人代表 森平兵衛

発起人 小林吉太郎、森下博、三田忠幸、藤田信一、赤阪

英二郎、大木良輔、中田勇吉、長尾欽弥、星一、玉置源一郎、石井絹次郎、藤井得三郎、今堀辰三郎と決定した。

第一回発起人会を二月二十八日丸の内工業倶楽部で開催、仮事務所を十五銀行楼上に置くことを決定した。

胎動期の永かった売薬配給の一元的統制機関、日本売薬配給統制株式会社は、遂に十八年十一月十六日、東京丸の内日本工業倶楽部で創立総会が開催せられた。

当日は総会に先き立ち、配給、生産両発起人の打ち合せ会を開き諸般の打ち合せを了して総会に入った。

厚生省木村薬務課長以下関係官、生産、配給両発起人株主百二十余人出席、森発起人総代議長となって所定の議案を議了、取締役、監査役の選挙を行ない（議長指名）下記を選任した。

取締役 大木良輔、星一、小林吉太郎、長尾欽弥、中田勇吉、藤田栄三郎、田辺五兵衛、三田忠孝、玉置源一郎、森平兵衛

監査役 今堀辰三郎、松本清三郎、藤井得三郎、岸本敬

三

総会后同所で重役会を開き

取締役社長 森平兵衛、副社長 玉置源一郎、長尾欽弥と決定した。

（『日本薬剤師会史』）

七三 昭和十八年十二月 医薬品配給の戦時統制

良薬を早く、安く、医師や病院または一般薬店へ配給し病める者を快癒に導き健かな者をますます健かにするため厚生省では医薬品の配給を決戦型に改正した、眠り口銭をとつてゐたトンネル会社を除くところに大きな狙ひがあるが本県では生薬を除く統制医薬品が一元的に県薬品統制会社へ送付される、まづ医師向は地域的に医師隣組がつくれ、こゝで決定した薬品等は新たに設置される県下約三十ヶ所の医師向薬品配給所が統制会社より荷受して配給する一般大衆向は小売商店へ、工業組合病院へも統制会社から直接配給する、なほこの実施は一月の予定である

（『北日本新聞』昭和十八年十二月五日）

七〇〇 昭和十八年 家庭薬製造業者の統合状況

会社名	所在地	該	合	併	製	業	者	名	
KK廣善堂 張一〇〇人 昭和十九年現 在	高、梅沢町	KK廣善堂 張一〇〇人 余吸収 昭和十九年現 在	天	堂	富山製薬KK 太湯藥品KK 生	堂	KK廣善堂 大	盛	堂
富山県製薬 KK 第一薬品KK 第一充塞KK 第一(一) 第一(二) 第一(三) 第一(四) 第一(五)	富、砂町 下奥歩	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	北陸元薬KK KK博愛堂 KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	
東亜製薬KK (一七)	富山王町	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	
中新薬業KK (四五)	高、新横町	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	
大同製薬KK (七)	中、中町	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	
救世製薬KK (現)共栄製薬KK (二三九)	中、中町	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	富山製薬KK 保寿堂製薬KK KK保寿堂 東洋製薬KK KK仁濟堂	

(富山県薬業振興課資料)

七二 昭和十九年一月 日本試薬統制株式会社発足

日本試薬統制株式会社が商工省の指示に基づき設立された。

資本金百万円。十八年二月二十五日帝国ホテルで創立総会を開催した。守随彦太郎発起人総代はじめ株主資格者及び商工、厚生両省の関係官出席、商工省より取締役社長に藤沢威雄が指名され、常務取締役として元海軍薬劑少将薬博清水辰太が就任した。

越えて十八年に至り十二月十一日軍需大臣から「統制会社令」により一月三十一日期限内で新統制会社設立を受命した。この命令による試薬統制会社は十九年一月二十日東京九段軍人会館で改組株主総会を開催、必要な諸決議を行い、社長藤沢威雄、理事清水辰太等四人が決定した。

監事 佐藤製薬等三社を指名

(『日本薬劑師会史』)

七三 昭和十九年五月 第一売薬株式会社の第一薬

品工業株式会社合併

新興日本製薬株式会社を吸収合併した第一売薬会社では、息つく間もなく更に触手をのばして第一薬品工業株式会社(前富山県統制製薬会社)資本金七十万円全額払込済会社を吸収合併することに話を進めつゝあつたが、今度両社の意見一致し合併の仮調印を行つた、合併の具体的条件については迫つて協議するが、合併成立の間は第一売薬の資本金は百三十六万五千円の全額払込済会社となり、資本金の大きさにおいては本県売薬会社では第一位となる訳である

(『北日本新聞』昭和十九年五月十八日)

七四 昭和二十年十月 GHQ に対する共栄製薬株式

会社の請書

請 書

連合閣最高司令部よりの指令に基づく厚生省厚生次官通牒

三	同	新横町一〇四二	大同製薬株式会社	同	同	同	田中町四一〇	第一厚生化学株式会社
諸	同	内免町七一	佐野製薬所	同	同	同	滑川町一一	殖産化学株式会社
会	同	横田三四	気比製薬株式会社	同	同	同	上市町石浦町一九	興進化学工業株式会社
社	同	高岡市大工町三三	片上製薬株式会社高岡工場	同	同	同	滑川町六八八	久保医薬品工業社
	同	東出地方町一二	雄山薬品工業株式会社	同	同	同	滑川町高月四五〇	共進堂製薬所
	同	永楽町二四	楽天堂製薬株式会社	同	同	同	浜加積村曲淵	旭光薬品工業株式会社
	同	東岩瀬町九八	有限会社山本梅信社	同	同	同	水橋町五四二	株式会社ヒルヤ精龍堂
	同	安野屋町二九八	マツダ薬品工業株式会社	同	同	同	滑川町瀬羽町一八六	株式会社富山製薬大公司
	同	千石町四六	丸三製薬株式会社	同	同	同	上市町三五	株式会社池田模範堂
	同	柳町二八	北興社	同	同	同	滑川町田中町一〇一	株式会社濟生製薬所
	同	山玉町三七	北洋製薬工業株式会社	同	同	同	上市町天神町八四	池川薬品工業株式会社
	同	太田口町一	ひかり製薬所	同	同	同	水橋町五三五	曉薬品工業株式会社
	同	清水一〇七	日興化学工業株式会社	同	同	同	中新川郡上市町幸町一	荒木薬品工業株式会社
	同	東三番町二二八	内外薬品商会	同	同	同	博労町八六	養命製薬株式会社
	同	神通町九一九	富山薬品交易株式会社	同	同	同	開	明
	同	梅澤町二一〇	富山県廣貨堂	同	同	同	末廣町四〇	明治薬品株式会社
	同	西中野三九七	東寶製薬株式会社	同	同	同	向野町四二〇	日本曹達株式会社高岡工場
	同	宮山市下奥井八	東亜薬品株式会社	同	同	同	富山市伏木新島九〇	東亜合成化学工業株式会社 高岡工業所

同	富山市千石町一九七	日興製薬株式会社	中新川郡釜ヶ瀬道源寺一七七	新越製膏
同	浜黒崎八三七	平野賢仁堂	同 上市石浦町四八	晴寿堂
同	石 金二〇	新日本製薬株式会社	同 水橋町二二六	富山県物産株式会社
同	東田地方三丁目三二	立山湯花商会	同 上市町一三七	酒井大岩堂
同	西四十物町一	ネオ公剂株式会社	同 滑川下小泉町四一三	柿澤兄弟商会
同	星井町一二八	志甫製薬所	同 水橋町五三九	富士製薬株式会社
同	稲荷初音町八	丸和製薬所	同 同 一〇六六	石黒製薬社
同	田 畑六七〇	田畑ゴム研究所	同 同 七一〇	浦田製薬所
同	梅沢町一六八	富山模範精薬院	同 中加積村堀江一三七〇	丸仁製薬社
同	五番町七	石黒製薬工場	同 南加積村広野二一一〇	室田薬房
同	中 町五	中央薬品株式会社	同 水橋町中村町二六三	五十路製薬株式会社
同	高岡市地方本町六五六	北陸有機酸工業株式会社	同 滑川町四回町	久保理化学研究所
同	利屋町五	養順堂薬院	同 射水郡片口村片口	分家製薬工場
同	中新川郡雄山町前沢一六六七	廣心堂製薬所	同 小杉町戸破四三〇八	富山薬品商会
同	滑川吾妻町二四二三	金子隆盛堂	同 小杉町三ヶ三二七九	射水製薬社
同	同 瀬羽町	松村商会薬舗	同 堀岡村神明新一三三三	中越薬品工業社
同	同 高月町三八一	株式会社日参製薬保壽堂	同 同 四 方 町二〇八八	たから製薬所
同	同 瀬羽町一八四八	富山医薬工業社	同 同 四 方 町二五	ホテイ薬房

營 婦負郡四方町四方二一〇六 牛 島 精 藥 院 上新川郡熊野村安養寺四七一 熊 野 藥 品 商 會
 同 八尾町西新町四〇九八 橋 爪 快 健 堂 製 藥 所 (家庭藥讀本)
 下新川郡桜井町三日市一一八 植 島 製 藥 所

七 醫 藥 品 製 造 業 者 名 簿

昭和二十八年一月 醫 藥 品 製 造 業 者 名 簿

(アイウエオ順)
 昭三八、一、一現在 製造業者数 一九一
 製造業者数 一五一 (法人 九六)
 〇印は家庭藥製業者 四四 分 工 場 (分) 一六
 △印は医薬部外品製造業を 三七 法(個人)所在地県外(外) 二三
 かねるもの // 分工場(外分)

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備 考
富 山 地 区	製造所数 八一	製造業者数 六五 (法人四三 個人二二)	分工場 三	法人所在地県外	一三		
外〇△三四	朝日製薬株式会社	東京都目黒区上目黒三丁目 三三三(富山市太田口町二)	富山三三六六	地 清 広金 田	章 六・一・一		
△ 朵 池	(延 田 寿 堂)	富山市西堤町五	//	三三三池 田	実長谷川 信義	//	
一四 石	(石 黒 清 五 郎)	//	二四四三	石 黒 清 藏 中 谷 善 一 郎	//		

三 諸 会 社

三〇	株式会社千代田化学研究所	〇△	株式会社広貫堂	分一八	株式会社ケロリン屋本店 (製剤工場)	〇	株式会社ケロリン屋本店	三	株式会社飯倉製薬所	一〇〇	河村製薬所 (河村角三郎)	金	岡製薬所 (金岡製薬所)	三	岡田作太郎 (立山熊胆田製薬所)	一四	大塚長久 (大塚薬品工業所)	〇△	内山操 (内山薬品商会)	六	内山兵衛商店 (内山甚兵衛商店)
〃	木場町二	〃	梅沢町三〇	〃	平吹町六 (一返)	〃	平吹町六	〃	海岸通三	〃	西新庄一〇〇	〃	砂町七	〃	諏訪川原三	〃	北新町六	〃	東一番町四	〃	愛宕町六
〃	二五七中島	〃	富山三〇三塩井	〃	富山三〇三塩井	〃	二二五塩井	〃	二二六飯倉	〃	二二六河村	〃	二二六金岡	〃	二二六岡田	〃	二二五大塚	〃	富山二一五内山	〃	内山
〃	砂栗山章道六・一・一	〃	幸次郎高桑徳太郎	〃	安親亀田安親	〃	安親久郷千瑞男	〃	正人飯倉正人	〃	角三郎河村政雄	〃	寿金岡美代志	〃	田作太郎武田礼子	〃	長久浅野富美子	〃	操阿部重二	〃	及内山妙子
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤既名	許可又は許可 更新年月日	備考
△ 二六	株式会社寺田 (今泉工場)	富山市中町三 (今泉町)	富山二五〇	寺田三郎	清水誠一	天・一・一	
△ 二四	株式会社富山盛貫堂	荒川	二五九	金岡一郎	酒井一郎		
△ 二六	株式会社 ホムラン広盛堂	鹿島町	二五三	森常太郎	武彦		
二七	株式会社前田模範堂	浜黒崎	二九	前田政次	中川祥子		
○ 二五	株式会社松井伊兵衛商店 (松井製薬工場)	古銀治町	二三四	松井伊兵衛	松川英治		
△ 二五	株式会社山本海信社	東岩瀬町	二九四	盛英夫	土田卯三郎		
○ 二五	木谷伝次郎 (木谷伝次郎薬房)	餌指町	二五七	木谷伝次郎	木谷伝次郎		
二五	共和化学工業株式会社	清水	二四九	三橋善造	三橋晶江		
△ 二五	極東薬品株式会社	牛島新町三	二六四	常田孝次	五十嵐博		
二五	久保弥之助 (久保広濟薬院)	星井町三	二二六	久保弥之助	島田弥一郎		
二五	広貫堂産業株式会社	荒町	二二六	沢田久吾	根芳一		

三 諸 会 社

△	三	興和薬品工業株式会社	諏訪川原三	二五九	井本三之助	永森信治	〃
外	三	国光産業株式会社 (〃) 富山工場 <small>(東京都千代田区飯田町二ノ七 富山県富山郡(瀬村))</small>	〃	三九二	田辺芳太郎	沢一夫	一・三
〇△	二六	国民製薬株式会社 社富山市清水会中ノ丁	〃	二四三	森吉次郎	岩城忠久	一・一
外△	二五	五洲薬品株式会社 <small>東京都中央区日本橋本町四 丁目三(富山市西出地方 三〇)</small>	〃	二二六	藤井良三	崎義正	〃
三	三	金剛化学株式会社 (〃) 富山工場 富山市錦出一	〃	二二三	金森将衛	金森将衛	〃
二	元	笹合弥次郎 (長寿堂)	〃	二〇五	笹合弥次郎	野替行也	〃
三	三	笹山海治 (内外薬品商会上場)	〃	二六三	笹山海治	内山吉二	〃
分	三	笹山海治 (内外薬品商会上場)	〃	二六五	笹山海治	菊地美佐保	〃
〇	三	志常次郎 (志常製薬所)	〃	二四三	志常次郎	志常周平	〃
〇	三	伊兵衛 (富山模範精薬院)	〃	二五五	島伊兵衛	伊兵衛	〃
三	三	新日本製薬株式会社	〃	二六三	渡辺義次郎	堤宗康	〃
三	三	小倉化学株式会社 (〃) 桜木町八三 木場町二〇	〃	二五九	工場笹山梅治	金山一巳	〃

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備 考
一五	仁心堂製薬株式会社	富山市清水町三區亮	富山二五九七	加藤 実田	山口 幸二	二六・一・一	
八	諏訪化学工業株式会社 (本社工場)	長江二〇	二六〇七	水上 徳重	高橋 十郎		
〇△五	第一薬品株式会社 (本社工場)	砂町二〇 荒川三三	工場 二七三六	金岡 又左衛門	小林 良彦		
〇△一三	第一薬品工業株式会社	下奥井一	二八七三	石 黒七三	山 田一雄		
分 五	第一薬品工業株式会社 (製膏所)	下奥井一 南新町八四		石 黒七三	山 田一		
△ 一六	大光製薬株式会社	桃井町九	富山二四六六 平六四	笹 山 宗義	石 野 正久		
空	大栄薬品株式会社	東岩瀬町二四	三九四三	花 木 康三	稻 野 満彦		
一六	大学堂製薬株式会社	西中野五六	二三八六	堀 友二郎	平 田 健治		
〇△七	大信薬品株式会社	黒木町三	二三四四	大 道 隆信	丸 山 久越		
〇 三	大東交易株式会社 (本社工場)	黒木町八三	三二二二	笹 山 梅治	笹 岡 俊作		
〇 一四	大和製薬株式会社 (本社工場)	神通町六一 同 五〇	二九四三	早 崎 紋次	永 江 佐貞		

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備考
外 兎	富山化学工業株式会社 (〃) 富山工場	東京都中央区日本橋本町二 の九(富山市下奥六八)	富山二二二五	高 三 雄 垣	健 三	六・一・一	
一 只	富山薬業株式会社	富山富連町三	〃	川 精 一 城 川 三 郎	〃	〃	
壹 七	(太 陽 製 薬 社) 地 信 一	桜木町六	〃	地 信 一 土 地 釷	〃	〃	
外 一 壹	ニチバン株式会社 (〃) 富山工場	東京都中央区日本橋本町二 丁目一(富山市西四十物町 五)	〃	歌 橋 憲 一 布 村 弥 七 郎	〃	〃	
三 三	日本酵素化学株式会社	富山市西田地方五	〃	上 宗 文 野 上 勉 三	〃	六・三	
一 六	日本製薬株式会社	浜黒崎三三三	〃	新 錦 文 次 石 橋 治 郎	〃	六・一・一	
外 八 三 六	日本薬剂株式会社 (〃) 富山工場	東京都渋谷区新橋町五(富 山市東中野六の)	〃	井 幸 次 郎 清 水 正 彦	〃	〃	
七 野	(野 村 大 学 堂) (野 村 大 学 堂)	富山市長江三	〃	野 村 幸 一 野 村 幸 一	〃	〃	六・三・一 業務廃止
三 三	ひかり製薬株式会社	太田口町一	〃	富 川 保 太 郎 各 川 幸 雄	〃	〃	
外 一 元	福寿製薬株式会社	東京都練馬区関町一丁目乙 三(富山市南田町三)	〃	小 杉 定 治 奥 村 外 一	〃	〃	
外 分 一 壹	福寿製薬株式会社 (〃) 太郎丸工場	東京都練馬区関町一丁目乙 三(富山市太郎丸字向川原 割三五)	〃	小 杉 定 治 小 西 忠 好	〃	〃	

三 諸 会 社

外△一四	北宝薬品株式会社 (〃) 富山工場	大阪市西区西長堀南通 日六(富山市稲荷ノ内)白 髪橋ビル内	〃	二四五出水貞尚中田秀一	〃	〃	〃
公 松	(三共薬品商会)	富山市大泉二区一三三	〃	二五三松本寛松本寛	〃	〃	〃
○△六四	丸三製薬株式会社	〃 千石町四	〃	二五三藤井諭吉藤井寛治	〃	〃	〃
二三	丸和製薬株式会社	〃 稲荷初音町八	〃	二五三石瀬伝四郎小瀬川正次	〃	〃	〃
外○三三	明治薬品株式会社 (〃) 富山工場	東京都千代田区神田松富町 (〃) 富山市中島	〃	二五三内田俊吉内田実彦	〃	〃	〃
○△一五	有限会社正南師天堂	富山市東田地方町四	〃	二五三嶋田信一嶋田則義	〃	〃	〃
一〇	有限会社平野賢仁堂	〃 浜黒崎六七	〃	二五三平野敏雄加古文吉	〃	〃	〃
一七	有限会社丸善至誠堂	〃 清水ラミール町七	〃	二五三細川春松米田憲治	〃	〃	〃
三三	エスエス製薬株式会社 (〃) 富山工場	東京都中央区日本橋本町 三丁目六(富山市浜黒崎 五〇)	〃	二五三泰道三八前田実彦	〃	〃	〃
三三	日本ビタミン化学株式会社	富山市常盤町三(同黒瀬三ノ)	〃	二五三高嶋吉次郎高嶋泰三	〃	〃	〃
三三	山本薬業(製薬所)	〃 総曲輪三六	〃	二五三山本栄三	〃	〃	〃

新 規

同

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備 考
〇 一七	新々薬品工業株式会社	四方三	〃(〃)	一山崎六郎山崎六郎	〃	〃	
分 元	第一薬品工業株式会社 (〃〃〃〃四方工場)	下奥井一(四方二〇〇)	〃(〃)	三石黒七三竹内正一	〃	〃	
一 票	大洋薬品工業株式会社	四方番町三	〃(〃)	美田尻宇平沢木幸子	〃	〃	
〇 △ 三〇	たから製薬株式会社	四方神明町三〇六	〃(〃)	二五浜谷園太郎浜谷園太郎	〃	〃	
〇 △ 三〇	富山薬品株式会社 (〃〃〃〃和合工場)	四方西岩瀬石瀬三	〃(〃)	一五利波伝造大沢健	〃	〃	
一 三	中 (日本興起製薬所)	四方二番町三	〃(〃)	二三中浜伝治中浜健二	〃	〃	
〇 一六	ホテイ製薬株式会社	四方野割町三	〃(〃)	三浜谷憲治吉川喜八	〃	〃	
外 一三	有限会社小 (〃〃〃〃四方工場)	東京都新宿区戸塚町三丁目 二〇〇六(〃〃〃〃四方一 番町三〇〇〇)	〃(〃)	小 木 昌 茂 小 木 昌 茂	〃	〃	
四方地区 製造所数 九〔製造業者数 七 (法人 五 個人 二) 分工場 一 法人所在地 外 一〕							

三 諸 会 社

月岡地区 製造所数 一		(製造業者数 一 (個人 一))	
一五	深山行雄 (宮南化学研究所) 富山市月岡新三	深山行雄 小橋洋美 三・一・一	
滑川地区 製造所数 二九 {製造業者数 二六 (法人 一六 個人 一〇) 分工場 二} 法人所在地 外 {			
外△三五	石合医薬品産業株式会社 (滑川工場) 東京都品川区小山三丁目六七 (滑川市辰野二五)	滑川 一三 石倉順平 川尻末子 三・一・一	
△崇	金子宗隆 (金子隆盛堂) 作滑川市吾妻町三・四三 (四間町一〇)	金子宗隆 金子宗義	
分△三	株式会社広川 (滑川工場) 富山市梅沢町三〇(滑川市四間町一〇)	四塩井幸次郎 酒井七郎	
器	株式会社済生製薬所 (滑川市田中町四二〇)	三元齊藤俊二 粟島保一	
一五	株式会社仁濟堂 (堀江一・三四)	三三伊藤信夫 伊藤信夫	
五	株式会社富山製薬大 (製薬工場) 富山製薬大 瀬羽町一・八〇	三三神田米三 梅野友秀	
一三	株式会社富山仁誠堂 (堀江三三)	三三川崎隆常 山本隆一	
一三	株式会社日参製薬保寿堂 (高月町六一)	三三久和田平 池田太吉	

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備考
三三	株式会社吉川隆盛堂 滑川市寺家町二瓦	滑川市寺家町二瓦	三三吉川	主計塩谷良雄	三・一・一		
三	旭光薬品工業株式会社 滑川市四瓦	滑川市四瓦	一四古沢	久松山岸稔			
三	久保角次郎 (久保医薬品工業社) 滑川市四瓦	滑川市四瓦	二七久保	角次郎久保角次郎			
三	三和薬品株式会社 河端町三瓦	河端町三瓦	四六生駒	健治水口フミノ			
三三	殖産化学株式会社 加島町二八	加島町二八	三三斎藤	吉造藤吉造			
四	井政一 (富山医薬工業社) 滑川市下奥井二(滑川市堀江)	滑川市下奥井二	一六種井	政一			
分三	第一薬品工業株式会社 (中加積工場) 二二九	滑川市下奥井二	五六石黒	七三堀宏			三・一・一 三・三・三 休止
△二	大東製薬株式会社 滑川市四瓦町六八	滑川市四瓦町六八	七六渡辺	儀三郎広見清文			
○	中新薬業株式会社 (製薬工場) 中町一、四四七 四瓦町一、三三〇	滑川市中町一、四四七 四瓦町一、三三〇	三六水口	誠一塚原正一			
△二	富山家庭薬株式会社 滑川市三瓦	滑川市三瓦	三六神田	福次郎室井小郷			
三三	富山薬品工業株式会社 (滑川本社工場) 中町二、二八四	滑川市中町二、二八四	五九久保	一郎結城善郎			

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備 考
黒部地区 製造所数 一 {製造業者数 一 (個人一)}							
突植	島製菓所	黒部市三日市二二番	黒部市三日市二二番	植島 実島崎守子	天・一・一		
上新川地区 製造所数 一 (分工場 一)							
分三	山梅 治	富山県三香町三(上新川郡上滝)	富山県三香町三(上新川郡上滝)	山梅 治水原秀直	天・一・一		
上市地区 製造所数 一九 {製造業者数 一三 (法人八個人五) 分工場 三 法人所在地 三}							
二六	荒木薬品相互株式会社	中新川郡上市町新町三	上市町三	荒木 正夫 川原 登世	天・一・一		
三三	池田薬品工業株式会社	天神町八番	池田町二番	池田 吉二 池田 市郎			
一九	株式会社池田模範堂	横法音寺三番	池田町三番	池田 嘉吉 布上 忠紀			
二二	株式会社池田義恵商店	熊野町三番	池田町三番	池田 義恵 池田 義恵			

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可更新年月日	備考
〇 六 橋	(橋本信夫商店)	森尻元	〇〇〇三〇橋本	橋本信夫	島崎守恭	〃	〃
一六	富士化学工業株式会社 (〃) 上市工場	上中町 上法宮寺	〇〇〇三〇西田	安正大	阪又二郎	〃	〃
一七	北越薬業株式会社	放土ヶ瀬 新川	八成瀬	徳平成	瀬平鏡	〃	〃
一八	安田邦彦 (安田広生堂)	立山町前沢 二八六	立山 〇〇〇三〇安田	安田邦彦	安田邦彦	〃	〃
水橋地区 製造所数 一四 (製造業者数 一二 (法人 八 個人 四) 分工場 一 個人住所 二)							
二 相	(保川博子) 保川博子 中	新川郡水橋町八	水橋 〇〇〇三〇相川	相川博子	相川博子	〃	〃
一 英	英曉薬品工業株式会社	〃	〇〇〇三〇森積	山藤吉加	藤ミサ	〃	〃
三 石	(石黒重兵衛) 石黒重兵衛 社	〃	〇〇〇三〇石黒	重兵衛	米田甚祐	〃	〃
七	五十路製薬株式会社	中新川郡水橋町中村町 三〇	水橋 〇〇〇三〇平崎	宗友	相川正	〃	〃
外 三	今井精 (富士製薬工業)	東京都足立区北鹿浜町三〇 (中新川郡水橋町)	〇〇〇三〇今井	精一	井道子	〃	〃
△ 七	株式会社ヒルヤ精龍堂	中新川郡水橋町西二	〇〇〇三〇蛭谷	吉道	蛭谷吉道	〃	〃

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備考
	高岡地区	製造所数 一二	製造業者数 一〇	(法人 五 個人 五)	分工場 一	法人所在地 外	二
△〇 赤	赤坂嘉二郎 (養順堂薬院)	高岡市利屋町三	高岡(〇七〇〇) 二〇四八	赤坂嘉二郎	赤坂嘉二郎	元・一・一	
△〇 美	気比製薬株式会社 (〇〇工場)	横田町三 (〇〇横田二七)	(〇〇)工場 二二三三	岡本清右衛門	浅田浩	〇	
三 佐	渡養順堂 (佐渡)	利屋町三	(〇〇) 二〇三三	佐渡養順	佐渡千賀子	〇	
三 佐	野論三 (佐野製薬所)	内免町三 (〇〇内免中町三)	(〇〇) 二二三三	佐野論三	高桑悌吉	元・二・一	
〇 三	大同製薬株式会社 (〇〇本社工場)	新横町一〇二	(〇〇) 二〇九六	西多友前川	正昭	元・一・一	
一 〇	多田製薬株式会社 (〇〇昭和工場)	片原横町三 (〇〇横田二)	(〇〇) 二二九〇	多田喜一	高田杉子	〇	
公 津	島随吉 (一服散製薬本舗)	橋番町二ノ一	(〇〇) 二二三三	津島随吉	津島随吉	〇	
一 充 富	富田本舗 (牛黄田)	小馬出町三	(〇〇) 二〇九〇	富田節堀	富田陽子	〇	
外 三	日本曹達株式会社 (〇〇高岡工場)	東京都千代田区大手町二丁 (〇〇高岡市向野本町三)	(〇〇) 二二〇一	大和田悌三	大和田悌三	元・政隆	
一 充 富	富士薬品工業株式会社 (〇〇羽広工場)	高岡市羽広三三 (〇〇二四)	(〇〇) 二二三三	竹田長次郎	竹田隆昌	〇	

三 諸 会 社

分 二	養命製藥株式会社 （〃）製造工場（〃） 博勞町元 （八〇）	（〃） 二〇三三 二〇三六	森田次作 山本光男	田次作 森田政子	〃 〃
分 三	養命製藥株式会社 （〃）分工場（〃） 〃 元	（〃） 二〇三三 二〇三五	森田次作 田政子	田政子	〃
新 湊 地 区 製 造 所 数 二 { 製 造 業 者 数 一 (法 人 一) 分 工 場 一 }					
分 一	共栄製藥株式会社 （〃）海老江工場（新湊市海老江八〇六）	新湊 （二六六） 三二六	今村政雄 皆川清子	元・一・一	〃
分 二	丸福製藥株式会社 新湊市海老江八〇六	（〃） 三〇八 三〇八	三良岩城 忠久	〃	〃
射 水 地 区 製 造 所 数 一 四 { 製 造 業 者 数 } 一 〇 (法 人 八 個 人 二) 分 工 場 二 法 人 所 在 地 二					
三	勝山元 （勝山大勝堂） 古射水郡大門町大門元 （三）	大門 岩勝山元 吉吉田順孝 元・一・一	山元吉吉 田順孝	元・一・一	〃
六	株式会社広栄堂 〃 小杉町手崎一〇二	小杉 三三三 三三三	田栄次郎 森政雄	政雄	〃
外 三	株式会社東京 （〃）富山工場 （射水郡小杉町手崎一〇三）	〃 三三三 三三三	打井英次 林重孝	重孝	〃

VI 經 營

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備 考
〇 三〇	株式会社 昌第一工場	射水郡大門町水戸田三〇八	水戸田 七池	田 善一郎	竹 田 賢三	三六・一・一	
〇 三三	株式会社 富士製薬社	小杉町戸破三三二	小杉 三三武	脇 長 康吉	崎 久 治		
分 三三	気比製薬株式会社 (小杉工場)	高岡市横田町三三 (射水郡小杉町三ヶ字中吉 原三九六ノ一)	小杉 三三今	村 政 雄	加 納 靖 夫		
〇 三四	源平製薬株式会社	射水郡小杉町黒河新三四三	三三九 佐 藤 正	勝 駒 官 寿 郎			
一三三	効匠製薬有限公司	戸破三三三ノ一	三三九 高 田 武	雄 高 出 武 雄			
〇 一三三	厚仁製薬株式会社	射水郡小杉町三ヶ三三三	小杉 三三高	和 安 治 森	亮 雄		
一三五	高山武三郎 (厚誠堂)	三三三九	三三九 高 田 武	三 郎 広 田 奎 子			
分 三六	大同製薬株式会社 (大門分工場)	高岡市新横町一〇三 (射水郡大門町大門二七)	大門 三三西	多 友 金	春 昭		
一三三	立山化成株式会社	射水郡小杉町戸破三三三	小杉 三三片	口 実	片 口 実		
一三二	中越薬品株式会社	大門町大門一 (大島村北野一三三)	大門 三三前	田 一 郎	高 畑 弘 孝		
外△ 三三	トモエ製薬株式会社 (富山工場)	東京都文京区駒込三三 (射水郡小杉町三ヶ三三六)	小杉 三三今	村 政 雄	加 納 靖 夫		

医薬部外品製造業者 (主として化粧品の使用目的を有するものを除く) 名簿

製造業者数 三七 製造所数 三八

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可又は許可更新年月日	備考
富外三	朝日製薬株式会社	東京都目黒区上月黒 五丁目 (富山市太田口町一近)	富山二三六六	地清 広金 田	菅 亮・一・一		
二	池田 美寿堂	富山市西堤町	三二八三	池田 実長 谷川 信義			
七	石倉医薬品産業株式会社 (滑川工場) (滑川市辰野一近)	東京都品川区小山三丁目三三	滑川 二五〇	石倉 順平 川尻 末子			
三	内山 操 (内山薬品商会) (富山市東一番町)	富山二五五	内山 操	阿部 重二			
七	金子 宗作 (金子隆盛堂) (滑川市吾妻町二二三 四間町一六)	滑川 二五	金子 宗作	金子 宗義			
六	株式会社 貴堂 (富山市梅沢町三〇)	富山二五二	塩井 幸次郎	高桑 徳太郎			
四	株式会社 貴堂 (滑川工場) (滑川市四間町一八)	滑川 二五	塩井 幸次郎	酒井 七郎			
一	株式会社 寺田 (今泉工場) (富山市中町三 今泉三三)	富山 二二七	寺田 三郎	清水 誠一	三三・八・三三		
三	株式会社 富山盛貴堂 (荒川近)	富山 二二五	金岡 一郎	酒井 一郎	三三・一・一		
二	株式会社 ヒルヤ 焼鶴堂 (新川郡水橋町三三)	水橋(三六 四〇)二二	蛸谷 吉造	蛸谷 吉造			

三 諸 會 社

〃	三	株式會社 ホームラン広盛	富山市鹿島町二五	富山二三五〇	森	常太郎	森	武彦	〃
〃	三	共栄製薬株式會社 (〃)本社工場	東砺波郡中田町中田野末	中田	毛今	村政	雄長	崎六郎	〃
〃	三	極東薬品株式會社	富山市牛島新町二ノ三	富山三二八四	常田	孝治	五十嵐	博	〃
〃	九	氣比製薬株式會社 (〃)工場	高岡市横田町二四 (〃)横田三三〇	高岡(〇三六〇) 工場二二三六	岡本	清右衛門	浅田	浩	〃
〃	五	興和薬品工業株式會社	富山市諏訪川原三〇	富山二五五五	井本	三之助	永森	信治	〃
〃	三	国民製薬株式會社	清水六	〃	二四〇三	森	吉次郎	松井晴美	〃
〃	五	五洲薬品株式會社 (〃)東京都中央区日本橋本町四 (〃)富山市西田地方三二〇	〃	〃	二二六〇	藤井	良三	崎義正	〃
〃	三	殖産化学株式會社	滑川市加島町一八	滑川	三三	藤吉	造	藤吉造	〃
〃	三	新生薬品工業株式會社 (〃)富山工場	大阪市大淀区本庄中通三丁 見九 (〃)中瀬川郡上市町三丁目三三	上市(〇三六) 〇〇一三三九	藤原	保桜	井善次郎	〃	〃
〃	八	第一薬品株式會社 (〃)本社工場	富山市砂町一〇 (〃)荒川二五〇	富山工場 二二七六	金岡	又左衛門	小林	良彦	〃
〃	三	第二薬品工業株式會社	下奥井一	〃	二八七三	石黒	七三	芹田一雄	〃
〃	三	大光製薬株式會社	桃井町九一	〃	二四三六	笹山	宗義	石野正久	〃

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可又は許可 更新年月日	備考
富外〇	大信薬品株式会社	富山市愚木町三	富山 二三〇〇	大道隆	信丸山久越	三・一・一	
〃	大東製薬株式会社	滑川市西間町六六	滑川 三九渡	辺儀三郎	広見清文	〃	
〃	トモエ製薬株式会社 (〃) 富山工場 (射水郡小杉町三ヶ云六八)	東京都文京区駒込千駄木町 一六	小杉 三三今	村政雄	加納靖夫	〃	
〃	富山家庭薬株式会社	滑川市菰原三二	滑川 三六神	田福次郎	室井小郷	〃	
〃	富山薬品株式会社 (〃) 和合工場	富山市四方西岩瀬石瀬一五	和合(〇六) 三三三	利波伝	造大沢健	〃	
〃	中部薬品株式会社	山王町三	富山二七四 六二五	谷口三郎	島智恵子	〃	
〃	中安 (中岡製薬所)	蔵滑川市横町一九九 (〃) 瀬羽町二六二	滑川 四三三	中田安蔵	中田安蔵	〃	
〃	日本薬剤株式会社 (〃) 富山工場	東京都渋谷区新橋町五 (富山市東中野丸の一)	富山 二七五	塩井幸次郎	清水正彦	〃	
〃	富士製薬株式会社	中新川郡永橋町二二三	永橋(〇六) 四〇一	押田和夫	浅野正之助	〃	
〃	北宝薬品株式会社 (〃) 富山工場	大阪府西区長堀南通四丁 日六(富山市稲荷四ノ四) 髯橋ビル内	富山三二四 五出	水貞尚	中田秀一	〃	
〃	保寿製薬株式会社	中新川郡水橋町辻ヶ堂四〇	水橋(〇六) 四〇〇	勝島友次郎	上田勇	〃	

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可又は許可 更新年月日	備 考
富化八	佐野長作 (佐野商店)	高岡市巾島町一	高岡(〇七六〇) 二四四三	佐野長作	佐野長作	三・一・一	

医療用具製造業者名簿

製造業者数 一 製造所数 一

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可又は許可 更新年月日	備 考
富用一	有限会社金森眼鏡商会 (高岡市木広町六 桐木町四八)	高岡(〇七六〇) 二〇二八	金森喜八郎	金森進	金森進	三・一・一	

医薬品輸入販売業者名簿

輸入販売業者数 三 営業所数 三

許可番号	氏名	住所	電話番号	代表者名	管理薬剤師名	許可又は許可 更新年月日	備 考
一三五	株式会社広貫堂	富岡市海沢町三〇	富岡(二七三)二塩	井幸次郎	筋健次	三・三・一五	
三二	大東交易株式会社	桜木町三	〃	山梅治長	沢一男	三・一・一	
一六九	中新薬業株式会社	滑川市中町一四七	滑川	元水口誠一	谷定夫	〃	

(富山県薬務課「医薬品製造業者等名簿」)

七 医 薬 品 製 造 業 者 名 簿

昭和五十七年一月一日現在

医 薬 品 製 造 業 者 (専 業)

製造業者数 九七 (備考) 一 ○印は家庭医薬製造業者
 県内製造業者数 六七 二 兼業状況 ㊦：医薬部外品製造業 ㊧：化粧品製造業
 県外製造業者数 三〇 ㊨：医療用具製造業 ㊩：医薬品輸入販売業
 製造所数 一〇四 三 区 分 医療用：主として医療用の製造
 家庭医薬製造業者数 四三 原 料：主として原料の製造

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
〇〇〇一〇	朝日製薬株式会社	東京都目黒区五本木一丁目四番地 (富山市太田口通り一丁目一五)	富山 三二二六六	土地郁夫	清水とし子	一・一	㊦
〇〇〇二一	株式会社内山薬品商會	富山市西公文名町二〇二二	富山 三二二六五	阿部重二	阿部重二	〃	㊦
〇〇〇二六	ニ、ザイ株式会社 (富山工場)	東京都文京区小石川四丁目二〇番地 (富山市奥田町六〇)	富山 三三八七三	内藤裕次	成田真由美	五・六・五	
〇〇〇三〇	株式会社延寿堂	富山市堤町通り一丁目一五番地 (富山市下赤江町二丁目字大坪一五七)	富山 三三〇四三	池田澄子	三上二朗	五・四・一	㊦

富 山 地 区 製 造 所 四 二 製 造 業 者 四 一

〔県内製造業者 三〇 (法人二八・個人二)〕
 〔県外 〃 一一〕

三 諸 会 社

〇〇〇〇	第一薬品工業株式会社	富山市奥田町六二〇	〇〇〇〇	曾我正雄三輪 喜代治 岳・二・六	◎
〇〇〇〇	大光製薬株式会社 (〇〇) 富山工場 (富山市島田一八〇)	桃井町一四六	〇〇〇〇	笹山宗義 沖野永光 卷・一・一	◎
〇〇〇〇	大東交易株式会社 (〇〇) 本社工場 (富山市東瀬字大屋割三三〇)	八日町三六	〇〇〇〇	笹山梅治 長沢一男 岳・〇・一	◎ ◎ ◎
〇〇〇〇	大和薬品工業株式会社	富山市下奥井二二五	〇〇〇〇	田林宗貞 島雄 三卷・一・一	原料
〇〇〇〇	中央薬品株式会社 (〇〇) 西部工場 (富山市西四十物町四九)	東京都中央区日本橋室町一	〇〇〇〇	長谷川清 吉布村 弥七郎	〇〇
〇〇〇〇	中部薬品株式会社	富山市西山王町六二	〇〇〇〇	谷口三郎 丸山久越	◎
〇〇〇〇	テイカ製薬株式会社 (〇〇) 新庄工場 (〇〇)	荒川二五〇	〇〇〇〇	金岡幸二 杉村久米夫	◎
〇〇〇〇	富山化学工業株式会社 (〇〇) 富山工場 (富山市下奥井二四一)	東京都新宿区西新宿三二五	〇〇〇〇	中野忠雄 前田清夫	◎ ◎
〇〇〇〇	富山薬品株式会社 (〇〇) 和合工場 (富山市四方西岩瀬石瀬一五)	富山市四方西岩瀬石瀬一五	〇〇〇〇	利波伝造 清水正進	◎
〇〇〇〇	株式会社内外薬品商会 (内外薬品 富山工場)	富山市三番町三二五	〇〇〇〇	笹山梅治 金田章	◎
〇〇〇〇	日本医薬品工業株式会社 (富山市針原中町二五二)	総曲輪一六三	〇〇〇〇	田村四郎 中本泰正 葵・三・一	医療用
〇〇〇〇	日本酵素化学株式会社	富山市花園町一六九	〇〇〇〇	野上勉 野上美智子 岳・六・三	

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
〇〇五九	日本赤十字社 (富山県赤十字血液センター)	東京都港区芝大門一三三 (富山市牛島本町三二六〇)	富山 三三七三	林 敬三	野利克彦	一・一	血液
富三三六	日本ビタミン化学株式会社	富山市常盤町三二〇 (〇 黒瀬三二〇)	〃 三三六六	高嶋 吉次郎	高嶋 泰三	一・一	
〃二四	ひかり製薬株式会社 (〇 大泉工場)	富山市太田口通り一三三 (〇 大泉本町三二二六)	〃 三三三三	富川 喜一郎	森 邦雄	〃	
〃三三	福寿製薬株式会社 (〇 富山工場)	東京都練馬区関町一乙三三 (富山市秋原五八)	〃 元二五	小杉 定治	荒木 博之	二・二五	原料 [㊟]
〃二六	北生化学工業株式会社	富山市緑町二四四	〃 三六四三	竹内 邦衛	沢木 幸子	一・一	原料
〃一四	北宝薬品株式会社 (〇 富山工場)	大阪市阿部野区阪南町六五 (富山市曙町二五三)	〃 三三〇六	出水 貞尚	水 貞尚	〃	原料 [㊟]
〃九	ホテイ製薬株式会社	富山市四方野割町三	〃 三三〇三	浜谷 富士夫	水野 宗幸	〃	
〇〇三七	株式会社前田襪範堂	東京都目黒区本町甲一七一 (富山市浜里八四九五)	〃 六六二二	前田 秀政	前田 康博	〃	原料 [㊟]
〇〇三六	前田薬品工業株式会社 (〇 富山工場)	富山市新庄町三二五	〃 五二七三	前田 実川	口 正裕	〃	医療用 [㊟]
〇〇三	松井製薬株式会社 (〇 富山工場)	東京都中野区中野一三三 (富山市古鍛冶町七七)	〃 三三〇六	松井 元太郎	松川 英治	〃	
〃二五	宮田製粉所 (富山正)	富山市本郷町三	〃 三三六四	宮田 正一	宮田 正一	一・一	生薬

三 諸 会 社

〇〇〇〇	麦島紀長 (むぎしき漢方医薬品工業)	富山市中央通り三二二五 (〇〇) 中央通り三二二五	三二六八	麦島紀長 麦島紀長	西・四・一	
〇〇〇〇	山本製薬株式会社 (東京都台東区小島三二二〇 (富山市海岸通り二〇〇))	東京都台東区小島三二二〇 (富山市海岸通り二〇〇)	三七九四	館盛英夫 館盛勝志	西・四・五	③
〇〇〇〇	株式会社陽進堂 富山市新庄町三三〇	富山市新庄町三三〇	三二八八	下村孝治 川英治	西・二・一	③ 医療用
〇〇〇〇	リミドケミカル株式会社 口俣七三	口俣七三	三一九七	森政雄 森政雄	西・一・一	③
富三	相川博子 (保生堂商會)	富山市水橋町八〇	富山 三二〇〇	相川博子 相川博子	西・一・一	
〇〇〇〇	大協薬品工業株式会社 (東京都練馬区桜台二二三 (富山市水橋島等字花井二五三))	東京都練馬区桜台二二三 (富山市水橋島等字花井二五三)	三二二三	石黒重兵衛 田甚祐	〃	③
〇〇〇〇	大和製薬株式会社 (名古屋市中区丸の内二八八元 (富山市水橋島杉一三))	名古屋市中区丸の内二八八元 (富山市水橋島杉一三)	三二五七	梅林健也 舟崎俊雄	〃	
〇〇〇〇	東亜薬品株式会社 (富山工場)	富山市三郷云	三二〇〇	中村憲太郎 中良一	〃	③ ④ ⑤
〇〇〇〇	株式会社ヒルヤ精龍堂 水橋町五三	水橋町五三	三二〇三	蛭谷毅島 崎守恭	〃	③ ④
〇〇〇〇	富士製薬工業株式会社 (東京都足立区鹿浜二一九二 (富山市水橋辻ケ堂二五五))	東京都足立区鹿浜二一九二 (富山市水橋辻ケ堂二五五)	三二〇三	今井精一 今井道子	西・八・三	医療用
水橋地区 製造所 一二 製造業者 一二 (県内製造業者 六 (法人五・個人一)) (県外 同 六)						

許可番号 (製造所の名称)	製造業者名 (製造業者住所) (製造場所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
〇富二六	保寿製薬株式会社 富山市水橋辻ケ堂 ^{三〇}	富山 六〇二六	勝島友次郎	勝島脩	一・一	④
〇〇三〇	株式会社水橋保寿堂 水橋山王町 ^{三三}	〃 六〇二七	中島与稀	浅井小夜子	〃	
〇〇三二	明治薬品株式会社 富山工場 ^{三二} (富山市三郷)	富山 六二二〇	若林喜一	松本健二	一・四・一	
〇〇三三	山之内製薬株式会社 富山工場 ^{三三} (富山市三郷)	〃 六二二〇	森岡茂夫	中井龍英	二・一	医療用
〇〇三七	株式会社龍角散 富山工場 ^{三七} (富山市水橋町)	〃 六二〇五	藤井康男	藤原啓子	一・一	
〇〇三九	渡辺薬品工業株式会社 富山市水橋町 ^{三九}	〃 六二〇五	渡辺達二	渡辺進	〃	④
上新川・婦負地区 製造所 二 (県外製造業者 一)						
富二七	株式会社内外薬品商會 富山市三番町 ^{二七} (内外薬品工場) (上新川郡大山町中滝)	上滝(〇六五) 八二七五	笹山梅治	藤田博子	一・一	
〇〇三二	日産化学工業株式会社 富山工場 ^{三二} (東京都千代田区神田錦町) (婦負郡婦中町笹倉)	婦中 (〇六四) 六四二二	草野操	塚家憲次	〃	

三 諸 会 社

									中新川地区 製造所 一四 製造業者 一三 〔県内製造業者 四九 (法人 八・個人 一) 〕 〔県外 〕
〇〇一六	株式会社池田模範堂	中新川郡上市町横法音寺	上市	池田嘉道	押出	勝彦・一・一			〔印〕
〇〇一五	池田薬品工業株式会社	〃	〃	池田市郎	小久保	昌哉	〃		〔印〕 医療用
〇〇一六	株式会社池田義恵商店	〃	〃	池田義恵	池田義恵	〃	〃		
〇〇一七	株式会社酒井大岩堂	〃	〃	酒井義夫	酒井義夫	〃	〃		
〃一三	新生薬品株式会社 (〃) 上市工場	東京都豊島区南大塚一五二 (中新川郡上市町森元町七)	〃	黒田敏夫	高慶健次	〃	〃		
〃一四	新生薬品工業株式会社 (〃) 富山工場	大坂市東淀川区瑞光通三二七 (中新川郡上市町三日市三)	〃	藤原秀樹	藤原秀樹	〃	〃		〔印〕
〃一五	晴寿堂薬品株式会社	中新川郡上市町石浦町	〃	田中与一	田中博子	〃	〃		
〇〇一三	東亜製薬株式会社	〃	〃	吉見達三	成川一郎	〃	〃		〔印〕
〃一三	東興薬品工業株式会社 (〃) 富山工場	大坂市大淀区木庄西二二二 (中新川郡立山町横江字中島一番)	立山	上下卓三	小貫峰男	〃	〃		〔印〕 医療用
〃一六	東薬品工業株式会社 (〃) 富山工場	東京都千代田区有楽町一〇〇 (中新川郡上市町横法音寺)	上市	千賀健司	魚躬隆敏	五・五・一	〃		

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
〇〇一〇	日本フアルマ株式会社	中新川郡上市町若杉八	二〇三三	室出之男	井上孝	一・一	●
〇〇一六	富士化学工業株式会社 (〇〇本社工場)	〃 横法音寺	二〇三三	西田安正	那須修一	〃	●
〇〇二五	富士化学工業株式会社 (〇〇郷柿沢工場)	〃 郷柿沢	二〇三三	西田安正	奥田実	〃	● 原料
〇〇三〇	安田邦彦 (安田広生堂)	中新川郡立山町前沢六六	立山 (〇六六) 二〇三三	安田邦彦	安田邦彦	〃	
滑川地区 製造所 一〇 製造業者 八 { 県内製造業者 三五 (法人 三・個人 二) 県外 〃 }							
〇〇三五	石倉医薬品産業株式会社 (〇〇滑川工場)	東京都品川区小山二二四 (滑川市辰野一五)	滑川(〇七六) 五〇三三	石倉宗昌	山田ユクヨ	一・一	
〇〇三三	株式会社 質 (〇〇滑川工場)	富山中梅沢町二九一 (滑川市四間町二八)	五〇三三	小幡善保	川筋健次	〃	●
〇〇二二	仁生薬品株式会社	滑川市堀江六六	五〇三三	川崎隆常	川尻末子	〃	●
〇〇二五	中新薬業株式会社 (〇〇小泉工場)	〃 上小泉	五〇三三	金森久二	藤田久平	一・三	●
〇〇二三	株式会社 日参製薬保寿堂	〃 高月町一	五〇三三	水橋富喜雄	山岸稔	一・一	

三 諸 会 社

〃 三三	日本医薬品工業株式会社 (〃) 滑川工場	富山市総曲輪一六三 (滑川市下梅沢二五二)	〃	田村四郎四島	実兵三・三・一	医療用
〇 二五	明治製薬株式会社 (滑川市中川原五二)	東京都新宿区百人町三三二 (滑川市中川原五二)	〃	石黒	実藤井悦宗 毛・一・一	部 輸
〃 三三	明治薬化株式会社 (滑川市中町三五六)	東京都中央区日本橋通り一 (滑川市中町三五六)	〃	石坂千恵子	二川幹夫 英・二・五	
〇 〃 一紫	野 吾 繁 (クローバー薬品商会) (〃) 清水町三	夫滑川市清水町三 (〃) 清水町三	〃	野 吾 繁	大早崎健馬 毛・一・一	部
〃 二〇三	山 本 昭 了 (栄養製薬富山工場)	滑川市堀江五九	〃	山本昭子	山本能子	〃
魚津・黒部地区 製造所 三 製造業者 三 {県内製造業者 二 (法人 一・個人 一)} (県外 〃)						
富 交 植	植 島 製 薬 所 (実)	黒部市三日市二八四	黒部(〇七六五) 三三〇三三	植 島	実島崎守子 毛・一・一	
〃 二六	日本カーバイド工業株式会社 (〃) 魚津工場 (魚津市本新七六)	東京都千代田区丸の内三三 (魚津市本新七六)	魚津(〇七六五) 二四一〇〇	近 藤 幸 雄	三 出 和 夫	原料
〃 三〇	北 酸 株 式 会 社 (〃) 魚津支店	富山市本町二二五 (魚津市川縁字西川原二九 の三六)	富山 四二二六六	山 口 輝 男	遠 藤 修 一 五・四・一	酸素

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
	射水地区製造所 九	製造業者 八		一七	(法人 七)		
		{ 県内製造業者 県外 }					
富三六	救急薬品工業株式会社 (射水郡小杉町戸破後宝 三三二)	東京都中央区日本橋本町一	小杉(五六〇) 五三〇	稲出 勇	三守於崎 健美	五・二・一五	医療用
〇〇一四	源平製薬株式会社射水郡小杉町黒河新美屋		五(五三九)	佐渡 正勝	駒宮 寿郎	五・一・一	Ⓢ
〇〇三三	ケンニ薬品株式会社		五五(五三三)	橋場 義正	橋場 義正	五・五・一五	医療用
〇〇三三	効医製薬有限公司	戸破(三三二) 大島町北高木(一)	大門(五七〇) 三三(五三七)	高田 弘高	弘高 田一	弘・三・一	医療用
〇〇一〇四	株式会社広第一工場	大門町水戸田(四)	五(一〇〇七)	林 正信	山谷 正義	五・一・一	
〇〇三三	大協薬品工業株式会社 (射水郡小杉工場) (射水郡小杉町手崎(三〇))	東京都練馬区桜台(二二)	小杉(五七〇) 五三(五三六)	石黒 重兵衛	林 重孝		Ⓢ
〇〇三三	立山化成株式会社射水郡小杉町戸破(三六)		五(三三六)	片口 実富	川 淳一郎		原料
〇〇一六	中越薬品株式会社	大島町北野(三三〇) 〇〇(三三三)	大門(五七〇) 三三(五三三)	大西 盛堀	光 正		
〇〇一六	明生薬品工業株式会社射水郡小杉三ヶ(六〇)		小杉(五七〇) 五三(五三三)	池原 清治	森 克雄		

三 諸 会 社

東 砺 波 地 区 製 造 所 三 製 造 業 者 三 (県 内 製 造 業 者 三 (法 人 三))									
富 元	北日本物産株式会社	東砺波郡福野町柴田屋三三	福野	(七三三)	竹 本 定 一	竹 本 武 司	当 二・元	ガ ー ゼ	
〃 三〇	鶴居薬品工業株式会社	〃 〃 野尻區一	〃	一五八	鶴 居 孫 之 蒸 鶴	居 孫 之 蒸 登	三・一	〇	
〃 一〇	東洋フアルマ株式会社	宮山市安住町三二四	井波	(七三三)	三 田 一 雄	中 谷 篤 毛	一・一	〇	医 療 用
〃	井波工場	(東砺波郡井波町井波八三)		二三五					
高 岡 地 区 製 造 所 九 製 造 業 者 八 (県 内 製 造 業 者 五 (法 人 四・個 人 一)) (県 外 同)									
〃 三	共栄製薬株式会社	東京都台東区池之端一六六	高岡	(〇七六)	長 崎 六 郎	長 江 孝 二	毛・一・一	〇	〇
〃	本社工場	(高岡市中田四三六)		二二六					
〃 三五	氣比製薬株式会社	高岡市横田町一三三	〃	三三三	岡 本 清 右 衛 門	浅 田 浩 益	毛・一・一	〇	
〃	本社工場			三〇九	竹 内 茂 松	前 川 正 昭	登・八・一		
〃 三〇	大同製薬株式会社	高岡市三女子二三	〃	三〇九	竹 内 茂 松	前 川 正 昭	登・八・一		
〃 三〇	富山化学工業株式会社	東京都新宿区西新宿三三六	〃	三二六	中 野 忠 雄	平 野 秀 子	毛・一・一		医 療 用
〃	本社工場	(高岡市中田四三六)							
〃 六	日本曹達株式会社	東京都千代田区大手町三二	〃	三二〇	森 沢 義 夫	沢 辺 重 治	〃		原 料
〃	本社工場	(高岡市向野本町三〇〇)							

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
〃 三六	藤沢薬品工業株式会社 (〃 高岡工場)	大阪府東区道修町三〇 (高岡市戸出栄町三〇)	〃	藤沢 友吉郎	杉原 明彦	一・一	医療用
〃 三〇	富士薬品工業株式会社 (〃 本社工場)	高岡市長慶寺三〇	〃	竹田 雄一郎	野村 竜夫	六・二五	原料
〃 三五	松原栄次郎 (松原薬草園)	常陸三三六	〃	松原 栄次郎	松原 栄次郎	七・一	生薬
〃 二	義命製薬株式会社 (〃 製造工場)	博労町二二〇 (博労町三三)	〃	森田 次一	森田 次郎	一・一	

医薬部外品製造業者

製造業者数 三八 製造所数 三九

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可年月日	備考
富外 三	朝日製薬株式会社 (富山工場)	東京都目黒区五木二二〇 (富山太田口通り一五)	富山 二一五八	土地 郁夫	清水 とし子	一・一	
〃	池田薬品工業株式会社	新潟郡上市町若杉三	上市 (〇五四七) 二〇七	池田 市郎	小久保 昌哉	三・一	
〃	株式会社池田模範堂	〃 横法音寺	〃 二二三	池田 嘉道	押田 勝彦	一・一	
〃	株式会社内山薬品商会 (富山工場)	富山市西公文名町二二三	富山 三二五	阿部 重二	阿部 重二	〃	

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可年月日	備考
〃 一	仁生薬品株式会社	滑川市堀江奈奈	滑川(0765) 71055	川崎隆	常川尻 末子 登。三。一		
〃 二	第一薬品株式会社 (〃) 本社工場(〃) 荒川三〇	富山市砂町一三	富山 三二七六	金岡幸二	小林良彦 登。一。一		
〃 三	第一薬品工業株式会社 富山市奥田町六一〇		〃 三三六七	曾我正雄	芹田一雄 登。三。二		
〃 四	大光製薬株式会社 (〃) 富山工場(〃) 桃井町一六六 鳥出二〇		〃 三三六六	笹山宗義	沖野永光 登。九。一		
〃 五	大東交易株式会社 (〃) 本社工場(〃) 八日町三六 黒瀬字大馬(割三三)		〃 三三三三	笹山梅治	長沢一男 登。一〇。一		
〃 六	中新薬業株式会社 (〃) 小泉工場(〃) 滑川市上小泉(〇三三)		滑川(0765) 三三三三	金森久二	戸田武夫 登。四。一		
〃 七	中部薬品株式会社 富山市西山王町六一		富山 三三六五	谷口三郎	丸山久越 登。一。一		
〃 八	鶴居薬品工業株式会社 東砺波郡福野町野尻(〇三三)	福野	福野(0763) 一五六一	鶴居孫之丞	鶴居孫之丞 登。三。一		
〃 九	東亜製薬株式会社 中新川郡上市町若杉	上市	上市(0764) 71100	吉見達三	成川一郎 登。一。一		
〃 一〇	東亜薬品株式会社 (〃) 富山工場(〃) 富山市三郷	富山	富山 三三〇〇	中井憲太郎	池沢伊一郎 登。一〇。一		
〃 一一	東興薬品工業株式会社 (〃) 富山工場(〃) 富山(〇三三)	立山	立山(0765) 三三〇〇	上下卓三	小貫峰男 登。三。一		

三 諸 会 社

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三	元	三	二	四	三	四	三	三	二	〃	〃
株式会社陽進堂	山本製薬株式会社	野繁(クローバー薬品商会) 夫	明治製薬株式会社	丸三製薬株式会社	前田薬品工業株式会社	株式会社前田模範堂	保寿製薬株式会社	北宝薬品株式会社	株式会社ヒルヤ精龍堂	日本カーバイト工業株式会社	富山薬品株式会社
富山市新庄町三三〇	東京都台東区小島二一〇 (富山市海任通三三〇)	滑川市清水町三三〇 (〃) (〃) (三三〇)	東京都新宿区百人町二二二 (滑川市小川原五八)	新潟市信濃町四一〇 (富山市千石町三三二四)	富山市新庄町二五五	東京都目黒区日黒本町四一七 (富山市浜黒崎九五)	富山市水橋辻ケ堂四〇	大阪市阿部野区阪南町六五 (富山市曙町三五)	富山市水橋町三三	東京都千代田区丸の内三三	富山市四方西岩瀬石瀬二五
三〇八三	富山 三〇九三	〃 七五〇五六	滑川(〇七六) 七五二六	〃 三三三三	〃 三三七三	〃 三〇九六	〃 六〇二六	〃 三二四三	富山 六〇二六	魚津(〇七六) 三二一〇〇	富山 三三〇三
下村孝治	盛英夫	野吾繁夫	石黒実吉	藤井寛治	前田実川	前田秀政	勝島友次郎	出水貞尚	蛭谷毅島	近藤幸雄	利波伝造
古川英治	盛勝志	早崎健馬	田耕介	岡英治	口正裕	前田秀憲	勝島	出水貞尚	守恭	三由和夫	清水正進
四・一	九・一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・一	三・三	一・一

化粧品製造業者

製造業者数 六 製造所数 六

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可年月日	備考
富化 〇一	株式会社栄光堂	富山市梅沢町三二五五	富山 二五八六九	生野平明	柄洋七	高・九・五	
〃 〇三	共栄製薬株式会社 (〃) 本社工場 (高岡市中出馬六)	東京都台東区池之端一六一六 高岡(〇三六)	三六一二六	長崎六郎	江孝二	一・一・一	
〃 〇二	五洲薬品株式会社	富山市花園町一五五	富山 二五八六九	藤井良三	藤井侃	三・一	
〃 〇四	株式会社純ケミッファ (〃) 富山工場	東京都台東区浅草橋三三〇一 滑川(〇六四) 滑川市加島町二五二	滑川(〇六四) 七十七八	高橋重二	口喜多男	三・一	
〃 〇五	大東交易株式会社 (〃) 本社工場	富山市八日町三六 黒瀬字大屋割三三〇	富山 九二〇三三	笹山梅治	渡辺靖	二・二〇	
〃 〇六	東亜薬品株式会社 (〃) 富山工場	富山市三郷云	〃 六五〇〇	中井憲太郎	田中良一	一・二・元	

医療用具製造業者

製造業者数 一九 製造所数 一九

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可年月日	備考
富用 〇三	池田薬品工業株式会社	中新川郡上市町若杉三	上市 (〇五七) 池田 市 二〇二	島小久保	昌設	一・一	
〃 〇八	救急薬品工業株式会社 (射水郡小杉町戸破後宝)	東京都中央区日本橋本町 小杉	(〇五六) 稲出 勇 三 六二〇〇	宇於崎 健美	登	三・二	

三 諸 会 社

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	富用	〃	〃
三	三	三	三	三	三	三	三	三	五	三	七
富山化学工業株式会社 (〃) 富山工場 (富山市下奥井二四二)	東亜薬品株式会社 (〃) 富山工場 富山市三郷三	東亜合成化学工業株式会社 (〃) 高岡工場 東京都港区西新橋一四一 (高岡市伏木二一三)	中央医療株式会社 高岡市御旅屋町三	中新薬業株式会社 (〃) 小泉工場 滑川市上小泉三〇二	大協薬品工業株式会社 (〃) 小杉工場 東京都練馬区桜台三三三 (射水郡小杉町手崎一〇〇)	第一薬品株式会社 (〃) 本社工場 富山市砂町一三三 (〃) 荒川三三〇	新新薬品工業株式会社 〃 四方三〇	株株式会社 貫 堂富山市梅沢町三九二	株式会社光学堂眼鏡店 金沢市片町一四一 (富山市総山輪三三〇)	三極東薬品株式会社 東京都中央区八重洲二四六 (富山市牛島新町八二〇)	共栄製薬株式会社 (〃) 本社工場 東京都台東区池之端一六一 (高岡市中出雲七)
〃	富山	〃	高岡(三六〇)	滑川(三六四)	小杉 (三六五) 石黒 (三六六) 重兵衛林	〃	〃	〃	富山	富山	高岡(三七六)
三三三三	六五〇	四一五〇	三三〇〇	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三
中野忠雄 野原忠治	中井憲太郎 田中良一	小森隆山 隆士	大西輝雄 松本豊彦	金森久二 藤田久平	石黒重兵衛林 重孝	金岡幸二 小林良彦	布目龟次郎 関野善清	小幡善保 酒井七郎	須加秀雄 志賀正雄	安村正信 高木松男	長崎六郎 長江孝二
〃	〃	一・一	六・六	一・一	三・六	〃	〃	一・一	七・五	三・〇	一・六

許可番号	製造業者名 (製造所の名称)	製造業者住所 (製造所所在地)	電話番号	代表者名	責任技術者名	許可年月日	備考
〃	三 株式会社ヒルヤ精龍堂	富山市水橋町三三	富山 六〇三三	藤谷 毅島	崎守 恭彦	九・一六	
〃	元 福寿製薬株式会社 (〃) 富山工場	東京都練馬区関町二丁目乙 (三番地) (富山市萩原四八)	〃	小杉 定治	橋本 一邦	七・一	
〃	三 株式会社前田模範堂	東京都目黒区目黒本町一七 (〃) (富山市浜黒崎二五)	〃	前田 秀政	前田 佳代	三・一五	
〃	六 リードケミカル株式会社	富山市口俣七六	〃	森 政雄	森 政雄	一・一	
〃	元 株式会社レインポーネ チカル研究所	東京都千代田区麴町五四(セ タニビル) (高岡市下関二一九毛利ビル 二階)	高岡(七六) 三二五五	小倉 保雄	長田 富夫	一〇・一五	

医薬品輸入販売業者

輸入販売業者数 一四 営業所数 一四

許可番号	販売業者名 (営業所の名称)	販売業者住所 (営業所所在地)	電話番号	代表者名	管理者名	許可年月日	備考
三三九	極東薬品株式会社	東京都中央区八重洲三六六 (富山市牛島新町八二〇)	富山 三二五七	安村 正信	半田 和敬	一・一	
三三三	株式会社広 賀	富山町梅沢町二九一	〃	小幡 善保	関谷 二郎	〃	
一八三	大協薬品工業株式会社 (東京都練馬区桜台二二三 富山市水橋島等字花井一七三 三)	〃	〃	石黒 重兵衛	石黒 文子	七・一	

三 諸 会 社

二〇〇	大東交易株式会社 (〃) 営業部 (〃) 富山市八日町三六 今泉四九六	〃	九一〇〇三	笹山梅治 大津賀保信 五・六・一五	
二〇一	富山化学工業株式会社 (〃) 富山工場 東京都新宿区西新宿三二五 (富山市下奥井二〇四)	〃	三三三六	中野忠雄 斎藤英二 五・一・一	
二〇二	東亜薬品株式会社 富山市三郷二六	〃	七五〇〇	中井憲太郎 能登満 〃	
二〇三	東洋フアルマー株式会社 富山市安住町二二四 (東砺波郡井波町井波八八五)	井波 (〇七三六) 二二三五	三田一雄 大谷功 〃		
二〇四	日本医薬品工業株式会社 (〃) 滑川工場 富山市総曲輪一六三三 (滑川市下梅沢二〇五一)	滑川(〇六四) 三〇四七	田村四郎 石倉幹夫 五・三・二		
二〇五	日本フアルマー株式会社 中新川郡上市町若杉八一	上市 (〇七四七) 二〇二四	室田之男 室田修 五・五・一		
二〇六	富士化学工業株式会社 〃 横法音寺五	〃 二二三三	西田安正 村崎宏毛 一・一・一		
二〇七	富士薬品工業株式会社 高岡市長慶寺三〇	高岡(〇六六) 三二四六	竹田雄一郎 黒川俊英 五・七・一		
二〇八	北宝薬品株式会社 大阪市阿部野区阪南町六二 (富山市曙町二五五)	富山 三二四七	出水貞尚 松沢千穂 五・三・一		
二〇九	明治製薬株式会社 東京都新宿区百人町二二三 (滑川市中川原三〇)	滑川(〇六四) 三二三六	石黒実石 黒貞子 〃		
二一〇	渡辺薬品工業株式会社 富山市水橋町五五	富山 六〇二五	渡辺達二 渡辺進 五・二・二五		

(富山県薬業振興課「医薬品等製造業者名簿」)